

野生鳥獣被害防止 マニュアル

イノシシ、シカ、サル、カラス
—捕獲編—



はじめに

近年、野生動物による農作物被害は全国で大きな社会問題となっている。農作物被害額は毎年 200 億円にものぼり、しかも中山間地域などでは、特定の地域に集中的に発生することで激甚な被害となっている。

農林水産省では、こうした被害への対策を効果的に進めるため、野生動物の生態等に関する知識や簡便な防除技術を農業者等へ普及する補助教材として、平成 17 年度に「野生鳥獣被害防止マニュアル - 生態と被害防止対策（基礎編）-」を作成し、関係自治体等へ配布した。

また、個別の動物種への農作物被害防止対策を現場で指導する際、すぐに役立つ実践編として、平成 18 年度にはイノシシ・シカ・サル編を、また平成 19 年度には鳥類編とハクビシン編を作成した。

本マニュアルは、これらの補助教材の一環として、現場からニーズが高い捕獲や捕獲個体の有効活用法に関する技術や知識を普及させるものとして、平成 20 年度に専門家の検討会を中心に作成された。

被害防止対策を進める上で、捕獲は重要な手法であるが、関係法令の遵守はもちろんのこと、無計画な捕獲によって個体群を分散させ効果的な被害防止対策を講じづらくするなど逆効果になることもあり、捕獲に関する適切な技術や知識をもって取り組む必要がある。また、シカやイノシシの捕獲個体を食肉等として有効活用することに関心が集まっているが、これに応えていくためには衛生管理を徹底するとともに、流通体制を確保していくことが必要である。

本マニュアルが、各地域の技術指導者である普及指導員、市町村担当者、JA 担当者等の方々に十分活用され、被害防止対策に大きな成果がでることを期待する。

平成 20 年度鳥獣害対策専門家育成検討委員会

委員長 羽山伸一

（日本獣医生命科学大学野生動物教育研究機構・機構長）

目 次

はじめに

第Ⅰ章 被害防止対策	1
1 被害防止対策の基本的な考え方	2
（１）被害防除	3
（２）生息地管理	3
（３）個体数管理	4
2 被害防止対策のポイント	6
3 地域ぐるみの被害対策と体制づくり	7
（１）地域ぐるみの面的対策が基本	7
（２）対策の組み合わせが重要	7
（３）基本姿勢ときっかけづくり	7
（４）取組に対する仲間意識と対策における連携	8
（５）地域ぐるみの捕獲体制整備	8
4 捕獲による被害軽減	9
（１）基本的な考え方	9
（２）効果的な捕獲のポイント	9
（３）捕獲に当たっての留意事項	10
（４）錯誤捕獲の対処	10
（５）捕獲後の処理	11
第Ⅱ章 捕獲に関する基礎知識	15
1 捕獲の基本的な考え方	16
（１）狩猟	17
（２）有害鳥獣捕獲	20
（３）特定鳥獣保護管理計画による個体数調整	20
2 野生鳥獣の捕獲方法	22
（１）銃器を用いた捕獲方法	23
（２）わなを用いた捕獲方法	27
3 関連法律	32
（１）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	32

(2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止 のための特別措置に関する法律	35
(3) 銃砲刀剣類所持等取締法	36
(4) 火薬類取締法	38
第三章 鳥獣種別の捕獲方法	41
1 イノシシ	42
(1) 生態	42
(2) 捕獲数と被害	42
(3) 捕獲の基本的な考え方	43
(4) 捕獲方法	44
(5) 捕獲の取組事例	53
2 シカ	58
(1) 生態	58
(2) 捕獲数と被害	58
(3) 捕獲の基本的な考え方	59
(4) 捕獲方法	59
(5) 捕獲の取組事例	63
3 サル	74
(1) 生態	74
(2) 捕獲数と被害	74
(3) 捕獲の基本的な考え方	75
(4) 捕獲方法	76
(5) 捕獲の取組事例	79
4 カラス類	86
(1) 生態	86
(2) 捕獲数と被害	86
(3) 捕獲の基本的な考え方	87
(4) 捕獲方法	89
(5) 捕獲の取組事例	97

第Ⅳ章 イノシシとシカの利活用	109
1 野生鳥獣の利活用	110
2 肉の利活用を進める上での留意点	110
3 食品衛生法	111
4 北海道における取組	112
5 今後の課題	113
6 各地における取組事例	113

第Ⅴ章 関係資料編	139
1 野生鳥獣による被害状況	140
2 鳥獣被害防止対策関連事業	145
3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止 のための特別措置に関する法律の概要	147
4 鳥獣被害対策に関する特別交付税措置	150
5 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの 登録制度の概要	151
6 国の鳥獣被害対策の窓口、独立行政法人 試験研究機関	160

●引用文献

●参考文献・図書・資料

●おわりに

●野生鳥獣被害防止マニュアルー捕獲編ー作成委員

本マニュアルで使用される用語説明

防 止 : 鳥獣被害を防ぐために実施される鳥獣被害対策全般の取組を示す。

防 護 : 鳥獣被害を防ぐために捕獲駆除以外の方法で実施される鳥獣被害対策。例えば、耕作地を野生鳥獣から守るために設置する柵を「防護柵」とよぶ。

捕 獲 圧 : 狩猟および許可捕獲（有害鳥獣捕獲や個体数調整等）による野生鳥獣に対して与える影響。

狩 猟 圧 : 狩猟による野生鳥獣に対して与える影響。

放 逐 : 家畜を含む人間の管理下にある鳥獣を野に放すこと。

放獣・放鳥 : 野生鳥獣を放すこと。

狩 猟 : 狩猟免許を取得し、狩猟を行う区域を管轄する都道府県知事の狩猟者登録を受け、法定猟具を使用して狩猟鳥獣を捕獲すること。

許 可 捕 獲 : 有害鳥獣捕獲や特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整による捕獲をすること。原則として、狩猟免許を取得した者が捕獲に従事する。

第 I 章 被害防止対策

1 被害防止対策の基本的な考え方

野生鳥獣による農作物の被害防止対策を実施する上での基本は、被害を引き起こす要因を知り、それに応じた対策を行うことにある。また個々の農業者による点的な対策だけでは抜本的な効果を期待することは困難であり、対策を効果的に進めるためには、地域ぐるみの取組みを推進する必要がある。農林漁業者の高齢化等が進んでいる地域では、まず、地域全体で被害対策に取り組む体制を整備することが重要である。

野生鳥獣による被害を左右する主な要因としては、図 1. 1 に示す3つが考えられる。農作物への被害は、これらの要因が絡み合って発生し、またそれぞれの要因は、相互に関連し合う。したがって、これらの要因に対応し、被害を減少させるためには、野生鳥獣の管理手法である「被害防除」、「生息地管理」、「個体数管理」の3つを総合的に進めて行く必要がある。

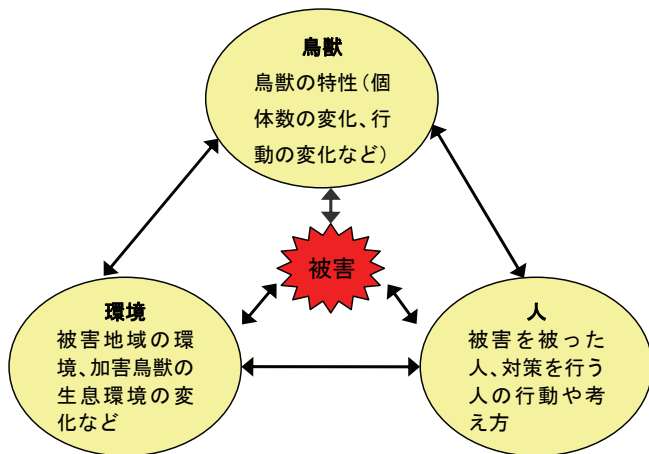


図 1.1 野生鳥獣類による農作物被害を左右する要因

(1) 被害防除

被害防除とは、農林漁業や人身に対する被害発生の原因やプロセスを解明し、様々な被害防除技術を用いて被害の軽減を図る手法である。

被害状況（加害鳥獣種、被害の発生時期や頻度、被害対象作物、被害地域の範囲など）を把握し、適切な被害防除技術を選択する。

農作物被害に対する被害防除は、農家を中心とした地域・集落の住民が一体となって主体的に取り組み、行政や普及指導センター、試験研究機関等がそれを支援する形態が最も効果的である。

防除のポイント

- 野生鳥獣の餌となる収穫放棄された果樹や農作物残渣をなくすこと、耕作放棄地や放棄竹林をなくすことなどにより、地域ぐるみで人家周辺の環境を整備し、野生鳥獣が進入したり定着したりしないような、野生鳥獣にとって魅力のない地域づくりを進める。
- 被害発生の原因を把握し、鳥獣種や被害レベル、地形などに合わせた適切な防護柵や防護網を地域ぐるみで設置し、住民自らが中心となってその維持管理を行う。
- 地域ぐるみで野生鳥獣に対して追い払いなどの威嚇を行い、野生鳥獣の人慣れ度を軽減させる。

(2) 生息地管理

生息地管理とは、野生鳥獣の生息地を適切に整備すること、あるいは野生鳥獣の生息地と農地との間に緩衝地帯を設けることによって、農地や人里周辺への出没を減少させ、被害を減らす手法である。

生息地管理によって、農作物被害を減少させるためには、長期的及び短期的な目標設定のもとで取り組む必要がある。また、野生鳥獣の生息環境保全・再生については、おもに国や都道府県、市町村など行政が実施主体となって進める必要がある。

管理のポイント

- 人工林の間伐などにより林床植物の生育を促す、また広葉樹林の育成など、野生鳥獣の生息環境となる森林等を適切に整備する。
- 里山に放置された雑木林や拡大する放棄竹林の刈払いなどの管理を行う。
- 道路やダムなどで分断された野生鳥獣の生息環境や行動域を移動経路（コリドー）により繋ぎ合わせ、本来の生息環境の連続性を確保する。
- 人里周辺、農地（耕作地）と野生鳥獣の生息地である森林等との間に帯状に見通しのよい空間（緩衝地帯）を人工的に整備して、野生鳥獣が森林等から農地へ出没しにくい環境をつくり出す。

（３）個体数管理

個体数管理とは、野生鳥獣による被害の軽減と地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るために、個体数、生息密度、分布域又は群れの構造などを適切に管理することである。

個体数管理は生息地管理と同様に、長期的かつ広域で取り組む必要があるため、科学的データに基づき必要に応じ、都道府県が特定鳥獣保護管理計画（以下、「特定計画」という。）を策定して、それに基づき実施する。

また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）により、各市町村が単独又は共同で作成する「被害防止計画」についても、「特定計画」と整合性をとりながら作成する必要がある。

個体数管理を効果的に行うためには、被害を軽減させるために実施する総捕獲数を目標として設定する必要がある。総捕獲数とは、野生鳥獣を捕獲する全ての行為で、狩猟、有害鳥獣捕獲、個体数調整などの全ての捕獲数である。

管理のポイント

- 都道府県毎に特定計画を策定し、対象鳥獣の個体数管理のための達成目標を設定する。また、市町村段階の実行計画を策定することにより、被害状況に応じた的確な個体数管理を行う。
- 対象鳥獣の個体数管理を効果的・効率的に行うために、特定計画に沿って、狩猟期間の延長、狩猟禁止・制限の解除や緩和などの措置を行う。
- 個体数管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲等の数量配分の考え方を特定計画に設定するとともに、捕獲等の実施状況を調整しつつ、目標達成を図る。また、特定計画に基づいた各市町村の実施計画と毎年の実施状況を管理・調整する。



2 被害防止対策のポイント

野生鳥獣類による農作物の被害防止対策の中には、「防護」、「追い払い」、「捕獲」などがあり、被害を出している種を特定し、その上で被害要因に対応した対策を行う必要がある。

一般的に被害防止対策を実施する場合、

- ① 被害を出している種を確認すること
- ② 農地や人家周辺に寄せ付けないこと
- ③ 農地への進入を防ぐこと
- ④ 捕獲による個体数の削減

がある。これらを組み合わせ、地域ぐるみで効率良く被害を防ぐことが重要である（図 1.2）。

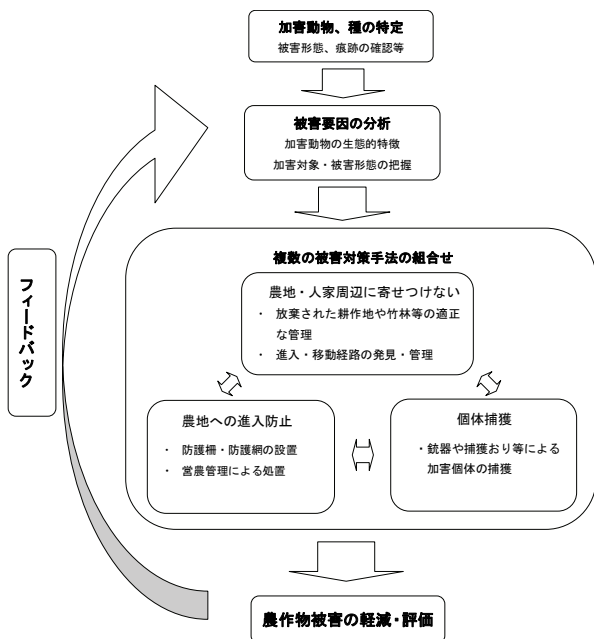


図 1.2 被害防止対策のプロセス

3 地域ぐるみの被害対策と体制づくり

(1) 地域ぐるみの面的対策が基本

被害防止対策においては、個々の農家による点的対策を追求するのではなく、地域ぐるみによる面的対策に取り組むことが重要である。

集落がまとまらず、防護柵・防護網の設置等の対策を個々の農家が行う点的対策を行った場合は、被害対策を行った農地以外の近隣農地に被害が分散し地域全体としての被害は軽減しにくく、個人の経費負担も重くなる。一方、地域ぐるみの面的対策を行った場合には、地域における被害が軽減でき、かつ個人の経費負担についても軽減することが可能である。

(2) 対策の組み合わせが重要

これまでは防護柵・防護網の設置、有害鳥獣捕獲、個体数調整など単発的な対策が中心に行われてきたが、被害の大幅な軽減には至っていない場合が多い。被害の軽減を確実に行うためには、都道府県が策定する獣種ごとの特定計画などにしたい、「被害防除」、「生息地管理」、「個体数管理」の3つの管理手法を組み合わせ、中長期的な視点に基づく総合的対策を地域ぐるみで実施する必要がある。

(3) 基本姿勢ときっかけづくり

鳥獣被害対策では、基本的に防護柵・防護網の設置、追い払いや捕獲等の総合的な対策が不可欠であるため、数戸の個別農家が点的対策を行っても、地域全体としての被害軽減効果は低く、地域の被害軽減を行うためには、面的対策を誘導することが必要になる。

このため、鳥獣被害対策は個々の技術指導というより集落営農の一環としてとらえるべきであり、特定農家による営農組合、農

業改良組合、猟友会、農家と非農家ともに参画する自治会などの組織を対象に、早期に地域ぐるみの対策にもっていくように技術指導を行う。

（４）取組に対する仲間意識と対策における連携

地域ぐるみの対策を実施するためには、組織連携による防除体制が必要になる。市町村、ＪＡ、猟友会等の地域指導機関がコーディネーターとなって調整を行い、被害集落の組織や関係機関を取りまとめる。農作物の被害防止対策の効果を最大限に発揮するためには、連携体制を構築するのが望ましい。

例えば、防護柵・防護網の設置などの作業は、普及指導センターなど地域指導機関の指導のもと、地元住民主導で実施するようにする。被害住民と関係者が共に汗をかいて協働することによって、仲間意識・連帯意識が生まれ、地域ぐるみの対策へと誘導しやすくなる。防護柵・防護網の設置後は、集落内に管理組織を結成し、定期的・継続的に管理するよう指導する。

（５）地域ぐるみの捕獲体制整備

農業者自らが野生動物から田畑を守るという主体性を持ってもらうことが重要である。また、農業者にも狩猟免許を取得してもらい、猟友会と一体となって捕獲体制を組織することができれば、被害農家から捕獲班への連絡も円滑に進み、被害が拡大する前に捕獲を進めることができる。それだけではなく、狩猟免許所持者が増えることで、捕獲実施者の担い手を補完することが可能となる。さらに、地域全体の共通認識として、イノシシやシカなどの野生獣は、害獣的な面だけでなく、有益な生物資源としての側面をあわせもつという考えを浸透させることも重要な事項である。行政・農業者・狩猟者等に地域住民を取り込み、野生獣類を資源として位置づければ、飲食店や宿泊施設、食育関係者など、これまでイノシシやシカと無縁と思われていた人たちを取り込むことが可能となり、地域ぐるみの捕獲体制ができ、効率的な被害軽減が可能となる。

4 捕獲による被害軽減

(1) 基本的な考え方

野生鳥獣における一般的な被害防止対策は、「防護」、「追い払い」、「捕獲」の組み合わせで行うことが重要である。野生鳥獣類を捕獲するだけでは、その地域から被害を出している動物がいなくなる限り、被害はなくなる。一方、被害を出している特定個体を捕獲することや、その地域の個体数を減少させることにより、全体の被害程度を軽減することは可能であり、短期的、緊急的に被害を軽減させるためには有効である。

いずれにせよ、それぞれの地域の社会状況や被害対策の歴史的経緯、地域個体群の大きさ、加害群の性格、被害農林地の構造や周辺状況等々、多くのことを考慮し、捕獲を含めた計画的な被害防止対策を地域の実情に合わせて実行することが重要である。

あくまでも被害を軽減させるための捕獲であるので、計画的に実施することが重要である。

(2) 効果的な捕獲のポイント

野生鳥獣の習性や生態を知らずに、やみくもにわな等を設置し、捕獲しても、被害が軽減するとは限らない。また、被害を出している鳥獣種ごとの効率的な捕獲のポイントがある。

捕獲のポイント

- 被害を軽減するためには、被害を出している個体や群れを捕獲することが重要である。
- 被害の出ている農耕地周辺で捕獲する。
- 子供を産むのはメスである。特に獣類については、効率的に個体数を減少させるために、メスを選択的に捕獲することが重要である。
- 獣類では、妊娠中のメスを捕獲することは効率的であること

から、狩猟による捕獲も被害を軽減させるための個体数削減に役立っている。

- 野生鳥獣の個体数は出生や自然の要因による死亡で変動するため、個体数の年間変動を考慮した計画に基づいて実施することが重要である。

(3) 捕獲に当たっての留意事項

捕獲に際しては、捕獲許可証または従事者証を携帯し、許可を受けた者が、捕獲わなごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、許可有効期間を記載した標識を装着する。

また、許可証及び従事者証は、その効力を失った日から 30 日以内に、許可申請をした窓口まで返納するとともに、捕獲の実績を報告する。なお、許可期間が過ぎた場合は、必ず捕獲わなが作動しないようにする。

(4) 錯誤捕獲の対処

イノシシやシカを捕獲する目的（捕獲許可条件がイノシシやシカの場合）でわなを設置し、ツキノワグマが捕獲された場合は、目的外捕獲になるため、麻酔薬等を用い錯誤捕獲された個体を保定し、速やかに現状を復帰（放逐）する。放逐することは、危険が伴うことがあるので、錯誤捕獲が確認された段階で、地方自治体の鳥獣行政担当課に連絡し、相談すること。



写真 1.1 イノシシ用の足くくりわなにツキノワグマが錯誤捕獲された事例

(5) 捕獲後の処理

1) 捕獲個体の安全な取り扱い

わなにかかっていたり、手負い（半矢）となった野生動物は弱っているように見えても、人が近づくと興奮して、咬みついたり引っ掻くなどの攻撃をしてることがあるので注意深く対処する必要がある。また、不用意に野生動物に触れれば、ダニ等の寄生虫や感染症がうつることがあるが、一般的な衛生観念を持ち、注意して対応すれば過度に心配する必要はない。

1. 自分やまわりの人の安全を確保して、 近づいてさわる前に動物の状態を確認する



作業用の皮手袋など
厚手の手袋を着用
すべりにくい履き物
として長靴などを履く
とよい（サンダルはダメ）

まずは安全な所から
動物の状態を確認



関係者以外はわなや捕獲
した動物に近づかせない

特に子供に注意！

2. 動物の体、排泄物（糞・尿）や血液・唾液などの分泌ものに素手でさわらない



触る時は手袋（皮手袋や厚手のビニール製など）をつけてから

3. ダニ等の外部寄生虫がつかないように気をつける

なるべく藪^{やぶ}に入らない



ダニ等をみつけやすいように白っぽい服を着る

ダニに噛まれた場合は、無理やり取らず、医師の診察を受けること

捕獲のあとは着替えをする

4. 動物を取り扱った後は手をよく洗う

5. 野生動物やダニ等に咬まれた時は、必ず病院に行き、医師に相談すること

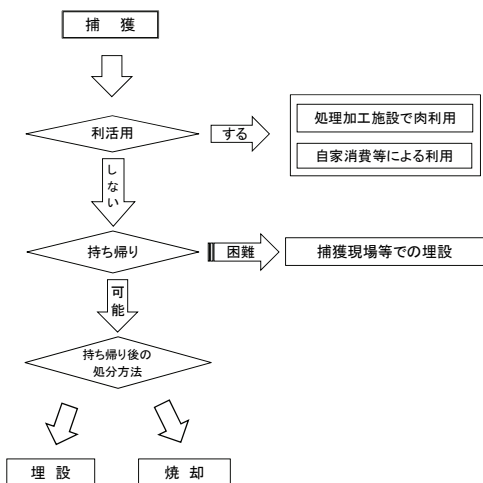
2) 適切な処理

捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り不要な苦痛を与えない適切な方法を用いる。

捕獲した鳥獣については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下：鳥獣保護法と称す）第 18 条の規定により捕獲場所においてこれを放置してはならないこととなっており、原則として持ち帰り、埋設や焼却により適切に処理する必要がある。

持ち帰ることが困難な場合は、捕獲現場等で適切に埋設もできるが、水源地等に配慮し埋設場所を選定するとともに雨風等による露出や他の野生獣が掘り返しできないよう地中深く埋設する必要がある。

また、イノシシやシカの肉を自家消費分として活用する以外に、大量に処理する場合は、その残渣が廃棄物の処理及び清掃に関する法律により産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物）とみなされる場合もあるので、残渣処理については関係市町村に事前に確認する。



第Ⅱ章 捕獲に関する基礎知識

1 捕獲の基本的な考え方

野生鳥獣の捕獲の方法として、狩猟による捕獲と許可捕獲がある（表 2.1）。許可捕獲には、有害鳥獣捕獲と特定計画に基づく個体数調整がある。被害が発生しているからといって、これらからはずれて、野生鳥獣を許可なく捕獲することはできない。

許可捕獲に関して、捕獲許可権限は、通常都道府県知事が持っているが、市町村長に許可権限を委譲している場合もある。

表 2.1 狩猟・有害鳥獣捕獲・個体数調整の関係

区 分	狩 猟	許可捕獲	
		有害鳥獣捕獲	個体数調整
定 義	狩猟期間に、法定猟法により狩猟鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷）を行うこと	農林水産業又は生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵採取等を行うこと	特定鳥獣保護管理計画に基づく鳥獣の捕獲等又は採取等を行うこと
対象鳥獣	狩猟鳥獣49種（鳥類のひなを除く）	狩猟鳥獣以外の鳥獣も可能（鳥獣類及び鳥類の卵も含む）	特定鳥獣保護管理計画で定められた鳥獣
捕獲及び採取の事由	問わない	農林水産業等の被害防止	地域個体群の長期的にわたる安定的な維持
個別の手続き	不要（狩猟免許の取得、毎年度の登録が必要）	許可申請が必要 申請先：都道府県知事（権限移譲している場合は、市町村長）	許可申請が必要 申請先：都道府県知事（権限移譲している場合は、市町村長）
資格要件	狩猟免許及び狩猟者登録を受けた者	原則として狩猟免許を受けた者	原則として狩猟免許を受けた者
方 法	法定猟法（網猟・わな猟・銃猟）	法定猟法以外の方法も可能（危険猟法等については制限あり）	法定猟法以外の方法も可能（危険猟法等については制限あり）

(1) 狩猟

鳥獣保護法において狩猟とは「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等を行うこと」と定義されており、狩猟免許を取得することが必要である。

狩猟免許の種類には網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許がある（表 2.2）。

狩猟免許試験は、居住している地域を管轄する都道府県知事が実施し、試験に合格して取得した免許は、全国で有効である（図 2.1～2.2）。免許の有効期間は3年間で、3年ごとに更新が必要である。ただし、狩猟をしようとする場合は、その地域を管轄する都道府県に狩猟者登録をする必要がある（表 2.3）。

表 2.2 法定猟具と免許の種類

猟 具	狩猟免許の種類
むそう網、はり網、つき網、なげ網	網猟免許
くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな	わな猟免許
装薬銃（ライフル銃、散弾銃） 空気銃（圧縮ガス銃を含む）	第一種銃猟免許
空気銃（圧縮ガス銃を含む）	第二種銃猟免許

※ただし狩猟による鳥類の捕獲のためにわなを使用することは禁止されている

表 2.3 有害鳥獣捕獲と狩猟捕獲の比較

	免許	登 録	期 間 ⁽²⁾
狩猟による捕獲	○	狩猟を行う都道府県に要登録	北海道以外：毎年11月15日～2月15日 北海道：毎年10月1日～翌年1月31日
有害鳥獣捕獲	○	× ⁽¹⁾	許可された期間であれば年中可能

(1)：狩猟者登録を義務づけている都道府県等もあるので、都道府県出先事務所及び市町村の鳥獣行政担当課等に確認されたい。

(2)：特定鳥獣保護管理計画や猟区などにより対象種及び地域ごとに狩猟期間が異なるので、都道府県の鳥獣行政担当課等に確認されたい。

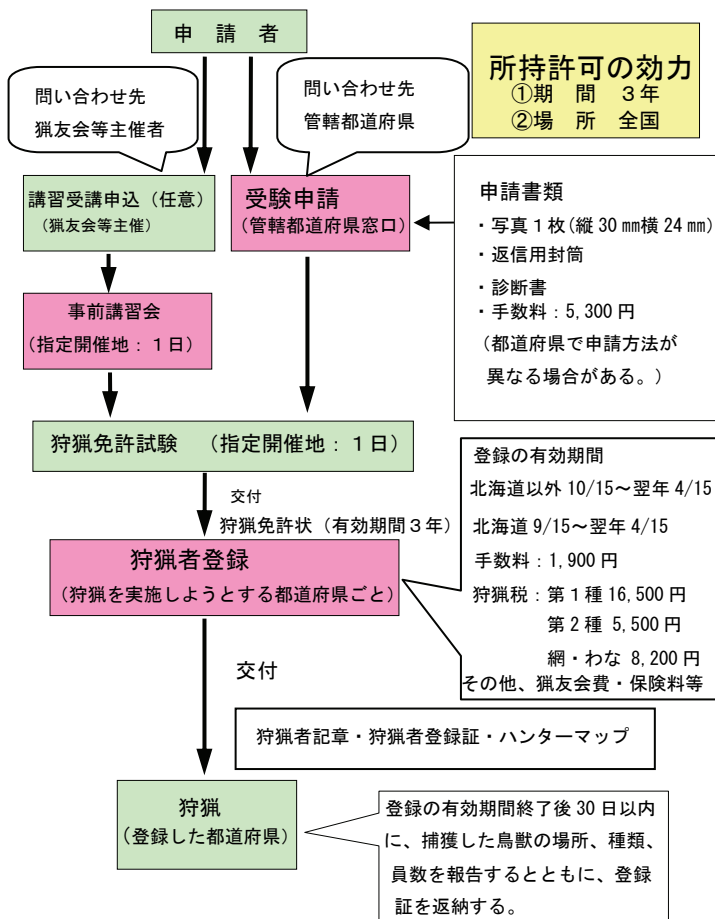


図 2.1 狩猟免許状と狩猟者登録の申請手続き
(初めての場合)

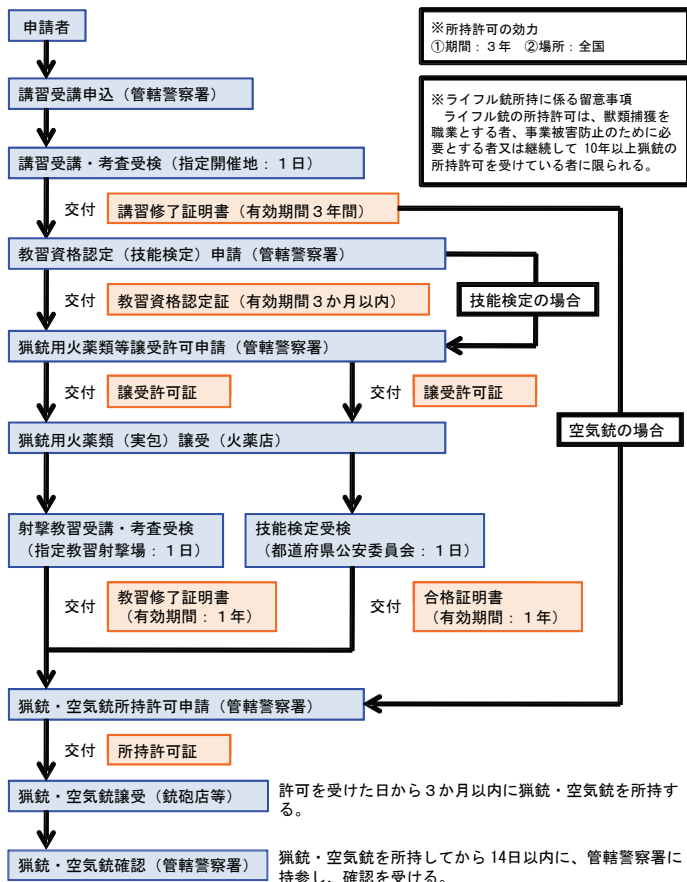


図 2.2 猟銃・空気銃所持許可の申請手続き
(初めて所持する場合)

(2) 有害鳥獣捕獲

鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系にかかわる被害が生じている、あるいはその恐れがあり、原則として各種の防除対策によっても被害が防止できないと認められた時、その防止、軽減を図るために捕獲が行われる。捕獲許可申請は、被害を受けている個人、法人（国・地方公共団体、農協、森林組合などに限定）が行うことができる（図 2.3）。

被害を受けている農家が有害鳥獣捕獲の申請をする場合は、市町村の鳥獣行政担当課へ相談し、手続きを確認する。

(3) 特定鳥獣保護管理計画による個体数調整

特定鳥獣保護管理計画（以下、「特定計画」という。）は、当該計画を策定しようとする都道府県の区域内において、その数が著しく増加又は減少している鳥獣（以下、「特定鳥獣」という。）がある場合において、当該鳥獣について順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じて、被害防除対策、生息環境管理及び個体数管理の実施等による総合的な鳥獣保護管理を行うために策定されるものである。

特定計画の対象地域においては、特定鳥獣の個体数調整を行う際には、鳥獣保護法第9条第1項に基づき、特定鳥獣の数の調整の目的として捕獲許可を受ける必要がある。なお、当該区域内においては、狩猟におけるわな等の猟具の規制が解除されている場合がある。

なお、この捕獲の許可対象者は、有害鳥獣捕獲と異なり、被害を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者でなくとも良いこととされている。

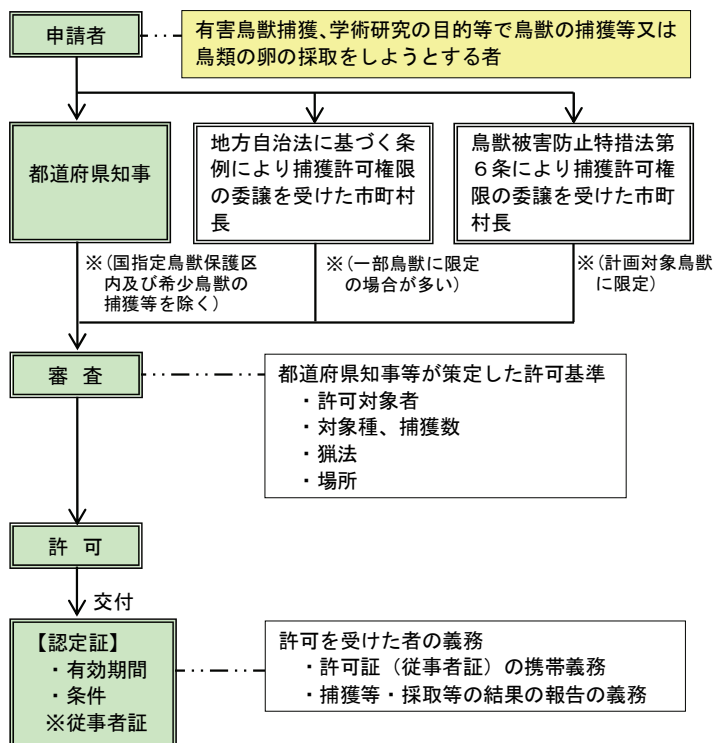


図 2.3 鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等に係る許可手続き

2 野生鳥獣の捕獲方法

鳥獣を捕獲する場合は、特別な場合を除き、狩猟免許を取得し、法定猟具を用い捕獲する。狩猟免許ごとに、使用できる猟具が決まっている。例えば、わな猟免許所持者は、くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわなを、第一種銃猟免許所持者は装薬銃（猟銃）と空気銃を使用することができる。

ここでは、本マニュアルの対象種が、イノシシ、シカ、サル及びカラス類であるので、猟銃及び空気銃（以下、銃器と称す）による捕獲と、わなによる捕獲の共通方法について説明する。



(1) 銃器を用いた捕獲方法

銃器を用いた方法としては、「巻き狩り猟（グループ猟）」、「流し猟」、「忍び猟」、「コール猟」などがある。これらは基本的に獣類を対象にした方法である。

1) 巻き狩り猟

主に大型獣類を対象とした方法である。捕獲作業を指示する指揮者（1名）、「待ち場」で待機し、獲物を撃つ役割を担う「射手（数名）」、犬を連れる場合もあるが、待ち場に向かって獲物を追



い出す役割を担う「勢子（数名）」が基本的な人員構成となる。

獣種によって若干方法は異なるが、山腹にいる獲物を低標高に追い出して、そこに待機する射手に射撃させて捕獲する方法である。全体を見渡せる位置に猟場の指揮者が立ち、各人はその発声や身振りによって整然と行動するのが特徴である。近年では、アマチュア無線の免許を取得することで、無線機を利用して行われる。このため、全体を見渡せる場所に指揮者を置かず、自らが勢子となって獲物を追い出すなどの方法もあり、必ずしも固定化されたものではない。

<実施の手順>

・見切り

捕獲する場所の外周を歩きながら観察し、獲物の有無を確認する。足跡の方向などの痕跡から獲物が潜んでいる場所を予測し、猟場を決定するための情報を収集する。



- ・打合せ

指揮者を中心として、猟場の決定や人員の配置等の計画、注意事項の確認等を行う。

- ・展開

計画に基づいて、猟場に展開する。全員が配置についてを確認したうえで、勢子が入り、獲物を追い出す。無線等により、獲物の状況を逐次射手に伝え、待ち場に追い込んで射止める。

2) 流し猟

広く地域を歩いて獲物を探し求めることをしょうりょう 渉 猟 という。近年では自動車を用い移動しながら捕獲対象物を探し、捕獲する場合もある。主に、北海道のエゾシカ捕獲などで用いられる猟法である。

獲物の警戒心が高くなると、車を停めただけで逃げる場合もあり、遠距離での射撃技術が必要となる。

<実施の手順>

- ・事前準備

広範囲を搜索することになるので、鳥獣保護区や特定猟具使用制限区域、休猟区等の位置を確認するとともに、必要に応じて入林届けの提出などを行う。

- ・しょうりょう 渉 猟

低速で車を走らせながら、獲物を搜索する。発見した場合には、獲物に警戒されないように停車する。

- ・発砲

下車した後、公道から離れてから銃のカバーを外す。安全を確認し、実包を装填する。狙いを定めて射止める。また、農耕地で実施する場合には、作業中の人や家畜がいないことを確認する。

3) 忍び獵

静かに身を隠しながら獲物に接近して、射止める方法である。場合によっては、獣道に身を隠して獲物が通りかかったところを射止めることもあるが、これは「待ち伏せ獵」と呼ばれる。

一般的には、積雪があり足跡を容易に追跡できる地域では、犬を連れずに狩獵者だけが静かに獲物に接近するが、痕跡を発見しにくい地域などでは、犬を連れて行う場合もある。いずれの場合も、狩獵者は単独であり、いかにして獲物に警戒されずに接近するかが重要となる。

<実施の手順>

・ 事前準備

獲物の搜索から回収まで一人で行うことになるため、十分な準備が必要となる。一般的な大物獵には、獵銃、獵銃・空気銃所持許可証、狩獵者登録証、狩獵者記章、実包、ハンターマップ、ナイフなどが個人装備として必要である。さらに単独の忍び獵の場合には、搬出用ロープなどグループで共有できる装備まで個人が携行する必要がある、準備不十分であると大変な労力が必要になる。

・ 渉獵^{しょうりょう}

風向きを考慮し、風下から獵場に入る。足跡や糞、食痕などを目安に獲物に接近する。

・ 獲物の確認と発砲

十分に接近し、周囲の安全を確認したうえで、獲物を射止める。

4) コール猟

発情期のシカが発する鳴き声を特殊な笛で真似て、おびき寄せて射止める猟法である。発情期の秋に適した猟法である。

<実施の手順>

・準備

様々な様式のコール笛が販売されているが、ニホンジカ専用のものはなく、アカシカ用やエルク用のものを転用しているのが現状であり、コールの方法にも練習が必要であるために、事前に購入し準備をしておく必要がある。

・しょうりょう渉 猟

シカの生息地を、シカ笛を吹きながらゆっくりと渉猟する。出現したシカを、射止める。

・待ち伏せ

ブラインドなどカモフラージュした場所で、身を隠しながらシカ笛を吹いて呼び寄せる。

銃器を用いた捕獲方法の実施に当たっては、地元の猟友会等と十分に調整を行い適切な捕獲方法を採用する。



(2) わなを用いた捕獲方法

一般的に捕獲わなとして、「はこわな」、「囲いわな」、「くくりわな」などがある。「はこわな」、「囲いわな」は、対象種がわな内の餌に引き寄せられ、餌を食べると扉や柵が閉まる仕組みになっている。北海道の一部地域では、大型の囲いわなを用い、エゾシカを捕獲している事例がある。また、「くくりわな」には、「足くくりわな」などがあり、対象獣種や地形などで使い分けているところもある。わなを常設していると野生動物は、その場所を覚えるので設置に工夫が必要である。また、錯誤捕獲があった場合にすみやかに放獣する必要があることや、わなにかかった個体の長時間の放置は動物福祉上の問題もあり、わな設置後は毎日見回る必要がある。

1) はこわな

全面とも金網や板等で囲われた箱状のわなで、箱の中に閉じ込め捕獲するものである。基本的な構造は、わなの中に餌を入れ、対象動物が餌を食べる、または食べようとしてわなの中に入ることにより、扉を落としわなの中に閉じ込めるものである。わなにおびき寄せるため、餌を必要とする。餌を大量にわな周辺に撒くと、餌だけを食べて捕獲されない個体が出てくるなど、餌付状態となることがある。

形状は、移動が可能な小型のものが主流で、比較的簡単に設置ができる。扉は、片面と両面の2つのタイプがある。

主な対象鳥獣は、サル、イノシシ、クマ類、カラス類で、シカの捕獲に用いる地域もある。ただし、狩猟で鳥類をわなで捕獲することは禁じられている（有害鳥獣捕獲は可能）。

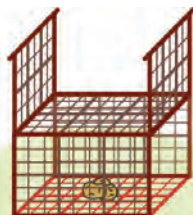




写真 2.1 カラスの捕獲わな（はこわなの1種）

2) 囲いわな

基本構造は、はこわなと同じであるが、上面（天井部）がない。つまり、上部を除く周囲の全部または一部を杭や柵で囲いこみ、その中に動物が入ると、出入り口の扉が閉まる構造になっている。なお、わなの上面の水平面の半分を超える面積を覆うと、はこわなとして扱われることになる。

形状は、大型なものが主流で、一度設置したら移動は困難なため、常設型として用いられていることが多い。

主な対象鳥獣は、イノシシとシカである。北海道では、エゾシカの肉を利活用するため、大型の囲いわなを用いてシカを捕獲し、養鹿している。エゾシカを餌でおびき寄せるため、野外での餌が少ない冬季にエゾシカが集まる場所（越冬地）で実施している。



写真 2.2 イノシシ捕獲用囲いわな

囲いわな特例

狩猟でイノシシなどの狩猟鳥獣を捕獲するためには、狩猟免許の取得及び狩猟者登録が必要である。

ただし、狩猟期間中で狩猟が可能な区域であれば、農林業者が自らの事業に対する被害を防止する目的で、事業地内で囲いわなを用いてイノシシ等の狩猟鳥獣を捕獲することについては、狩猟免許を取得しなくても捕獲が可能となっている。また、農林業者が行う事業地内の有害捕獲についても許可申請により行うことが可能であるが、許可基準が異なる場合があることから、地元市町村の鳥獣行政担当課に確認して実施する必要がある。

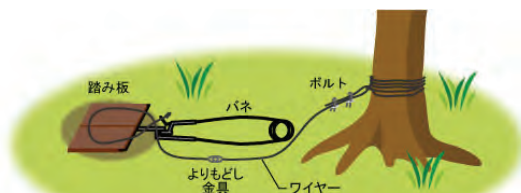
3) くくりわな

対象動物の通り道（獣道・けもの道）などに設置し、ワイヤーなどで輪を作り、その輪に足等が掛り、捕獲するものである。この方法は、餌を用いることはない。

主な対象鳥獣は、イノシシとシカである。なお、鳥獣保護法施行規則の一部（規則第10条第3号）が改正され、平成19年4月16日より、以下のくくりわなによる狩猟は禁止された。ただし、地方自治体が策定する鳥獣保護事業計画や特定計画により解除している都道府県もあるので、詳しくは関係地方自治体に確認する。

イノシシとニホンジカの場合のくくりわなの使用について禁止する猟法

- ◇ 輪の直径が十二センチメートルを超えるもの（内径の最大長の直線に直角に交わる内径の長さ）
- ◇ 締付け防止金具が装着されていないもの
- ◇ よりもどしが装着されていないもの
- ◇ ワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるもの



また、重要なことは、わなを立ち木に固定することである。イノシシを捕獲しようとしてツキノワグマが誤って捕獲されることもあるので、固定する立木は、しっかりとした太い木を選び、ボルトなどで固定したり、複数の立木に固定する。



止めさし

一般的に、わなにかかった鳥獣を確実に捕まえるために、銃器などを使用してとどめを刺すことを「止めさし」という。地域によっては、「止め矢」といわれている場合もある。

「止めさし」については、くくりわな等の鳥獣の動きを確実に固定できない構造のわなにどう猛かつ大型（イノシシ、ニホンジカ及びクマ等）の鳥獣がかかった場合などの一定要件を満たす場合は、捕獲行為の範囲内と解釈されている。なお、具体的には、地方自治体の鳥獣行政担当課に確認する。

最終的に、捕獲した動物に苦痛の無いように処理することが望ましい。そのためには、猟友会との協力体制を構築することが重要である。



3 関連法律

(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

1) 鳥獣保護法の目的と概要

鳥獣保護法は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、鳥獣保護事業計画、鳥獣保護区、鳥獣の捕獲許可、狩猟免許・登録等に関する制度について定めている。

2) 対象となる野生鳥獣

この法律の対象となる野生鳥獣は、鳥類及び哺乳類に属する全ての野生動物が対象である。ただし、一部のネズミ類（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ）とニホンアシカ、ゼニガタアザラシ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ、アゴヒゲアザラシ、ジュゴンを除く海棲哺乳類については、他の法令で管理されていることから、鳥獣保護法の対象鳥獣からは除外されている。

また、農業又は林業の事業活動に伴いやむを得ず行われるネズミ類、モグラ類の捕獲は、捕獲許可を要しない。

3) 狩猟鳥獣の種類

おおむね5年毎に見直しが行われるが、平成21年2月現在は29種の鳥類及び獣類20種の合計49種が狩猟鳥獣とされている（表2.4）。

表 2.4 狩猟鳥獣の種類

鳥類 (29種)		獣類 (20種)
カワウ ゴイサギ マガモ カルガモ コガモ ヨシガモ ヒドリガモ オナガガモ ハシビロガモ ホシハジロ キンクロハジロ スズガモ クロガモ エゾライチョウ ウズラ *1 ヤマドリ (オス)*2 キジ (オス)*3 コジュケイ パン ヤマシギ *4	タシギ キジバト ヒヨドリ ニュウナイスズメ スズメ ムクドリ ミヤマガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	タヌキ キツネ ノイヌ ノネコ テン *5 イタチ (オス) チョウセンイタチ (オス) ミンク アナグマ アライグマ ヒグマ ツキノワグマ ハクビシン イノシシ *6 ニホンジカ タイワンリス シマリス ヌートリア ユキウサギ ノウサギ

*1：一定期間の捕獲の禁止 (H24.9.14迄) *5：亜種のツシマテンを除く

*2：亜種のコンジロヤマドリを除く *6：雑種のイノブタを含む

*3：亜種のコウライキジを含む

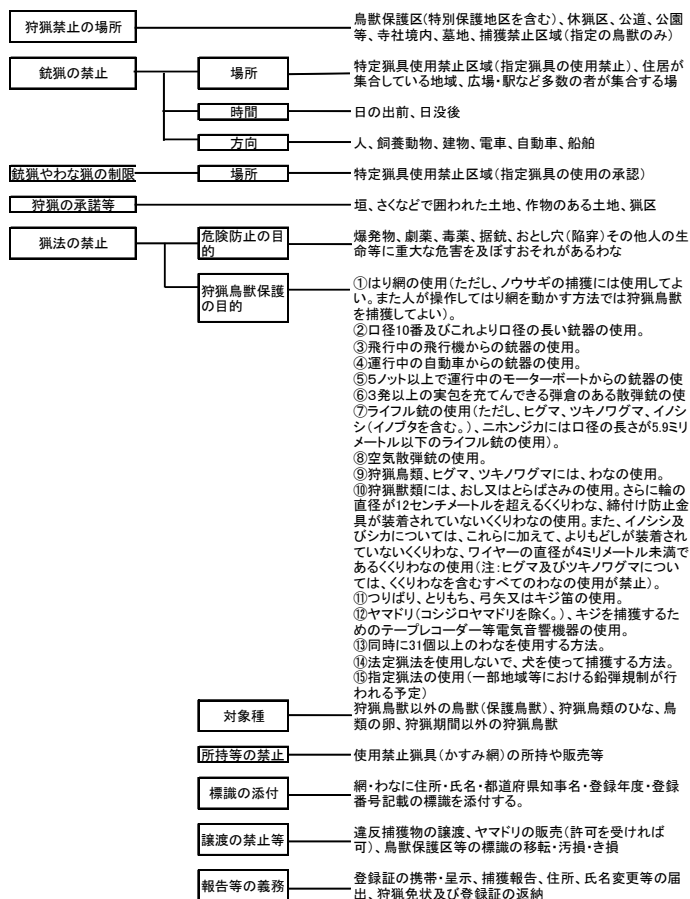
*4：別種のアマミヤマシギは含まれない

4) 狩猟鳥獣の捕獲規制

生息数が減少した場合など、狩猟鳥獣の保護を図る場合には、狩猟鳥獣であっても、環境大臣または都道府県知事によって一時的に捕獲が禁止され、生息数の回復を図ることがある。また、特定計画により捕獲を禁止している地方自治体もある。

5) 狩猟鳥のひな等

狩猟鳥の保護のため、狩猟鳥のひなや卵については、狩猟の対象とされていない (図 2.5)。



※注

○鉛散弾については、当面の措置として各都道府県数箇所の地域を定めてその使用が禁止されている。また、北海道においては、平成16年度猟期からすべての狩猟鳥獣に対して鉛製弾(①1粒の直径が1ミリメートル以上の散弾(スラッグ弾を含む)②ライフル弾)の使用が禁止されている(一部地域は平成17年10月1日から)。
 ○その他にも都道府県知事によって地域的な規制が行われている場合があるので注意すること。
 ○「住居が集合している地域」とは、判例(最高裁判平成12年2月24日判決)によれば、次の地域は「住居が集合している地域」に該当するとされている。なお、これより人家がまばらな地域であっても、当該地域に該当する場合があるので注意すること。「人家と田畑が混在する地域内にあり、発射地点の周囲半径200メートル以内に人家が約10軒ある場所」

図 2.5 狩猟者の守るべき事項一覧

(2) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止

のための特別措置に関する法律

この法律は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることから、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として制定された。

鳥獣被害防止特措法は、農林水産大臣が作成する被害防止施策の基本方針に即して、被害防止計画を策定した市町村に対して必要な措置を講ずることとしている。

具体的な措置としては、都道府県に代わって、市町村自ら被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を行使できる（権限の委譲）、地方交付税の拡充、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる（財政支援）、鳥獣被害対策実施隊を設け、民間の隊員については非常勤の公務員とし、狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる（人材確保）などが挙げられる。

○市町村の被害防止計画に記載する事項

農林水産大臣が策定する基本指針に即して、市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画を作成できる。

① 被害の防止に関する基本的な方針

被害の現状や従来講じてきた被害防止施策、被害の軽減目標や今後の取組み方針を記載する。

② 対象鳥獣の種類

被害防止計画の対象とする鳥獣の種類を記載する。

③ 被害防止計画の期間

被害防止計画の期間を記載する。（概ね3年を想定）

④ 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

捕獲の担い手の確保に関する取組、鳥獣の捕獲予定頭数、捕獲許可権限の委譲を希望する鳥獣の種類等を記載する。

- ⑤ 防護柵の設置等捕獲以外の被害防止施策に関する事項
防護柵の設置、追い払い活動、放任果樹の除去、緩衝帯の設置、被害防止に関する知識の普及など、捕獲以外の被害防止施策に関する取組について記載する。
- ⑥ 被害防止施策の実施体制に関する事項
鳥獣被害対策実施隊の設置や、関係機関で構成する対策協議会の設置等について記載する。
- ⑦ 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項
捕獲現場等での埋設処理、一般廃棄物処理施設での焼却、肉等としての利活用等、捕獲した鳥獣の処理方法について記載する。

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法

1) 銃砲刀剣類所持等取締法の概要

銃砲刀剣類の所持を原則禁止とし、所持に関する危険等を予防するために、銃器・刀剣類の所持を許可制にするなどの規制について定めた法律である。

2) 所持の概念等

銃器の所持とは、支配の意志をもって、自己の支配できる状態におくことである。したがって、銃器を携帯、運搬、保管することとも含まれる。

- 携帯：所持者が手に銃器を持つなど、使用できる状態で携えていること
- 運搬：所持者の支配下において、銃器の場所の移動を行うこと
- 保管：物を自己の勢力範囲内に保持して、所持者以外の者に所持されることのないようにすること

3) 担当行政機関

国：警察庁（国家公安委員会）

都道府県：都道府県警察（都道府県公安委員会）

4) 所持できない銃器

○一定以上の装弾を装てんできる弾倉のある銃器

- ・散弾銃：弾倉に2発まで
- ・ライフル銃・空気銃：弾倉に5発まで

○口径の大きい銃器

	猟銃		空気銃
	ライフル銃	散弾銃	
一般の銃器	10.5mm 超	12 番超	8mm 超
専らトドやヒグマなどを捕獲するための銃器	12mm 超	8 番超	×

○銃の全長又は銃身長が短い銃

	猟銃	空気銃
銃器の全長	93.9cm 以下	79.9cm 以下
銃身長	48.8cm 以下	×

※ライフル銃を所持するためには、原則として散弾銃の10年

以上の所持実績が必要（ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者、事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者などについては例外がある）。

5) 携帯・運搬の制限等

みだりに携帯・運搬してはならない、携帯・運搬時は銃器にカバーなどをかけなければならない、使用しない場合は実包を装てんしてはならないなどの制限がある。

6) 発射の制限

狩猟、有害鳥獣駆除、射撃場での標的射撃など、許可された目的での発射しか認められていない。

7) 所持許可証の携帯

銃器を携帯・運搬するときは、常に所持許可証を携帯しなければならない。また、警察官から提示を求められたときは、提示しなければならない。

(4) 火薬類取締法

1) 火薬類取締法の概要

銃器に使われる実包（装弾）、空包、雷管、火薬などの火薬類による災害を防止するために、それらの売買（譲受・譲渡）、保管（貯蔵）、消費、製造等に関する規制について定めた法律である。

2) 関係行政機関

国：経済産業省、警察庁

都道府県：都道府県警察（都道府県公安委員会）

3) 各種の規制や制限

銃器に使われる実包（装弾）、雷管、火薬などの譲渡又は譲受は許可制である。このため、許可無く友人間などで実包等を融通することは禁止される。また、譲受又は譲渡許可の有効期限は、1年以内の必要な期間であるとされている。なお、狩猟や有害鳥獣捕獲等に使用する一定量以下の実包等の譲受については一定の条件の下無許可で購入することができる。

4) その他

実包等は、火薬庫又は堅固な設備（例えば、壁や床に固定した金属製装弾ロッカーなど容易に破壊、持ち運びができない設備）に施錠し、銃器と別々に保管する。

第Ⅲ章 鳥獣種別の捕獲方法

1 イノシシ

(1) 生態

日本の大型哺乳類の中で最も繁殖能力が高く、1歳から出産可能で、1回に平均4～5頭を出産する。出産期のピークは春で、通常年1回だが、条件により2回確認されることもある。その約半数が成獣となる。イノシシの社会構造は、子どもを連れた成獣メス、単独成獣オス、若齢オスグループの3タイプがある。

(2) 捕獲数と被害

イノシシは狩猟鳥獣であり、平成17年度は狩猟で約140,000頭、有害鳥獣捕獲（個体数調整を含む）で約75,000頭となり、全国で約210,000頭捕獲されており、近年捕獲数は増加傾向にある（図3.1.1）。また、農作物被害状況をみると、平成19年度の被害金額は約50億円となり、獣類のなかで被害金額が一番多いのがイノシシである（図3.1.2）。

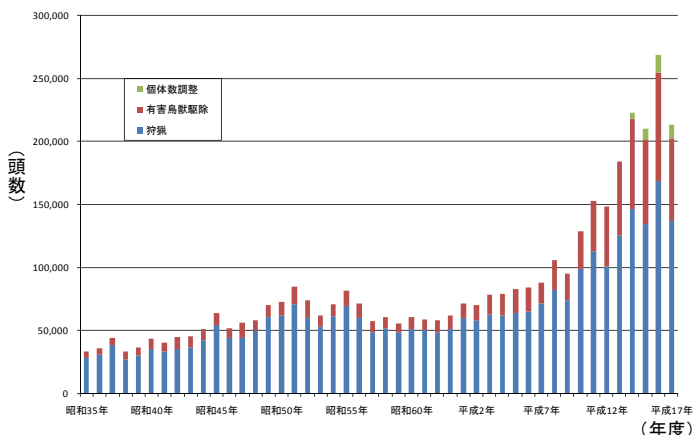


図 3.1.1 イノシシ捕獲数の推移

（環境省「鳥獣関係統計」より）

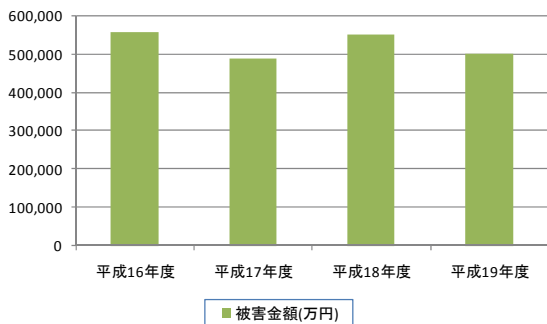


図 3.1.2 イノシシによる農作物被害状況
(農林水産省「生産局農業生産支援課資料」)

(3) 捕獲の基本的な考え方

- イノシシの捕獲は、イノシシ個体群の増加を抑え、地域ごとにある程度以下の水準（被害が許容できる範囲）に抑える事が重要である。
- 捕獲は、許可捕獲（有害捕獲、特定計画に基づく数の調整）と狩猟という2つの手法によって行う。
- イノシシは高い増加率を持つため、捕獲だけで被害をなくすることは難しい。
- 暖冬や耕作放棄地および放棄竹林の拡大といった、イノシシの増加にとって好適な条件が広がり、狩猟者数の減少と高齢化が起こっているもとでは、捕獲だけに頼った被害防止対策は危険である。
- 被害を出す個体を捕獲しなければ被害軽減効果が得られない可能性がある。
- 被害防止を効果的に進めるためには、捕獲以外の様々な手段として、耕作地への進入路の遮断やイノシシを誘引する要因

の除去、更に長期的には耕作地の配置や放棄竹林の管理及び耕作地周辺の環境のあり方を含めた環境管理の併用が不可欠である。

(4) 捕獲方法

イノシシを捕獲する**方法**は銃器によるものと、わな（はこわな、囲いわな、くくりわな）による大きく2つに区分される。

1) 銃器による捕獲

銃器による捕獲は、被害を出している特定個体を捕獲することが困難であるが、被害発生地域に生息している個体を追い出す効果や数を減少させることによって、被害を軽減することが可能である。

人家周辺等に隣接した農耕地に出没し、作物を食べているイノシシに銃器が使用できる時間帯（日の出から日没まで）に遭遇することは困難であり、一般的には、被害発生地域に隣接する森林内において、銃器による捕獲を実施している。追われたイノシシ等による事故に注意する必要がある。

銃器による捕獲は、「巻き狩り猟」と「忍び猟」で実施しているところが多い。

①巻き狩り猟

「勢子」と「射手」に分かれ、勢子が追い出したイノシシを射手が捕獲する方法である。イノシシの追跡や追い出しには犬が使われることもある。グループで作業を行うため、意思疎通と信頼関係が重要である。

②忍び猟

身を隠しながらイノシシに接近し、射止める方法である。時には、獣道で待ち伏せし、イノシシが通りかかったところを捕獲する場合もある。基本的には単独で行う。

2) わなによる捕獲

「はこわな」や「囲いわな」は、餌付けの危険が生じる。このため、それらを単独使用するのではなく、「くくりわな」との併用が理想的である。各わなの運用方法は設置場所の地形や被害発生地域周辺の環境、捕獲従事者の技量等により決定する。以下に、各わなに関する基本的な特徴を示す。捕獲にあたっては市町村担当者、被害者、鳥獣保護員および捕獲従事者（猟友会員）などと十分に調整を行う。

①はこわな

特徴

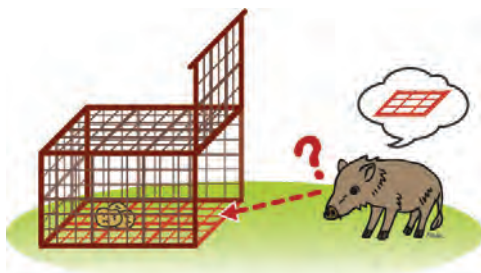
-  頻繁に移動させると、誘引効果が低くなる
-  本来は群れごと捕獲する道具である（一度に1～2頭程度しか捕獲できない場合は運用方法を誤っている可能性がある）
-  長期間設置する場合は、餌の経費がかかる
-  捕獲後の処理は、くくりわなに比べ安全である
-  価格は、5～15万円程度である（地域や業者によって異なる）
-  捕獲対象以外の動物がかかった場合（錯誤捕獲）の放逐が、くくりわなに比べ容易である

設置

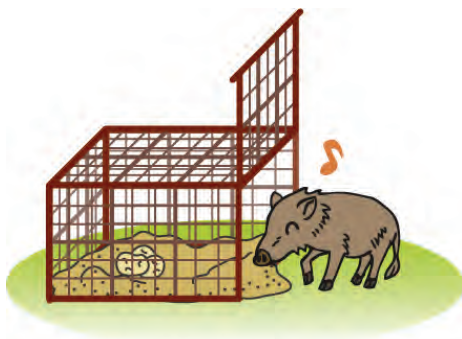
餌によりイノシシをおびき寄せるため、捕獲できなかった個体などにより被害を助長することがあるので、耕作地のすぐ脇には設置しない。その一方で、加害個体は被害発生場所近辺（1平方キロ程度の範囲）に滞在している可能性が高いので、被害発生場所から遠すぎない場所に設置する。

はこわなは、恒常的に管理が必要なので、農道や林道、作業道から離れた場所に設置しない。スギ林やヒノキ林などの少し暗い場所に設置することもある。

イノシシは警戒心が強い動物なので、わなの下面（底面）の金網などが見えないよう土を入れて隠すなど工夫する。



わなの底面の金網などが見えると、
イノシシは警戒し、中に入ることを躊躇する場合がある



わなの底面の金網などを土で覆うと、
イノシシは安心し、中に入る場合が多い



写真 3. 1. 1 放棄竹林内に設置したはこわな
(タケノコを食べにきて捕獲)

②罝いわな

特徴

- 群れごと捕獲する道具である
- わなに慣れるまで、時間がかかることがある
- 長期間設置する場合は、餌の経費がかかる
- 捕獲後の処理は、くくりわなに比べ安全である
- 罝いわなは通常自家製であるので、大きさなどにより資材費や設置経費が異なる
- 捕獲対象以外の動物がかかった場合（錯誤捕獲）の放逐が、くくりわなに比べ容易である

設置

罝いわなは、一度設置したら移動させにくい。そのため、設置する前に十分に場所の検討をする。設置場所については、はこわなと同様に、耕作地および被害発生場所との距離に注意を要する。



写真 3.1.2
罝いわなで捕獲されたイノシシ

写真 3.1.3

罝いわなから運搬用の檻に移動



③くくりわな

特徴

- ✚ 設置場所の選定や設置手法に一定の技術が必要である
- ✚ 1つのわなで、1頭のイノシシを捕獲する道具
- ✚ 軽量であるため、持ち運びが楽であり、一度に多くのわなを設置することが可能である（原則として一度に30個まで）
- ✚ 餌を用いないため、餌の経費がかからない
- ✚ 捕獲後の処理は、はこわなや囲いわなに比べ経験が必要である
- ✚ 価格は、5千円～3万円程度である（地域や業者によって異なる）
- ✚ 捕獲対象以外の動物がかかった場合（錯誤捕獲）の放逐に手間がかかり危険を伴う。



写真 3.1.4 くくりわなにかかったイノシシ

設置

くくりわなは、イノシシの通り道に設置する。イノシシは、通り道の環境の変化に非常に敏感なので、設置には細心の注意が必要である。一般的に足くくりわなは、わなを作動させるために地面にワイヤーの内径よりも小さい穴を掘り設置する。整地する際、わなを設置したことが分からないように視覚的、嗅覚的な偽装をすることが重要である。設置作業には手袋をして、人の臭いや気配が残らないように、わなには素手でさわらない人もいる。

捕獲のポイント

銃器によりイノシシを捕獲する場合は、犬にイノシシを追わせ、ハンターが射止めることが多い。

犬をわな設置場所周辺で用いると、餌でわなに誘引されていた個体を追い散らすこともあるので、わな設置場所周辺で、犬を使った銃器による捕獲を行う場合は、注意が必要である。

④経路把握

被害を受けている農耕地の周辺を見回り、足跡、糞、ぬた場、通り道の確認や一番被害を受けている箇所、加害群の規模（頭数）などを把握する。また、周辺の藪や雑木林から耕作地へ進入することが多いので、特に周辺に注意し設置場所を選定する。



被害地周辺で、イノシシの足跡を確認する



写真 3.1.5 イノシシの
糞

写真 3.1.6 イノシシ
の通り道（写真中央
の穴はトンネル状
になっており、イノ
シシが使っている
道である）



写真 3.1.7 めた場

⑤餌の種類（はこわなと囲いわな）

イノシシは、植物を主体とした雑食性である。春にはタケノコ、秋には堅果類（どんぐり）や冬季には根・塊茎などの地中の食物を食べる。また、カエルや昆虫の幼虫など動物質も食べる。

餌として「米ぬか」、「トウモロコシ」、「おから」、「酒かす」、「さつまいも」、「リンゴ」などが用いられている。本来は、誘引力が高い餌を用い、餌付けの危険を最小限にとどめるため少量を撒くのが理想的である。また、餌と認識させることで被害を助長する可能性があるため、周辺で栽培している農作物は、餌として用いない方が良い。

⑥捕獲に当たっての留意事項

捕獲にあたっては、加害群の規模（頭数）を見極めた上、捕り逃がしが発生しないように注意する。取り逃がしが生じた場合には、継続してわなを設置し、捕獲に努める。

⑦ツキノワグマ錯誤捕獲の問題

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針により、「捕獲等又は採集等の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせる（以下省略）」とあり、さらに「ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれのある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなの使用に努めるよう指導するのとする。」となっている。

このイノシシ捕獲檻は、檻の天井中央に直径約 30cm の穴をあけ、誤って捕獲されたツキノワグマが脱出できる構造である。

ただし、この脱出口付きのはこわなの使用については、

- ①クマが何度も出入りし、餌付される。
- ②わなの見回り時に、脱出したクマと遭遇する危険性がある。
- ③イノシシも逃げる可能性がある。

など、問題点も含んでいるので、ツキノワグマが出没した場合に使用するなど、十分気をつける必要がある。



写真 3. 1. 8 檻の天井中央に直径約 30cm の脱出用の穴



3) イノシシから他の動物にうつる病気

①疥癬かいせん

毛が抜けて象のような皮膚のイノシシは疥癬で、ヒゼンダニというダニが皮膚に寄生している。

ヒゼンダニは皮膚の表面を歩き回ったり、皮膚内に掘った穴や毛穴にいることもあるが、とても小さいので肉眼ではほとんど見えない。

イノシシだけではなくキツネやタヌキといった他の動物も疥癬になることがあるが、動物の疥癬は基本的にヒトにはうつらない。ただし、一時的にダニがヒトに寄生し、かゆくなることもあるので、疥癬にかかった動物の皮膚に直接さわらない。

②オーエスキー病

家畜の豚では新生仔の死亡や流産がおこるため、産業への影響が大きい重要な病気である（届出伝染病に指定）。

豚やイノシシの他、牛やめん羊、山羊、犬、猫などが感染するが、馬やヒトにはうつらない。

犬や猫が、感染したイノシシの生肉や加熱不足の肉を食べて発病すると、かゆみやけいれんなどの神経症状を呈して急死することもある。

オーエスキー病ウイルスは加熱（80℃ 3分、100℃ 1分）すれば不活化される。

イノシシの肉からうつる病気
についてはp.110 参照



（5）捕獲の取組事例

- 1－1．捕獲駆除班の体制整備
- 1－2．滋賀県大津市における捕獲の取組

No. 1 - 1	捕獲駆除班の体制整備
-----------	------------

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	猟友会	研究機関	NPO 法人等	その他
		○					
対 象 種	イノシシ			分野	捕獲体制整備		
種 類	銃器	くくりわな	はこわな		囲いわな		
			○		○		

1. 概要

場所：島根県邑智郡美郷町

実施体制：美郷町

実施時期：平成 16 年度より（旧邑智町では平成 13 年度より）

2. 経緯

島根県美郷町は平成 16 年 10 月に邑智町と大和村が合併し誕生した。旧邑智町時代の平成 11 年度に有害鳥獣捕獲の権限が島根県より市町村に移譲され、また猟友会の依存体質や補助金依存など形骸化した体質の改善を図った。この旧邑智町の駆除班体制方式を美郷町は踏襲している。



3. 実施

（1）駆除班の再編

- ◇ 5つの駆除班から1つの駆除班（5人の駆除班長から1人の駆除班長へ：ピラミッド型の体制へ）
- ◇ “なわばり”意識の排除 ⇒ エリアの拡大・町全体での取組み
- ◇ 農業者側の視点での駆除班編成 ⇒ 農業者の狩猟資格

「網・わな（甲種）」取得推進（45人⇒69人）

組織から“狩猟意識”の排除

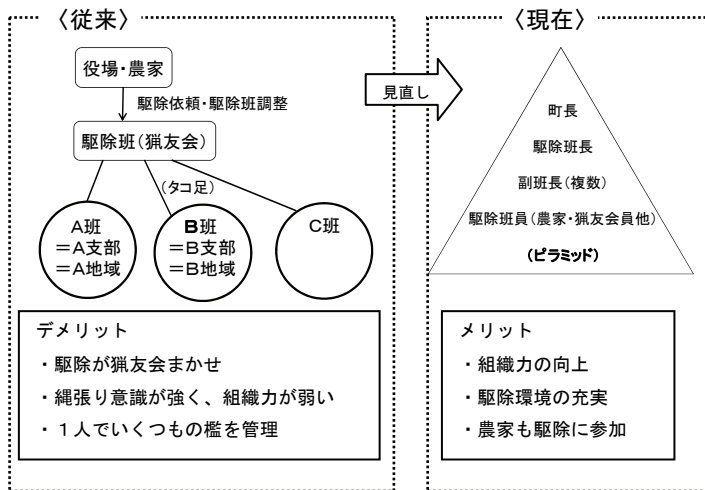
- ◇ 「困いわな」の管理方法の改善と「困いわな」から「はこわな」への捕獲方法への転換・誘導

（２）駆除概念の明確化

駆除と狩猟の区別：狩猟は猟友会（あくまで任意の法人）、
駆除のトップは市町村長

（３）奨励金確認方法

- ◇ 「しっぽ確認」から役場職員の「現場確認」へ
- ◇ 駆除班員のニーズ、被害対策における問題点を役場職員が現場確認を通じて迅速に対応が可能



島根県美郷町における駆除班の体制図

4. 実績

旧邑智町方式を踏襲した結果、拡大したエリアでも地域と住民との壁がなくなり、横断的な組織力によって獣害対策の担い手が確保できた。さらに、駆除班体制の整備は「イノシシの資源化」への布石となった。

No. 1－2	滋賀県大津市における捕獲の取組
---------	-----------------

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	猟友会	研究機関	NPO 法人等	その他
					○		○
対 象 種	イノシシ			分野	捕獲体制整備		
種 類	銃器	くくりわな		はこわな		囲いわな	
				○			

1. 概要

場所：滋賀県大津市栗原

実施体制：生産農家、協力：奈良大学

実施時期：平成 14 年度より

2. 経緯

対象地区は、標高 300mほどの丘陵地に位置する。集落の戸数は 80 ほどで、集村形態の村である。集落の周りが田畑で、その背後が里山となっていた。近年の米の生産調整・高齢化・兼業化などにより、里地に耕作放棄地や放棄竹林がモザイク状に拡がり、里山にも竹林が拡大しており、それに伴ってイノシシ、シカ、サルなどの農作物被害が里地でみられるようになった。

イノシシ被害対策には、耕作放棄地や放棄竹林の整備、田畑に残る農作物残渣の処分、効果的な防護柵の設置や捕獲などを地域ぐるみで総合的に実施する必要がある。当地では電気柵の設置、滋賀県が開発したおうみ猿落・猪ドメ君の設置、有害駆除などを実施している。捕獲等の対策によって、農作物被害は減少している。

3. 実施

- ①当地は丘陵地であり、かつ耕作放棄地や放棄竹林が周囲にモザイク状に入っているため、移動性、携帯性において便利な組み立て式の檻を使用している。

- ②高さ 90cm、横幅 90cm、奥行き 190cm の檻である。これは一人でも運搬可能な比較的小型の檻であるが、母親と子のグループを捕獲する場合は、親子共に檻の中に十分に引き付けるようにする。十分に引き付けないと子イノシシしか捕獲できないことになる。



イノシシ捕獲檻



イノシシ捕獲状況

- ③素材は、10cm 角の鉄製メッシュで自作の場合 15,000 円～18,000 円と安価である。なお、当地はツキノワグマ生息地でもあるので、檻の上部に脱出穴をあける。
- ④設置する場所や数は、被害地の位置や被害状況を見て判断するが、耕作地の近くに多くの檻を長期間設置すると、かえってイノシシなどを引き寄せてしまうので注意が必要である。
- ⑤獣道にはイノシシの足跡がついているので、それを観察し、獣道から 1～2 m 離れたところに檻を置く。
- 獣道を往復していれば、獣道に対して檻を直角に設置する。
 - 一方方向であれば、イノシシを迎えるように獣道に対して約 45° の角度に設置するなどの工夫を行っている。
 - 様々な工夫を重ね、捕獲効率の向上とともに、農作物被害を減らすことに成功している。
 - おびき寄せる餌は米ぬかが主体である。米ぬかは外側に必要以上に置かない。
 - 米ぬかを置いたら、1～2 週間程度様子を見る。イノシシが安心して餌を食べだしたら仕掛けを行う。

2 シカ

(1) 生態

シカは北海道から沖縄までの多雪地帯を除き、全国に分布している。初産は2歳で、春に1頭を出産する。最長寿命はオスで10～13歳、メスで12～15歳である。シカのオスは複数のメスと交尾するため、メスの生存率が個体群の増加に影響を持つ。

(2) 捕獲数と被害

シカは狩猟鳥獣であり、狩猟で約110,000頭、有害鳥獣捕獲（個体数調整を含む）で約70,000頭となり、全国で約180,000頭捕獲されており、近年捕獲数は増加傾向である（図3.2.1）。また、農作物被害状況をみると、平成19年度には被害金額は約47億円となり、イノシシに次いで被害額が多い（図3.2.2）。

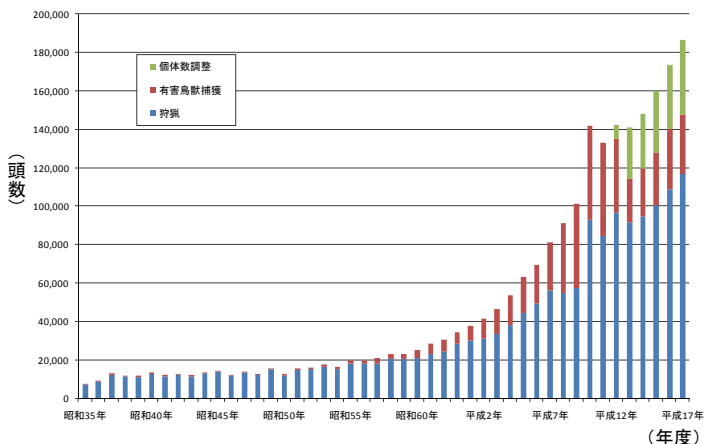


図 3.2.1 シカ捕獲数の推移
（環境省「鳥獣関係統計」より）

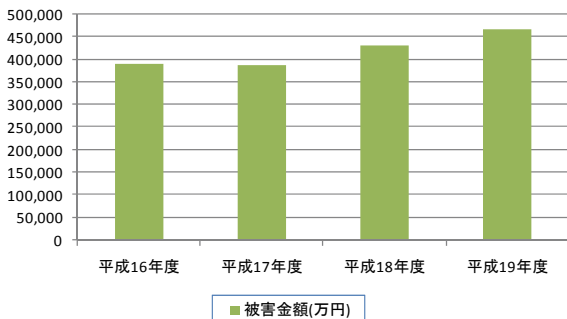


図 3.2.2 シカによる農作物被害状況
(農林水産省「生産局農業生産支援課資料」)

(3) 捕獲の基本的な考え方

○シカによる農作物被害の軽減を進めるためには効果的に強い捕獲圧を加えることが重要である。

○狩猟者はシカを狩猟資源と位置づけ、メスジカを捕獲することに抵抗があるが、個体数の抑制には、特にメスジカを捕獲することが効果的である。メスジカを捕獲することによって、シカ個体群の増加を抑え、地域ごとにある程度以下の水準（被害が許容できる範囲）に抑える事を目的とする。

○シカは、高い増加率を持っている。条件が良い場合には、4～5年で生息数が倍になる。そのため、生息数をコントロールするためには、より強い捕獲圧をかけるような努力が必要である。

(4) 捕獲方法

シカを捕獲する手法は銃器によるものと、わな（囲いわなとくくりわな）による大きく2つに区分される。

1) 銃器による捕獲

銃器による捕獲は、被害を出している特定個体を捕獲することが困難であるが、被害発生地域に生息している個体数を減少させ、ひいては被害を軽減する意味合いをもつ。通常は、「巻き狩り猟」と「流し猟」及び「忍び猟」で実施しているところが多い。

通常、シカは人家周辺等に隣接した農耕地において、昼間に作物を食べているところを目撃することは稀である。そのため、被害発生地域に隣接する森林内において、銃器による捕獲を実施している。また、シカの行動特性を利用し、冬季に集中捕獲を行って成果を上げている地域もある。

①巻き狩り猟

「勢子」と「射手」に分かれ、勢子が追い出したシカを射手が捕獲する方法である。勢子は犬と一緒に行動することもある。グループで作業を行うため、意思疎通と信頼関係が重要である。

②流し猟

広く地域を歩いてシカを探し求め捕獲する方法である。主に、北海道のエゾシカを対象に用いられ、近年では自動車を利用して行われることが多い。

③忍び猟

身を隠しながらシカに接近し、射止める方法である。時には、獣道で待ち伏せし、シカが通りかかったところを捕獲する場合もある。基本的には単独で行う。

④集中捕獲（巻き狩りを用いた捕獲）

シカは冬季に雪が積もると、餌が雪に埋もれたり、行動がしにくくなるため、雪の少ない低標高地域に移動する。移動先では雪が少なく、餌がある場所にシカが集まる。この場所を「越冬地」といい、この場所で集中的・効率的にシカを捕獲できる。



写真 3. 2. 1 群馬県における越冬地に集まるシカ

2) わなによる捕獲

シカをわなで捕獲する場合は、くくりわなを用いることがほとんどである。北海道の一部地域では、大型の囲いわなを用いてシカを大量に捕獲している。

①くくりわな

くくりわなは、シカの通り道に設置する。シカは、通り道の環境の変化に非常に敏感なので、設置は慎重に行う。一般的に足くくりわなは、わなを作動させるために地面に深さ 10～15cm の穴を掘り、設置する。そのため、元の地面の高さになるように整地することが重要である。設置作業には手袋をして、人の臭いや気配が残らないように、わなには素手でさわらない人もいる。



②囲いわな

囲いわなは、一度設置したら移動させることは困難である。このため、設置する前に十分に場所の検討をする。北海道では、エゾシカの越冬地に設置し、捕獲を実施している。この大型の囲いわなは、北海道でも限られた地域で行われている。本州では、試験的に実施しているところもある。

設置予定場所が決まったら、事前に餌を撒き、シカをおびき寄せる。その後、餌を囲いわなの中に置き、わなに慣れた頃、捕獲を開始する。

③経路把握

被害を受けている農耕地の周辺を見回り、足跡、糞、ぬた場、通り道の確認や一番被害を受けている箇所などを把握する。また、周辺の藪や雑木林から耕作地へ侵入することが多いので、特に周辺に注意し設置場所を選定する。

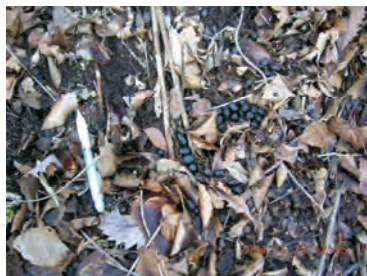


写真 3.2.2 シカの糞

写真 3.2.3 シカの通り道
(獣道・けもの道)



④餌の種類

シカは、草食獣であるので、家畜の牛に与える飼料などを用いる場合が多い。北海道の阿寒では、ビートの絞りをかすを圧縮凝固した家畜用飼料のビートパルプを用いている。

⑤捕獲に当たっての留意事項

シカはグループで行動することが多いため、捕獲にあたっては、加害群の規模（頭数）を予め見極めた上、効率的に捕獲を行うには、継続してわなを設置し、捕獲に努める。

（５）捕獲の取組事例

- 2－1．北海道での大型囲いわなを用いたエゾシカ生体捕獲
- 2－2．群馬県におけるシカ集中駆除
- 2－3．ニホンジカ共同捕獲
- 2－4．九州（熊本・宮崎・鹿児島）におけるシカー斉捕獲

No. 2 - 1	北海道での大型囲いわなを用いたエゾシカ生体捕獲
-----------	-------------------------

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	猟友会	研究機関	NPO 法人等	その他
							○
対 象 種	エゾシカ			分野	集中駆除		
種 類	銃器	くくりわな	はこわな		囲いわな		
					○		

1. 概要

実施場所：北海道釧路市阿寒湖畔地区（阿寒国立公園内）

実施体制：財団法人前田一歩財団

実施時期：平成 16 年度より実施

2. 経緯

阿寒湖畔に森林を所有する財団法人前田一歩財団では、エゾシカによる天然林被害（ニレ類やミズナラなどへ剥皮被害）を防止するために平成 7 年から関係機関と連携しエゾシカの被害対策を実施している。平成 11 年冬からビートパルプによる給餌を開始し、最初の 2 年間は森林被害をほぼ防いだ。その後、平成 16 年度から生体捕獲が林野庁の補助メニューとして採択されることになり、また地元でエゾシカの有効活用の動きが活発化したこともあって、生体捕獲が実施された。捕獲個体は民間会社の鹿牧場において一時的に飼育して肥育し、その後処理施設で食肉処理を実施している。

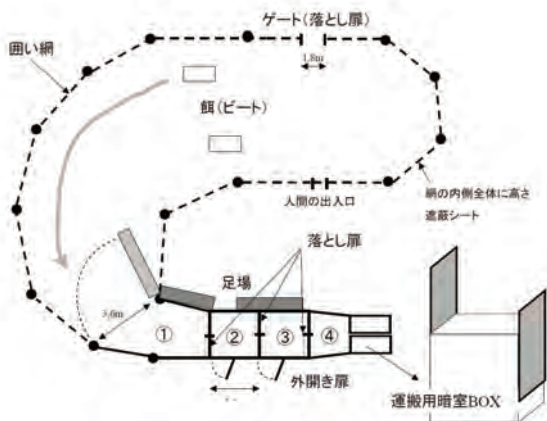
3. 実施

阿寒湖畔周辺は、冬季にエゾシカが集まる「越冬地」となっており、また長期間の給餌によりエゾシカをわなに馴化させている。

大型囲いわなの構造は、立木を利用し、その周囲を網や遮蔽シート（ブルーシート等）で囲い、高さは約 4 m である。この大型

囲いわなは、基本的には洞爺湖中島で用いた構造と同じである。

わなの中に餌（ビートパルプ：ビート滓を固形化した酪農用の餌）を置き、エゾシカが大量にわな内に入ったのを監視カメラで確認し、遠隔地よりゲートを落とし捕獲する（一部のわなに採用されているシステム）。また、生体搬出を行うためシカを傷つけないためと、安全に搬出するため収容部分は板を用いて漏斗状に狭くし、搬出のため1頭又は数頭ごとに運搬用暗室BOXが連結される構造になっている。



ニホンジカ捕獲ハンドブックより引用（宇野裕之氏作成）

4. 実績

平成 16 年度の捕獲実績は、わなを 2 基設置して 221 頭を捕獲し、平成 17 年度は 4 基設置し、539 頭を生体搬出した。平成 18 年度は、4 基設置し 514 頭捕獲、平成 19 年度は 5 基設置したものの、積雪が少なかったため、捕獲場所にシカが集まらず捕獲数は 138 頭にとどまった。

5. その他

(1) 実施時期

- ◇ 餌が不足している積雪期に実施する

(2) 設置場所

- ◇ エゾシカが多数生息しているか、集中する
- ◇ 林道（作業道）がある
- ◇ 安全に捕獲できる広さが確保できる
- ◇ 周囲に森林がある

(3) 捕獲作業

- ◇ 給餌を繰り返し、シカの警戒心をなくす
- ◇ 成獣オスの取扱に注意する
- ◇ 捕獲してから 30 分以内に、運搬用暗室BOXに収容する

(4) 安全対策

- ◇ 作業員はヘルメット、防刃衣を着用
- ◇ 防御用の盾やさすまたを有効活用
- ◇ わな内に作業員の安全確保のため、退避用の出口を設置



わな周辺での給餌
(わなに慣れさせるため)

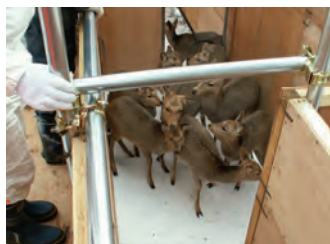
わな内に置かれた餌
(ビートパルプ)





ゲート部
(シカの侵入口)

収容部 (板製)
(足場を設置し、作業を
実施する)



収容されたエゾシカ

運搬用暗室BOXへ移動



クレーンを用いた搬出

No. 2 - 2	群馬県におけるシカ集中駆除
-----------	---------------

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	猟友会	研究機関	NPO 法人等	その他
	○	○		○			
対 象 種	ニホンジカ			分野	集中駆除		
種 類	銃器	くくりわな		はこわな		囲いわな	
	○						

1. 概要

実施場所：群馬県勢多郡旧東村（袈裟丸山鳥獣保護区内）

実施体制：群馬県、旧東村、東村猟友会

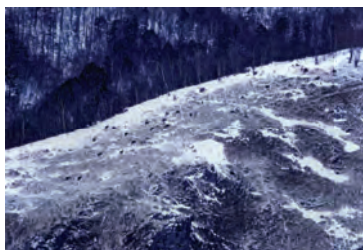
実施時期：平成 10 年度より実施

2. 経緯

群馬県では、ニホンジカによる農林業の被害を軽減する目的で、平成 10 年度に「群馬県シカ保護管理計画（自主計画）」を策定した。本計画に基づき、旧利根村、片品村、勢多郡旧東村において、メスジカの狩猟獣化を実施した。また、緊急的に生息数を減少させるためと効率的に捕獲を実施するため、シカの行動を考えた「越冬地」での集中捕獲を実施している。

3. 実施

シカは一般的に冬季に雪が積もると、雪の少ない低標高地域に移動をする。移動先では雪が少なく、餌がある場所にシカが集まり、この場所を「越冬地」という。



斜面に集まっているシカ

群馬県勢多郡旧東村では、シカの越冬地が袈裟丸山鳥獣保護区に形成されていたため、効率よく捕獲するため銃器による巻き狩り（犬を使用）を捕獲を実施している。捕獲日は、毎年2月から3月に実施し、参加する猟友会員は1日約30人である。

5. 捕獲実績

平成10年度より平成15年度までの6年間に7回の集中捕獲を実施し、合計204頭のシカを捕獲した。

一方、勢多郡旧東村における農業被害金額の推移をみると、捕獲開始の平成10年度は2,150千円、平成15年度は70千円まで減少していた。また、袈裟丸山鳥獣保護区内に設定している生息密度モニタリング結果でも、平成11年度が18.90頭/km²、平成15年度が2.56頭/km²と減少していた。これらの減少は、被害対策の実施や、周辺市町村での捕獲による影響によるものと考えられる（平成20年度群馬県シカ保護管理検討会資料より作成）。

* 勢多郡東村は現在みどり市となっている。

No. 2 - 3	ニホンジカ共同捕獲
-----------	-----------

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	猟友会	研究機関	NPO 法人等	その他
	○	○		○			
対 象 種	ニホンジカ			分野	捕獲（共同捕獲）		
種 類	銃器	くくりわな		はこわな		囲いわな	
	○						

1. 概要

場所：東京都奥多摩町と埼玉県秩父市

実施体制：東京都、埼玉県、奥多摩町、秩父市、地元猟友会

実施時期：平成 20 年 10 月 18 日

実施場所：東京都と埼玉県境部の天目山～太平山周辺、太平山～赤岩ノ頭周辺

その他：東京都と埼玉県は、特定鳥獣保護管理計画を策定

2. 経緯

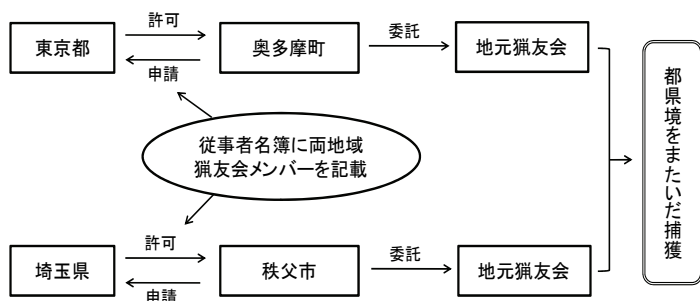
奥多摩町ではスギ・ヒノキの造林木やワサビ田に被害が及んでいる。特に被害の深刻なところでは、表土が流出し山腹で岩石の露出がはじまっている箇所もある。埼玉県においてもスギ、ヒノキ等の苗木への食害や、壮齢木の樹皮はぎ被害、高山植物の食害など森林生態系の保全への影響も危惧されている。両市町境におけるシカによる食害は、農林業被害から自然植生の破壊へと広がっており、共同して捕獲を実施した。

3. 実施

東京都及び埼玉県は、ニホンジカの特定鳥獣保護管理計画を策定し、計画的にシカを捕獲（個体数調整）している。

しかし、都県境を越えてシカは行動していることから、東京都の奥多摩町と埼玉県の秩父市が共同で、銃器によるシカの捕獲を実施した。

- (1) 捕獲許可をお互いに申請し、従事者名簿に両地域の猟友会員を記載
- (2) 捕獲隊員は、東京都と埼玉県の名刺の腕章を着用
- (3) 東京都側従事者は 17 名、埼玉県側従事者は 30 名
- (4) 業務無線等によりきめの細かい連絡
- (5) 捕獲実績は、捕獲者の所属都県とする



4. 実績

平成 20 年 10 月 18 日（土）に捕獲従事者 47 名で、共同捕獲を実施し、東京側で 6 頭、埼玉側で 1 頭の計 7 頭を捕獲した。埼玉県側の猟犬が追い出したシカ 2 頭を東京都従事者が捕獲した。また、越境した猟犬の回収にも、お互いが協力し、事故もなく、効率的な捕獲が実施された。

5. その他

奥多摩町においては、シカの共同捕獲を平成 18 年度から山梨県丹波山村と実施したのが最初である。その捕獲実績は平成 18 年度が 3 頭、平成 19 年度が 6 頭（2 回実施）である。平成 20 年 3 月 30 日に実施した時は、東京側で 2 頭、山梨側で 2 頭の合計 4 頭を捕獲した。

No. 2 - 4	九州（熊本・宮崎・鹿児島）におけるシカ一斉捕獲
-----------	-------------------------

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	猟友会	研究機関	NPO 法人等	その他
	○	○		○			
対 象 種	ニホンジカ			分野	一斉捕獲駆除		
種 類	銃器	くくりわな		はこわな		囲いわな	
	○						

1. 概要

実施場所：熊本県、宮崎県、鹿児島県の県境部に隣接する 24 市町村内

実施体制：熊本県、宮崎県、鹿児島県及び九州森林管理局

実施時期：平成 18 年 10 月と平成 19 年 3 月

2. 経緯

南九州地方では、ニホンジカによる農林業の被害が拡大し、近年ではえびの高原をはじめとする高山地域の自然植生にも被害が発生している。特に、市町村や県境の高標高地域において、効率的に捕獲を実施するため、3 県の県境に隣接する市町村と森林管理局が協力し、シカの捕獲を実施している。

3. 実施

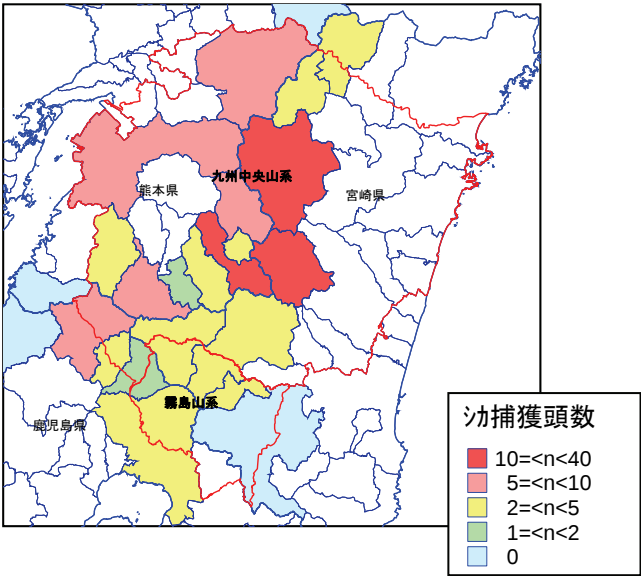
熊本県 11 市町村、宮崎県 8 市町村、鹿児島県 5 市町及び九州森林管理局管内において、シカを捕獲する一斉捕獲期間を設定し、森林管理局で設定している「入林禁止区域」も含めシカの捕獲を行う。さらに、この期間内に一斉捕獲日（1～2 日程度）を設定し、関係 24 市町村で同時にシカを捕獲している。

5. 実績

平成 18 年度の秋の一斉捕獲期間は 10 月 15 日～29 日で、一斉

捕獲日は 29 日、春の一斉捕獲期間は 3 月 18 日～25 日で、一斉捕獲日は 18 日と 25 日であった。

秋の一斉捕獲日では、参加した 22 市町村で 114 頭を、春の一斉捕獲日では二日間で 159 頭のシカを捕獲した。



平成 18 年度における 3 県合同一斉捕獲実績

3 サル

(1) 生態

サルは、本州、四国、九州に分布している。サルの群れは、メスの家系で構成され、数 10 頭～100 頭程度の集団で行動する。群れの行動範囲は、一般的に数平方キロから十数平方キロで、隣接する群れと行動範囲が重なることは少ない。地域によって異なるが群れの個体数がおよそ 60 頭を越えると群れが自然に分裂し、いずれかの群れが隣接地域を行動範囲にすることが多い。

サルのメスは、生涯を同じ群れで過ごす。野生状態では 6～7 歳で初産をむかえ、おおむね隔年に出産する。一方、農作物に依存する個体では、初産は 5～6 歳で、毎年出産することもめずらしくない。ただし、いずれも 1 回 1 頭を出産する。

オスは 4、5 歳くらいから生まれた群れを離れ、他の群れに入るか単独（ハナレザル）で行動する。

(2) 捕獲数と被害

サルは狩猟鳥獣ではないため、有害鳥獣捕獲（個体数調整を含む）により、全国で約 10,000 頭捕獲されている（図 3.3.1）。農作物被害状況を見ると、平成 19 年度の被害金額は約 16 億円となっている（図 3.3.2）。

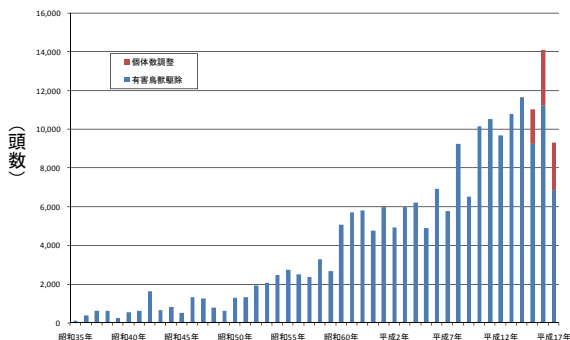


図 3.3.1 サル捕獲数の推移 (年度)
(環境省「鳥獣関係統計」より)

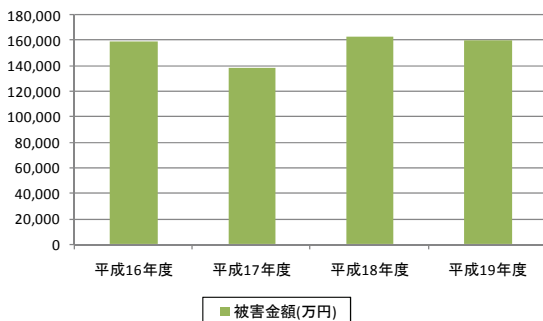


図 3.3.2 サルによる農作物被害状況

(農林水産省「生産局農業生産支援課資料」)

(3) 捕獲の基本的な考え方

- サルを捕獲する場合、「群れ」と「ハナレザル」という単位を十分に理解し、捕獲対象を決めることが重要である。
- 農作物等被害を無くするためには、被害を出している特定の群れ、あるいは特定の個体を捕獲する。
- 人身被害や人家侵入などの加害個体は、ハナレザルであることが多いため、加害個体を特定した捕獲の被害軽減効果は高い。
- 出産経験が豊富なメスを捕獲した場合などで群れが分裂し、新たに被害地域が拡大することがある。
- そのため、捕獲を実施する前に、被害の原因となっている群れやハナレザルを観察して特定し、効率的な捕獲が行えるように計画を立てることが重要である。
- 群れ全体を捕獲する場合でも、隣接する群れの行動範囲が変化するなどして、被害効果が上がらないこともあるので、専門家の指導を受けるなど、慎重に捕獲を実施する必要がある。

○個体数が増加して分裂するおそれがある群れでは、個体数を調整することで分裂を回避できる場合（p. 80～83 参照）がある。このような個体数調整を実施する場合は、専門家の指導を受けながら選択的に個体を捕獲する必要がある。

（４）捕獲方法

サルを捕獲する方法は銃器によるものと、わな（はこわなと囲いわな）による大きく２つに区分される。

１）銃器による捕獲

銃器による捕獲は、被害を出している特定の個体を捕獲するために用いる。通常は、「流し猟」で実施しているところが多い。

集落等に隣接した農耕地に出没し、作物を食べているサルには、銃を発砲することができない場合がある。また、公道上や集落内などにおける銃器の発砲は鳥獣保護法で禁止されている。被害を出している個体を確認し、その個体が発砲可能な山の方へ移動したら捕獲を開始する。

サルは、群れで行動しているので、無計画な捕獲は群れを分裂させ、被害を拡大させる可能性があるので、捕獲対象の個体を特定して捕獲する。

２）わなによる捕獲

主に、ハナレザルの捕獲や、群れの個体数調整を行なうために用いる。「小型のはこわな」を使用するか、「大型のはこわな」や「囲いわな」を使用するかは、わなを設置する地形や被害発生地域の周辺の環境、被害の程度等により決定する。

捕獲されるサルの性別（オスかメスか）や年齢（子どもか成獣か）を選択することができない。そのため、分裂する可能性のある群れにおいて、出産経験の多いメス（体格がよく大きくて、左右の乳首が長く伸張している）を捕獲した場合は、分裂を防ぐためにできるだけ放逐する。

①小型のはこわな

特徴

-  市町村や猟友会によっては、はこわなが普及していないことがある
-  通常1頭が捕獲される
-  長期間設置する場合は、餌の経費がかかる
-  捕獲後の処理は、安全である
-  価格は、5～15万円程度である（地域や業者によって異なる）
-  捕獲対象以外の動物がかかった場合（錯誤捕獲）の放逐が容易である

頻繁に移動させると、餌付け効果は低くなるが、群れの行動にあわせて移動させると捕獲効率はあがる。



写真 3.3.1

小型のはこわな

設置

小型のはこわなは、耕作地の周辺に設置する。被害を出すサルの群れの個体数を減少させる。はこわなは、扉を落としてサルを閉じ込める構造なので、できるだけ地面に水平に設置する。

②大型のはこわなと囲いわな

特徴

- 小型はこわなに比べ、一度に多くのサルを捕獲することが可能
- わなに慣れるまで、時間がかかることがある
- 長期間設置する場合は、餌の経費がかかる
- 捕獲後の処分は、経験を必要とする
- わなは通常自家製であるので、大きさなどにより資材費や設置経費が異なる。

設置

大型のはこわなと囲いわなは、一度設置したら移動させることは難しいため、設置する前に十分に場所の検討をする。どちらも、わなが大きいので耕作地と森林との間や森林に隣接した開けた場所に設置することが多い。

わなを設置し餌を入れ、わなに十分に慣れた頃、捕獲を開始する。サルを大量に捕獲する場合は、遠隔地よりサルがわな内に入ったことを確かめ、扉を閉める場合が多い。



写真 3. 3. 2 島根県羽須美村で使用されている囲いわな

③経路把握

サルは群れで、日中に行動するため農地および森林内で目撃することができる。特に、秋の収穫時期に畑に出没し、カボチャ、スイカ、芋類を採食しているサルの群れを目撃することは容易である。これら被害を出している群れを観察することで、群れの移動ルートや農耕地への侵入経路及びねぐらなどを把握する。近年は、群れの行動を数年に渡って調査している地域もあり、これらのデータから移動経路を把握している地域もある。サルの捕獲わなの選定には、群れの行動を十分に把握することが重要である。

④餌の種類（はこわなと囲いわな）

地域により異なるが、作物（ジャガイモ、カボチャ、トウモロコシなど）や果実（リンゴ、ナシ、カキなど）などが用いられている。

⑤捕獲に当たっての留意事項

大人のニホンザルの多くが、体内にBウィルス（ヘルペスウィルス的一种）抗体を保有してゐる。

サルはBウィルスに感染しても健康で、または発症しても皮膚の発疹のような軽い症状が出るだけだが、海外ではヒトに感染して死亡した例が報告されている。しかし、日本では野生のサルからヒトに感染したという報告はまだない。

抵抗力が落ちていたり発症しているサルは、ウィルスをだ液に排出する。このようなサルに咬まれたり、血液などの飛沫が目や口の粘膜に入ると感染することがあるので、サルは素手で触らず、だ液や血液などの飛沫にも触らないように注意する。

（５）捕獲の取組事例

３－１．分裂による被害拡大防止のための個体数調整

３－２．和歌山県におけるタイワンザル捕獲

No. 3 - 1	分裂による被害拡大防止のための個体数調整
-----------	----------------------

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	狩猟者	研究機関	NPO 法人等	その他
		○					
対 象 種	ニホンザル			分野	個体数調整		
種 類	銃器	くくりわな		はこわな		囲い込わな	
				○			

1. 概要

場所：神奈川県

実施時期：平成 19 年度より

2. 経緯

(1) 神奈川県第2次ニホンザル保護管理計画の概要

神奈川県では保護管理計画を策定し、①地域個体群の維持 ②農作物等被害の軽減 ③生活被害・人身被害の根絶の3つの目標を設定し、ニホンザルが生息している区域内で以下の施策を進めている。

- ◇ 被害防除対策、個体数調整、生息環境整備、モニタリングを組み合わせる。
- ◇ 群れの加害行動を5段階に分類し加害レベルに従って対策を講ずる。
- ◇ 被害防除の取組みを基本とし個体数調整はモニタリング結果をみながら実施する。
- ◇ 実施計画を策定し、地域ごと、群れごとに対策を実施する。

(2) 個体数調整についての基本的な考え方

第1次保護管理計画では、地域個体群維持の観点から捕獲は人身被害を発生又は発生させるおそれのある個体のみとして制限を行ってきた。

第2次保護管理計画（平成19年4月～平成24年3月）では、第1次計画後、地域個体群は維持されているものの、農作物等被害、生活被害、人身被害は依然として発生していることから、第2次計画においても、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等を総合的に講じるとともに、個体数調整については、新たに分裂による被害拡大防止のための個体数調整を加え、モニタリング結果を踏まえて群れ別に以下の対策を実施することとしている。

【加害個体の捕獲】

人身被害を発生又は発生される恐れのある個体を特定して捕獲する。

【個体数調整】

- ① 分裂による被害拡大防止のための個体数調整
平成19年度より実施している。
- ② 人身被害防止のための個体数調整
加害レベルが高く、市街地などに出没し追い払い等の対策で被害が軽減できず、人身被害発生の恐れがある場合。
- ③ 群れ捕獲
②の要件に加え、加害レベルが最も高く、捕獲後も地域個体群が維持され、隣接群が被害を出さないよう防護柵等の対策を実施する場合。

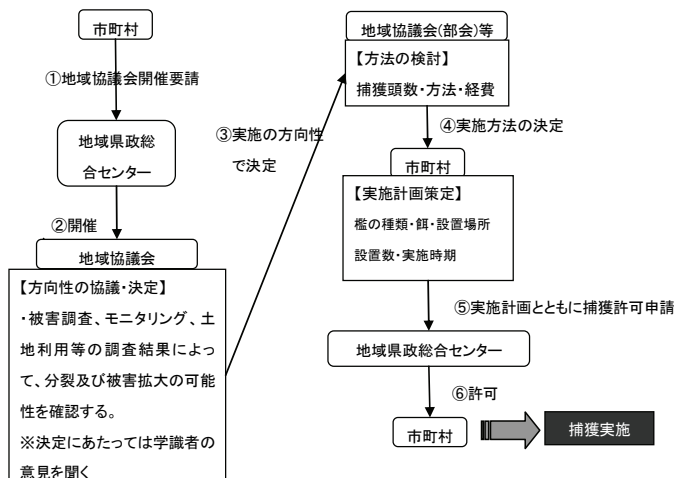
※なお、これまでに人身被害防止のための個体数調整及び群れ捕獲は行われていない。

(3) 分裂による被害拡大防止のための個体数調整について
第2次保護管理計画から実施している個体数調整の一つ。

【対象群】 加害レベル3以上、個体数が増加、分派行動が繰り返し観察される、など群れの分裂の可能性が高く、分裂した場合には群れの行動域の大半が農地や住宅地となり被害拡大のおそれがある群れ。

【方針】 個体数増加の原因となっている誘引物の除去等、個体数抑制のための生息環境整備とあわせて、分裂を阻止できる規模まで個体数調整を行う。

【事業実施の流れ】



3. 実施

原則として、次の①から⑤によるものとし、群れの分裂回避に十分留意するものとする。

- ① 原則として檻による捕獲とし、捕獲従事者は設置場所を1日1回以上見回るものとする。なお、錯誤捕獲された鳥獣がいる場合には、記録後に速やかに野に放つものとする。
- ② 捕獲する個体は、ワカモノ（メス・オス）、コドモ（メス・オス）、アカンボウ（当年生子）、人身被害を発生させているオトナオスとし、個体判別は学識者、鳥獣被害防除対策専門員の指導のもと捕獲従事者が行うものとする。なお、オトナメス（同時に捕獲されたアカンボウを含む）は放獣するものとする。
- ③ 捕獲した個体は、麻酔薬による薬殺等できる限り苦痛を与えない方法により適切に処理するものとする。

- ④ 捕獲個体については情報収集のため、必要な計測等を行うよう努めるものとする。
- ⑤ その他、捕獲に当たっての具体的な檻の種類、餌、設置場所、設置数、時期等については、地域性、群れの特性に応じて個体数調整実施計画を作成するものとする。

4. 実績

平成 19 年度の実施状況は、丹沢地域個体群の 2 群について分裂を防ぐための個体数調整 15 頭の捕獲を実施した。

【分裂による被害拡大防止のための個体数調整結果】

対象群	実施前個体数	目標捕獲数	捕獲数
鳶尾群	154 頭	20 頭	12 頭
経ヶ岳群	88 頭	10 頭	3 頭

5. 今後の課題

効果的な捕獲及び放獣の手法などの知見の収集。捕獲された個体の分析及び群れへの影響評価などのモニタリング実施と実施のための体制の整備と予算の確保。

No. 3 - 2	和歌山県におけるタイワンザル捕獲
-----------	------------------

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	猟友会	研究機関	NPO 法人等	その他
	○						
対 象 種	タイワンザル			分野	群れ捕獲		
種 類	銃器	くくりわな		はこわな		囲いわな	
						○	

1. 概要

場所：和歌山県和歌山市及び海南市

実施体制：和歌山県（和歌山市、海南市、研究者等）

被害：農作物（タケノコ、ビワ、ミカン、ブドウ等）と生態系の攪乱（在来種のニホンザルとの交雑防止）

被害時期：通年

その他：和歌山県サル保護管理計画を平成 14 年度に策定

2. 経緯

農作物への食害が 1 年を通して発生している。ただし、移入種であるタイワンザルが野生化して繁殖し、在来種のニホンザルとの交雑が確認されたため、交雑による生態系の攪乱防止が主要な理由である。

3. 実施

和歌山県サル保護管理計画（特定鳥獣保護管理計画）を平成 14 年度に策定し、計画のもとに捕獲を実施

(1) タイワンザル及びタイワンザルとニホンザルとの交雑ザルの全頭捕獲

(2) 群れごとの捕獲

(3) 大型捕獲オリを設置（餌はみかん類（ハ朔など）とサツマイモ等）



設置された
大型捕獲オリ

4. 実績

平成 14 年度から大型捕獲オリを用い捕獲を開始した。平成 14 年度の 18 頭から平成 19 年度までの 6 年間で合計 391 頭を捕獲した。現時点では約 30 頭まで減少した。現在は有害鳥獣捕獲により事業を継続している。

タイワンザル及び交雑ザルの捕獲実績

捕獲年度	捕獲数		
	計	安楽死	放獣
平成 14 (2002)	18	15	3
平成 15 (2003)	198	174	24
平成 16 (2004)	62	55	7
平成 17 (2005)	44	40	4
平成 18 (2006)	53	52	1
平成 19 (2007)	16	13	3
計	391	349	42

放獣：発信機を装着

4 カラス類

(1) 生態

日本には数種類のカラスが生息する。農業被害で問題となるのは主にハシブトガラスとハシボソガラスの2種類である。繁殖形態は、一夫一妻で、3月～7月にかけて年1回繁殖し、3～5個の卵を産む。つがい毎に分散して10～50haの縄張りを形成し、子育てを行う。

夏から冬にかけては若鳥を中心とした群れが多く見られ、数百～数千羽規模のねぐらを形成する。

(2) 捕獲数と被害

カラス類は狩猟鳥獣であり、毎年40万羽程度の捕獲数で推移していた。平成17年度は狩猟で約54,000羽、有害鳥獣捕獲で約293,000羽、総捕獲数で約346,000羽が捕獲され、近年減少傾向である(図3.4.1)。また、農作物被害状況をみると、平成19年度の被害金額は約26億円となっている(図3.4.2)。

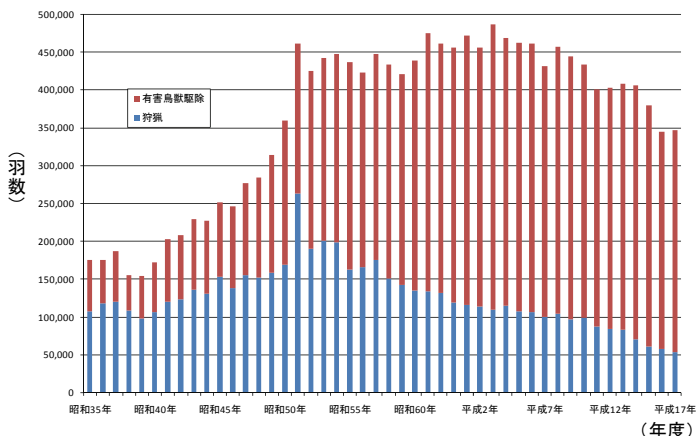


図 3.4.1 カラス捕獲数の推移（環境省「鳥獣関係統計」より）

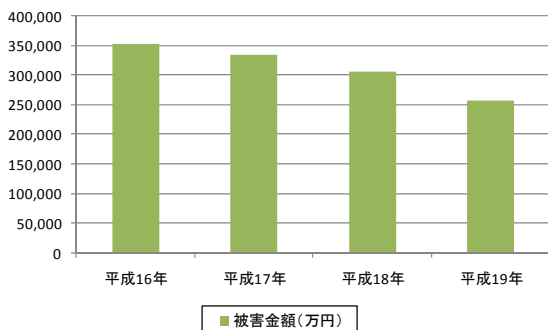


図 3. 4. 2 カラス類による農作物被害状況

(農林水産省「生産局農業生産支援課資料」)

(3) 捕獲の基本的な考え方

カラス類の捕獲目的は、農作物被害の軽減である。ただし、カラス類の場合、飛翔能力があるため、被害が発生する場所で捕獲しても周辺から再び集まって来て、被害が減らないという実態もある。そのため、被害軽減を捕獲圧だけに頼るのでは効果が薄く、網による作物の防護や農地周辺になるべく寄せ付けない対策が重要となる(図 3. 4. 4)。

カラスの個体数は食物量によって決まる。捕獲しても食物の量が多ければ他の場所から流入してしまっていて減ることはない(図 3. 4. 3)。

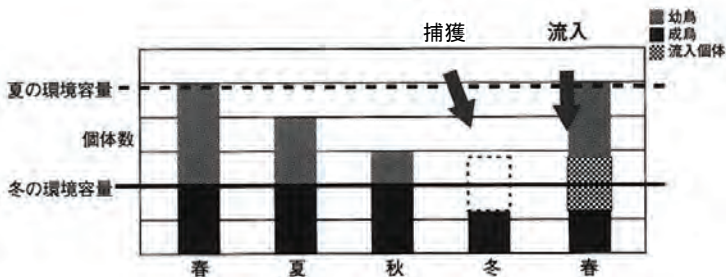


図 3. 4. 3 捕獲と個体数の関係

(環境省自然環境局「自治体担当者のためのカラス対策マニュアル」より)

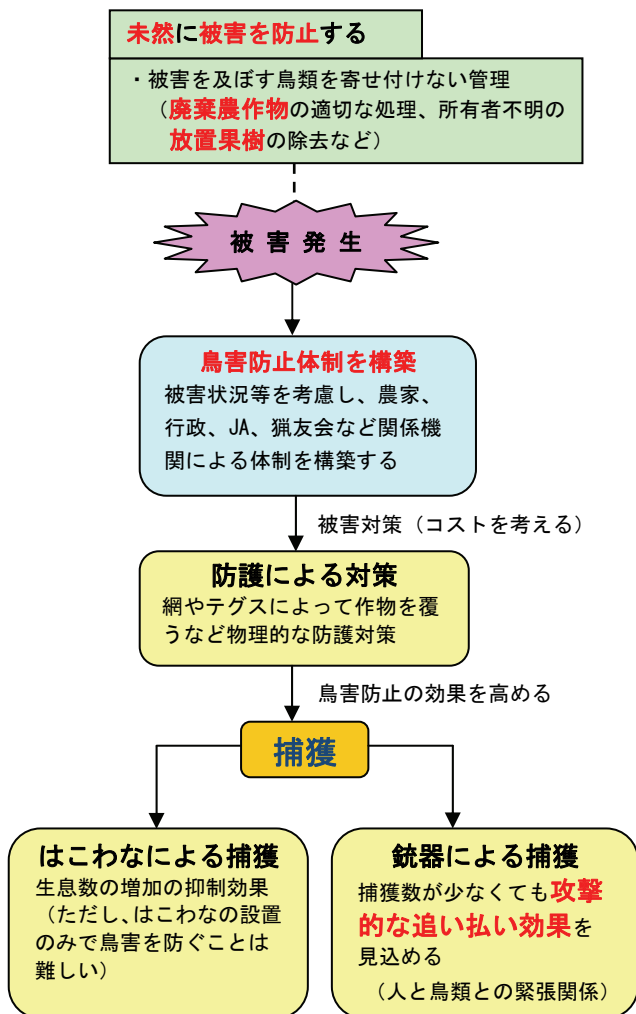


図 3.4.4 鳥害対策における捕獲の位置づけ

(4) 捕獲方法

カラス類を捕獲する方法は銃器によるものと、わな(はこわな)によるものの大きく2つに区分される。

1) 銃器による捕獲

銃器による捕獲は、被害を出している個体を捕獲することと、他の個体への威嚇、追い払い、短期間の忌避効果を目標として実施する。通常、銃器による捕獲は、有害鳥獣捕獲で実施しているところがほとんどである。

その際、被害発生時期に被害発生地にて捕獲を行い、個体数の軽減と威嚇・追い払い効果による被害の軽減を目標にするとよい。

銃による捕獲は、使用できる場所が限定されるため、銃器を使用できない場所や時間帯には、銃器による捕獲隊と類似した服装や装備をしたパトロール隊による追い払いを行う等の方法がある(図3.4.5)。

被害発生時期に被害発生地
で捕獲を実施する



図 3. 4. 5 銃器による捕獲の効果(1)

少数の捕獲でも追い払いの効果がとても高い（ハンターの服装などを記憶する）

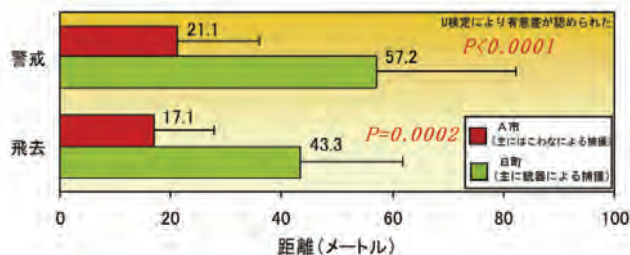


短期間の忌避効果

図 3.4.5 銃器による捕獲の効果 (2)

銃器による効果 (岩手県における 研究事例)

筑波大学の藤岡正博准教授は、捕獲方法の違いによるカラスの人に対する警戒の程度を調査した。調査では、カラスの有害鳥獣捕獲がそれぞれ異なる方法（銃器とはこわな）で行われている2地域で、カラスに対して調査者が接近できる距離を比較した。その結果、はこわなによる捕獲を行っている地域よりも、銃による捕獲を行っている地域の方が接近できる距離が明らかに遠いとする結果が得られた。このことから、銃器による駆除を実施した方が、カラスへの威嚇効果が高くなることが分かる。



調査者が近づいた時にカラスが反応する距離

2) わなによる捕獲

はこわなによる捕獲は、基本的に被害地周辺部の生息密度の低減を図ることを目的としている。そのため、はこわなの設置だけで被害がなくなるわけではない。被害を減らすためには、網やテグスによる十分な防護対策や銃器による攻撃的な追い払いを兼ねた捕獲などと合わせて実施すべきである。はこわなで捕獲されるカラスは経験の浅い若鳥が主である。自然状態でも若鳥の死亡

率は高いため、被害のない時期の捕獲は労力の無駄となる。そのため、捕獲は被害発生時期に行うようにする。

また、設置する場合は、設置場所の地形や環境、管理の実効性などを考慮して設置しないと効果がない上、逆に被害が増大してしまうことがある。以下に、場所選定のための基本的な考え方を示す。

①経路把握

はこわな内には、おとりカラスや餌を入れてカラスを誘引して捕獲するため、被害発生地に隣接して設置すると、被害を増大させるおそれがある（図 3.4.6）。そのため、設置前に周辺のカラスの行動を調査し、被害発生地への移動経路上に設置する（図 3.4.7）。

ほ場の近くに設置するとカラスを集めてしまい、逆に被害が大きくなる恐れがある



図 3.4.6 はこわな設置場所の留意事項(1)



被害地に近すぎず、カラスが移動経路としてよく飛行する場所に、はこわなを設置する

図 3. 4. 7 はこわな設置場所の留意事項 (2)



写真 3. 4. 1 はこわな（鳥取県鳥取市）
 右上の写真ははこわなの入口部分
 （脱出できないように針金が吊るしてある）

②はこわなの設置

移動経路を把握したら、以下の点に注意して設置場所を決定する。はこわなの価格は、およそ 10～15 万円程度である（地域や業者によって異なる）。自作も可能である。

🚩 設置場所は、通常、人の近付かない場所とする。

🚩 カラス類は目視によって仲間（おとりカラス）や餌を発見する。そのため、上空からよく見える場所に設置する（図 3.4.8）。

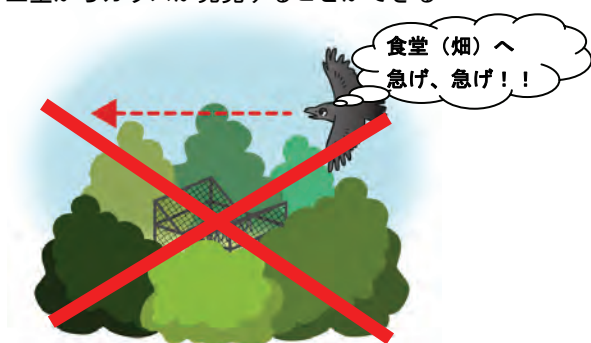
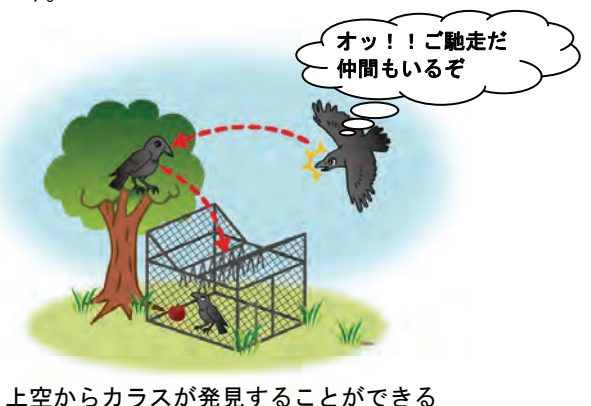


図 3.4.8 はこわな設置についての注意点（1）

- 捕獲されるカラスは、通常、はこわな近くの樹木などに一旦止まって安全を確認してから、はこわなに入る。そのため、近くに止まり木となるような樹木や建物のある場所に設置する（図 3. 4. 9）。

はこわなが畑などの真ん中にポツンと置かれている



木に止まって安全を確認している

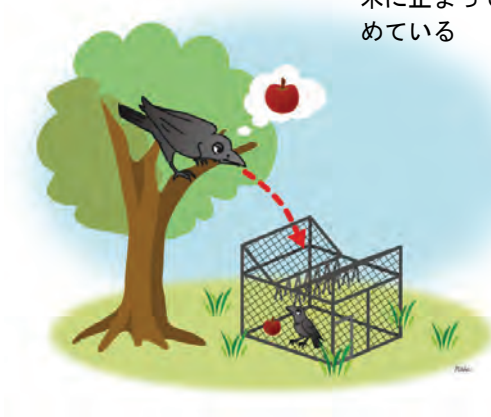


図 3. 4. 9 はこわな設置についての注意点（2）

- ✚ はこわな内の入口直下に止まり木などを設けると、脱出されることがある。止まり木は入口から離れた位置に付ける。
- ✚ はこわなの設置だけで被害がなくなるわけではない。被害地における防護も積極的におこなう必要がある。
- ✚ はこわなで捕獲されやすい若鳥は、自然状態でも死亡率が高いため、被害のない時期に捕獲しても効果は低い。

③餌の種類

誘引餌としては、豚肉などを使用するほか、摘果した農作物などを利用する場合もある。また、おとりカラスを入れると捕獲効果が高くなる。おとりカラスを維持する餌としてはドッグフードが適している。

④見回り

はこわなを設置した場合は、毎日見回る必要がある。その理由としては、捕獲対象以外の動物（トビやオオタカなどの猛禽類が多い）がかかった場合（錯誤捕獲）、すみやかに放鳥するためである。また、捕獲効率は管理によって大きく左右される。そのため、餌や水の交換や掃除をこまめに行い、常にはこわなを清潔に保つ必要がある。これは、おとりカラスや、捕獲したカラスの管理上の面からも重要である。

⑤捕獲に当たっての留意事項

カラスは野生動物であり、寄生虫やダニ、病原体などを保有している可能性がある。また、くちばしで突かれて思わぬ怪我を負わないように注意を要する。そのため、はこわな内の作業に当たっては、皮手袋や安全メガネ、マスクなど装着する。また、作業終了後には、十分な手洗いをを行う。

⑥適切な処理

捕獲した場合、他の場所に放すことはしない。殺処分は、安楽死など適切な方法を用いる。死後の個体は、速やかに焼却処分を行う。やむを得ず埋設する場合は、他の動物が掘り起こさ

ないよう、地中深く埋設すること。

(5) 捕獲の取組事例

- 4－1．銃器による捕獲の取組
- 4－2．銃器による捕獲の取組
- 4－3．銃器による捕獲とわなによる捕獲の試み
- 4－4．関係者の連携による銃器捕獲の有効活用

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	猟友会	研究機関	NPO 法人等	その他
		○	○	○			
対 象 種	カラス類			分野	捕獲		
種 類	銃器	くくりわな		はこわな		囲いわな	
	○						

1. 捕獲概要

場所：新潟県新発田市全域

実施体制：新発田市、JA（農協）、猟友会

実施時期：平成 20 年 4 月中旬以降、播種や収穫前時期が多い

実施場所：4 月中旬～5 月にかけては市内全域で捕獲申請。中山間地域の一部では狩猟期間を除き、年間を通じて捕獲申請あり

その他：捕獲の実行人数は最大で 115 名

2. 被害実態

市内全域において、水稻や野菜、果樹に対する被害が報告されている。

3. 捕獲方法

捕獲作業までの流れは以下に示した通りである。

- ① 農家から JA へ被害報告
- ② JA より新発田市へ捕獲申請
- ③ 新発田市より捕獲許可
- ④ JA より猟友会へ捕獲要請
- ⑤ 被害地での捕獲作業

なお、捕獲作業は、安全確保のため、原則 5 人以上のチームで出猟し、主に早朝中心に実施している。主に散弾銃を使用。

4. 捕獲効果

平成 19 年度は 900 羽の捕獲実績が報告されている。また、20 年度も 9 月上旬までに 730 羽が捕獲されている。捕獲による効果として、農作物への被害減少が感じられる。特に一斉捕獲期間の直後は効果が大きいようである。ただし、地域に生息するカラス類の個体数が減少したのかについては、もともとの全体数がわからないため不明である。

5. その他

捕獲に対し、有害鳥獣捕獲を支援する目的で新発田市から JA に対し補助を行っている。また、JA から捕獲の実行を依頼している猟友会へは弾代等の補助を行っている。

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	猟友会	研究機関	NPO 法人等	その他
		○	○	○			
対 象 種	カラス類			分野	捕獲		
種 類	銃器	くくりわな		はこわな		囲いわな	
	○						

1. 概要

場所：愛知県幸田町の主に中山間地域

実施体制：幸田町、猟友会、JA

実施時期：4月以降、毎月2回（日曜日）に実施

実施場所：被害地周辺部

その他：捕獲従事者として、猟友会会員のうち、銃の狩猟免許を所持する13名

2. 経緯

野菜、果樹（ナシ、カキ、モモ）への被害が確認されている。そのため、捕獲による被害対策が実施された。

3. 実施

幸田町町長から地元猟友会へ捕獲事業を委託する形で捕獲を実施している。捕獲は、13名を2班程度にグループ分けして広範囲をカバーできるようにしている。捕獲作業は、主に午前中に実施し、散弾銃と空気銃を使用している。

4. 実績

平成19年度は、約150羽の捕獲実績が報告されている。また、平成20年度は9月までに220羽が捕獲されている。捕獲によっ

て個体数の減少は感じられないものの、捕獲後は農作物への被害について、一定の減少が見られている。

5. その他

幸田町では、地元 JA 等と「鳥獣害対策連絡協議会」を組織している。これを通じて研究や学習会などを実施している。

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	猟友会	研究機関	NPO 法人等	その他
	○	○		○			
対 象 種	カラス類			分野	捕獲		
種 類	銃器	くくりわな		はこわな		囲いわな	
	○			○			

1. 概要

場所：銃器（福岡県朝倉市内）、はこわな（朝倉市杷木松末大山上集落）

実施体制：朝倉市、福岡県（朝倉農林事務所）、朝倉猟友会

実施時期：銃器（通年、ただし収穫前にやや出動が多くなる）、
はこわな（7月～12月）

実施場所：銃器（市内の被害地及び、周辺の山林）

はこわな（市内山間部（大山上集落）の被害地周辺）

その他：銃器（捕獲従事者として85人が登録）

はこわな（大山上集落に1基設置）

2. 実施

市内全域において、麦や野菜、果樹への被害が確認されている。わなを設置している大山上集落では、ブドウ、ナシ、カキといった果樹への被害が報告されている。そのため、捕獲による被害対策が実施された。

3. 方法

1) 銃器による捕獲

捕獲従事者として85人登録されており、1班当たり4～14人、計14班で構成されている。これらの班ごとに集合して捕獲を実施している。出勤時間は、主に午前中で散弾銃と空気銃を使用。

2) わなによる捕獲

平成20年度よりはこわなによる捕獲を杷木松末大山上集落の1箇所を開始した。わなの製作費用は105,000円で1基導入した。捕獲は朝倉市杷木地域猟友会の協力を得て実施し、餌は被害地の生産者が提供するブドウ、ナシ、カキを使用し、2～3日ごとに交換している。捕獲状況の見回りは毎日実施している。



写真 3.4.2 捕獲されたカラス類

4. 実績

1) 銃器による捕獲実績

平成19年度は598羽の捕獲実績が報告されている。また、平成20年度は4月1日から8月20日までに404羽が捕獲されている。捕獲による効果として、カラスの減少が感じられるが、市全域でみると効果はあまり感じられない。

2) わなによる捕獲実績

平成20年7月から11月までに約300羽が捕獲されたものの、捕獲後に他地域からの流入個体があったため、農作物への被害軽減などの効果はあまり感じられない。

5. その他

1) 銃器による捕獲

朝倉市の有害鳥獣駆除部会が取組主体となって有害鳥獣捕獲申請を行っている。なお、朝倉市は他の鳥獣を含めた業務委託費として、347万円を計上している。また、福岡県からも138万円の補助金が出ている。

2) わなによる捕獲

はこわなは、農林水産省が平成12年度より実施している「中山間地域等直接支払制度」による交付金を使用して製作した。

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	猟友会	研究機関	NPO 法人等	その他
	○	○	○	○	○		○
対 象 種	カラス類			分野	捕獲		
種 類	銃器	くくりわな		はこわな		囲いわな	
	○						

1. 概要

場所：石川県松任市（現白山市）

実施体制：石川県農林総合事務所、松任市（現白山市）、JA 松任、猟友会

実施時期：平成 16 年 4 月 28 日～5 月 27 日

実施場所：松任市内の直播水田地域各所

2. 経緯

平成 15 年度、県内の直播圃場にて播種した水稻の出芽時期にカラス等による食害が多発し、種まき面積全体の 20%で被害が確認され、9%ではまき直しを余儀なくされる被害が発生した。この被害を受けて、被害対策の体制作りが試みられた。

3. 実施

直播農家、JA、旧松任市、猟友会らで構成されるカラス対策プロジェクト（プロジェクト K）。猟友会内に有害鳥獣捕獲のための特別班を編成し、出動要請に早急に対処できる体制を整えた。実施体制の概略図は以下の通りである。

プロジェクトKの実施体系

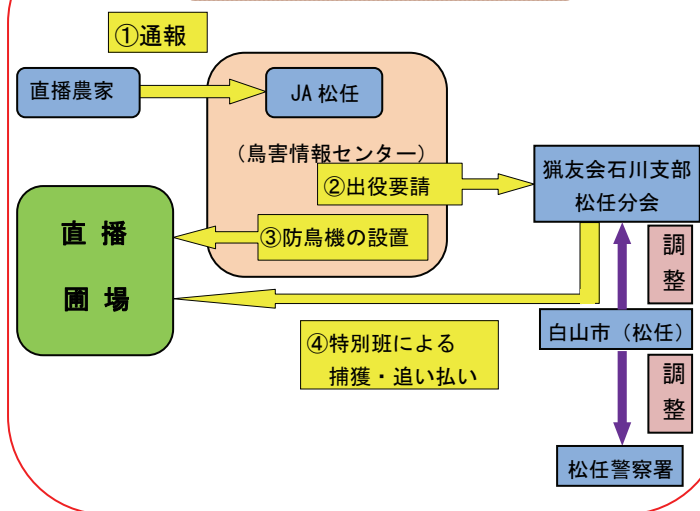


図 3.4.9 プロジェクトKの実施体制

出動までの流れとしては

- ① カラスの被害を確認した農家は JA に連絡する。
- ② 連絡を受けた JA は被害水田に防鳥機を設置し、稼働させる。あわせて、捕獲特別班に出動要請を行う。
- ③ 農家、特別班、JA、市職員、農業改良普及等の関係者らは統一ジャンパー（獵友会と同じオレンジ色）と帽子を着用し被害水田へ（写真 3.4.3）。
- ④ 特別班による捕獲作業。農家もモデルガン等を用いて追い払い作業（写真 3.4.4、写真 3.4.5）。
- ⑤ 特別班の出動時は、出動時間、人員、出動場所、現場の状況、捕獲数等を別紙記録用紙に記録し終了。

なお、特別班は 5 名編成（獵友会会員）。計 7 回の出勤でカラス 25 羽が駆除された（表参照）。



写真 3.4.3 猟友会会員による監視(特別班捕獲行動中)



写真 3.4.4 モデルガンを使用した追い払い



写真 3.4.5 傘(猟銃に似せた)と競技用ピストルを組み合わせた追い払い

4. 実績

平成 16 年度の有害駆除特別班の出役による追い払い効果は高く、特に群れでのカラスの飛来があった宮永町では 2 回の出役によって被害を防ぐことができた。

また、カラス被害に対して、関係者がそれぞれ意識を持ち被害防止のための実施体制を整えられたことは大変有意義であり、特に、農家がテグスを張るなど自主的に工夫しながら、「自分の田んぼは自分で守る」という意識を持つようになった。

特別班による出役記録と捕獲実績

出動日時	出動時間	出動場所	捕獲鳥種	捕獲数
2004.5.7	15:30～16:50	源兵島町	カラス	2
2004.5.9	7:00～8:30	源兵島町・内方新保町	カラス	12
2004.5.11	5:30～7:20	福増町	カラス	1
			カモ	3
2004.5.21	16:35～17:00	平松町	カラス	2
2004.5.21	13:20～14:30	宮永町	カラス	-
2004.5.24	9:00～10:30	宮永町	カラス	4
2004.6.1	10:00～11:30	長島町	カラス	4
合計			カラス	25
			カモ	3

第Ⅳ章 イノシシとシカの利活用

1 野生鳥獣の利活用

近年、イノシシやシカの捕獲数の増加に伴い、捕獲されたイノシシやシカの有効利用が多方面から検討されだした。

- 資源としての利用（肉・皮・薬の原料・肥料・ペットフード）
- 観光目的の地域おこしや村おこし
- 鳥獣管理の手段（被害を軽減するための捕獲費用の補填、地域住民の獣害への関心・協力）
- 廃棄物として焼却もしくは埋設処理されていた捕獲個体の資源化

2 肉の利活用を進める上での留意点

野生獣の肉の有効利用を進めるためには、次のような点に留意する必要がある。

- 野生動物には、病原体や寄生虫が存在している可能性があることを認識することが必要である。
- 野生獣の肉の生食が原因と考えられる腸管出血性大腸菌感染症やE型肝炎及びトリヒナ症の感染事例もあることから、食品としての利用に当たっては、中心部まで火が通るよう十分な加熱処理が必要である。また、消費者等に対し、調理の際に十分な加熱が必要なことなど正しい知識について、周知徹底することが重要である。
- より安全、安心な流通を確保するためには、コンプライアンス（法令遵守）、トレーサビリティ（捕獲から流通まで個体ごとに追跡可能な体制をとること）に取り組むことも重要である。
- 野生獣を食肉として利用する場合、捕獲後の処理によって肉の味が大きく変わるため、捕獲者（狩猟者）に対する捕獲後の処理方法の研修を行なう必要がある。
- 現代の日本人は一般に野生獣の肉になじみが薄い。そのため、国内でイノシシ肉やシカ肉を食肉としてある程度普及させるには、調理方法の開発と普及が求められる。

3 食品衛生法

捕獲したイノシシやシカを食肉として流通させる場合には、食品衛生法に基づき、

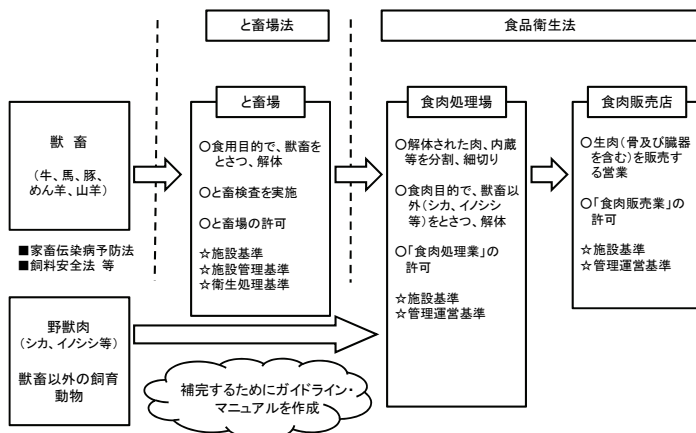
- ①と殺・解体処理を行う施設については、都道府県の条例で定められた施設基準に適合する食肉処理業の許可を受けること
 - ②食肉の処理に当たっての衛生管理は、厚生労働省が定める食肉の調理・保存基準のほか、都道府県の条例で定められた管理運営基準を遵守すること
- が必要である。

① 食肉処理業

食用の目的で鶏、あひる、七面鳥、牛、馬、豚、めん羊、山羊以外の動物を殺し、若しくは解体する営業、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業である。

② 食肉販売業

鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む）を販売する営業である。



獣畜と野生肉等の流れ

北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル概要版（平成18年10月）」

なお、家畜の食肉は、と畜場法で衛生的なと殺・解体や検査が義務づけられているが、と畜場法はイノシシやシカなどの野生動物には適応されないため、多くの自治体ではガイドラインやマニュアルを作成し、食肉の安全性の確保などに努めている。以下にガイドラインやマニュアルの一部を示した。

エゾシカ衛生処理マニュアル；北海道

エゾシカ有効活用のガイドライン；北海道

信州ジビエ衛生管理ガイドライン；長野県

信州ジビエ衛生ガイドライン；長野県

シカ肉の衛生及び品質の確保に関するガイドライン；山梨県

猪肉に係る衛生管理ガイドライン；島根県

「あがしし君工房」衛生管理マニュアル；群馬県中之条

「あがしし君工房」清掃マニュアル；群馬県中之条

「あがしし君工房」解体・カットマニュアル；群馬県中之条

4 北海道における取組

北海道では、エゾシカ保護管理計画（第3期：平成20年3月）を策定している。有効活用の項で「資源としての価値を高めて、需要を確保することにより、捕獲数の増加が見込まれ、被害対策に要する経費の軽減を図ることが期待できる。」「また観光振興や地域振興も視野に入れ、供給から需要まで総合的な有効活用の一環したシステムの構築を図り、（中略）その価値を一層高めるための施策を検討し、関係団体、機関と連携して実行することにより、持続的な資源管理を行い人間とエゾシカの共生を図るものとする。」としている。

エゾシカによる森林や農作物の食害を減らすため、道では被害防止対策やエゾシカの生息個体数管理などを総合的に進める一方、平成17年度より「エゾシカ有効活用検討委員会」を中心とした野生エゾシカ肉の安全性確保と安定供給に向けた検討を開始し、「エゾシカ衛生処理マニュアル」および「エゾシカ有効活用のガイドライン」が策定（平成18年10月）され、有効活用の推進によって個体数の減少と被害の軽減を目指している。

北海道のエゾシカ捕獲数と食肉処理場での処理頭数は、以下のとおりである。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
狩猟	49,819	41,139	42,113
許可捕獲	28,538	28,501	30,843
合計	78,357	69,640	72,956
処理頭数	6,998	8,948	11,224
処理場数	51	63	72

5 今後の課題

現在、野生鳥獣の利活用について、多くの自治体や民間企業などが関心を持ち、処理加工施設等の整備が行われている。野生鳥獣による農作物被害を軽減するために捕獲した個体の利活用は、資源利用、被害防止対策の費用補填、地域住民の獣害への関心を持たせるなど多くの利点があげられるが、課題もある。

食肉処理加工施設を継続的、安定的に運営することが重要であり、

- ①安全性の確保（衛生管理、法令順守、ガイドライン等の周知徹底、品質確保）
- ②肉の安定供給（捕獲体制の整備、解体処理施設等の整備）
- ③普及啓発（価格、購買促進、調理法の開発・広報）

などの課題がある。

6 各地における取組事例

- 5-1. 群馬県中之条町獣肉処理加工施設「あがしし君」
- 5-2. おおち山くじら生産者組合
- 5-3. いのしし肉加工販売所（ヘルシーBOAR）
- 5-4. 鹿皮革産業振興対策事業
- 5-5. 奥多摩町食肉処理加工施設「森林恵工房 峰」
- 5-6. 長野県における野生鳥獣の有効活用
- 5-7. 阿寒町エゾシカ産業
- 5-8. 北海道新冠町エゾシカ食肉加工

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	狩猟者	研究機関	NPO 法人等	その他
		○	○				
対 象 種	イノシシ			分野	食肉処理・加工・販売		

1. 事業概要

施設場所：群馬県吾妻郡中之条町折田

施設運営：沢田農業協同組合

実施時期：平成 17 年度より事業検討開始、平成 19 年度より稼働

事業経費：総額約 4 千万円

2. 経緯

群馬県吾妻郡においては、イノシシによる水稻及び果樹に対する被害が 4 月～11 月にかけて発生している。被害対策として防護柵の設置や捕獲を実施しており、捕獲したイノシシの肉の利活用を目的に、吾妻郡 7 町村が事業主体となり、小規模土地改良事業施設整備（活性化施設整備）事業として開始した。



「あがしし君工房」

施設面積：約 101 ㎡

3. 安全対策等

安全対策として各種マニュアルを作成し、衛生管理を行っている。

- ◇ 解体・カット作業マニュアル
- ◇ 衛生管理マニュアル
- ◇ 清掃マニュアル
- ◇ イノシシ捕獲・搬入マニュアル

4. 稼働実績

イノシシの肉処理施設を稼働したのは、平成 19 年度からである。平成 19 年度は 130 頭を処理し、販売実績として約 580 万円であった。

イノシシの買い取り価格は 3 ランクに区分している。販売平均価格は、バラ肉で 2,700 円/kg、モモ肉で 4,000 円/kg、背ロースで 4,700 円/kg、ハムが 4,000 円/kg 等である。



5. 今後の課題

年間の処理頭数は 200～250 頭を予定していたが、実際には予定数の半数程度であった。現在は吾妻郡内からイノシシを受け入れているが、今後郡外からの個体を受け入れるかを検討。また、試食会では人気はあるが、購入には繋がらない。ウインナー、サラミ、レトルトカレーなどに加工することで消費の拡大を図る。

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道 府県	市町 村	農協	狩猟 者	研究 機関	NPO 法 人等	その 他
							○
対 象 種	イノシシ			分野	食肉処理・加工・販売		

1. 事業概要

施設場所：島根県邑智郡美郷町

施設運営：おおち山くじら生産者組合（有害鳥獣駆除班員 62 名で設立）

実施時期：平成 16 年度より事業検討開始

事業経費：総額約 2 千 5 百万円

2. 経緯

島根県旧邑智町（現美郷町）においては、イノシシによる農作物等に対する被害が発生し、近年約 500～700 頭のイノシシを有害鳥獣による捕獲を実施している。旧邑智町では、鳥獣害への関心を通して住民の活力を引き出すための手段として駆除されたイノシシを資源化した。イノシシを「害獣」から「資源」とみなす「食からの地域おこし」を目指して事業を開始した。



「邑智食肉処理加工場」

施設面積：約 90 ㎡

3. 安全対策等

安全対策として、E型肝炎ウィルスサンプリング、イノシシ寄生虫検査、イノシシ有効利用ガイドラインを作成している。また、肉の品質を確保するため処理場まで生体搬送を実施している。

4. 稼働実績

イノシシの肉処理施設を稼働したのは平成16年度からであり、平成19年度の処理頭数はウリ坊（幼獣）が184頭、子が92頭、成獣が75頭の合計351頭であった。処理個体は全て有害鳥獣捕獲個体である。

販売平均価格は、バラ肉が3,500円/kg、モモ肉が3,000円/kg、ロースが4,000円/kg等である。



5. 今後の課題

資源化の取り組みについては、高齢化による人材不足が課題である。そのため、熟成・加工等を担う技術者、品質管理技術者、販路開拓・拡大等を担う人材の育成事業を実施している。



「シンボルマーク(商標登録第4906334号)」

No. 5－3	いのしし肉加工販売所（ヘルシーBOAR）
---------	----------------------

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道府県	市町村	農協	狩猟者	研究機関	NPO 法人等	その他
		○		○			
対 象 種	イノシシ			分野	食肉処理・加工・販売		

1. 事業概要

施設場所：長崎県江迎町

実施体制：いのしし肉加工販売所、ヘルシーBOAR

実施時期：平成 15 年 4 月 30 日 より稼働

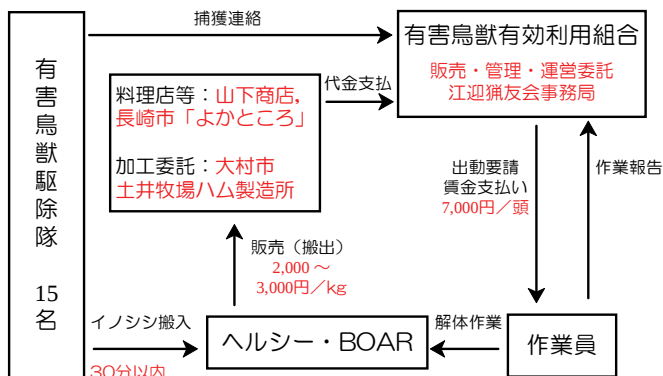
建設費：865 万円

2. 経緯

長崎県江迎町では、イノシシの捕獲数が少ない時期は、捕獲者で分け合って食べていたが、捕獲数の増加に伴って処理（食べる・埋める・燃やす）が間に合わなくなった。また、イノシシを町の特産品として流通させれば町の活性化に繋がる上、農作物被害対策になると考えて事業に取り組み始めた。



「ヘルシー
BOAR」



イノシシ肉加工販売所(ヘルシー・BOAR)の組織図

3. 稼働実績

年度	年間処理頭数	販売実績
H17	96 頭	約 190 万円
H18	47 頭	約 90 万円
H19	40 頭	約 70 万円

4. 今後の課題

- ・ 販路拡大
- ・ 加工施設の人材確保
- ・ 取り扱うイノシシの規格の再検討（現在は 30～50kg 程度のメスを加工している）
- ・ 販売方法の再検討（ブロック肉の販売や 200g パックでのスライス肉販売など）

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道 府県	市町 村	農協	狩猟 者	研究 機関	NPO 法 人等	その 他
							○
対 象 種	ニホンジカ			分野	皮革利活用		

1. 事業概要

事業主体：日本鹿皮革開発協議会（全日本養鹿協会）

実施時期：平成 20 年から開始

2. 事業内容

平成 20 年 6 月から経済産業省所管による「皮革産業振興事業・鹿革産業連携補助事業」を活用し、全日本養鹿協会がコーディネーターとなり「日本鹿皮革開発協議会」を結成した。事業は、害獣対策として駆除されたニホンジカ皮革の資源化や国内外に通用する新しいシカ皮革製品の開発と普及をすすめ、皮加工、資源化技術を確立すると共にそれを利用する産業の創造を目的としている。

3. シカ革特性分析調査

ニホンジカ皮革の特性を検査した結果、中国産やニュージーランド産のシカ皮と同等の値であった。

種類/区分	厚さ (mm)	引張強さ (MPa)	伸び (%)	引裂強さ (N/mm)	見掛比重 (g/cm ³)
ニホンジカ	1.2	28.6	85.8	53	0.57
エゾシカ	1.2	33.3	96	57	0.47
中国産	1.7	32	90	55	0.48
ニュージーランド産	2.2	30	90	43	0.50

注) ニホンジカは 5 枚、エゾシカは 2 枚の平均値

4. 製品開発試作品



ポーチ
(飼育エゾシカ：石川産)



吟付革ビジネスバッグ
(ニホンジカ：宮崎産)



厚手手袋
(ニホンジカ：宮崎産)



トートバック
(ニホンジカ：宮崎産)

5. 今後の課題

シカ産物利用事業を資源循環型産業として推進するためには、設備投資と技術対応及び普及啓発活動を含む総合的な戦略が必要であることから、共同推進体制の構築が必要である。

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道 府県	市町 村	農協	狩猟 者	研究 機関	NPO 法 人等	その 他
		○					○
対 象 種	ニホンジカ			分野	食肉処理・加工・販売		

1. 事業概要

施設場所：東京都奥多摩町留浦

実施体制：東京都奥多摩町が整備、運営は民間業者

実施時期：平成 16 年度より整備、平成 18 年度より稼働

事業経費：総額約 3 千 8 百万円（敷地造成 1 千万円、施設整備
約 2 千 7 百万円）

2. 経緯

奥多摩町では東京都特定鳥獣保護管理計画並びに実施計画に基づき、ニホンジカの個体数調整を実施している。これまでは、全て埋設処理又は焼却処分されてきた。今後、ニホンジカの食用肉化を実現し地域の貴重な資源を活用することで、地場食材（加熱用食肉）としてのシカ肉を「奥多摩の特産品」として地域の活性化と観光振興を図る目的で平成 16 年度から事業が開始された。



「森林恵工房 峰」

敷地面積：約 156 m²

延床面積：約 89 m²

3. 安全対策等

安全対策として各種マニュアルを作成し、衛生管理を行っている。

(1) 検査

- ◇ 解体時における抜取検査
- ◇ 食肉における大腸菌等検査
- ◇ 保存試験検査
- ◇ シカ肉の栄養成分検査

(2) トレーサビリティの徹底

- ◇ ニホンジカ解体及び食肉作業マニュアル作成
- ◇ ニホンジカ捕獲・運搬マニュアル作成
- ◇ 食肉処理加工施設衛生管理マニュアル作成
- ◇ 全商品に製品番号を記載 等

4. 稼働実績

ニホンジカの肉処理が本格稼働したのは、平成 18 年度からである。平成 18 年度は 158 頭から約 458kg、平成 19 年度は 104 頭から約 243kg の食肉を処理した。

販売先は、奥多摩町内の民宿、旅館、飲食店等のみで、町外には販売していない。



- ・ 背ロース肉：5,000 円/kg
- ・ モモ肉：4,000 円/kg
- ・ 前肢等雑肉：2,000 円/kg

5. 効果

町内の民宿、旅館、飲食店を通して、町外から訪れる観光客などに提供することで、観光振興を図る。また、過疎地域における雇用の創出とシカ被害問題の現状を広く都民に発信できるなど地域振興の観点からも期待できる。

6. 今後の課題

当施設に搬入されるニホンジカは、特定計画に基づく捕獲個体（狩猟による捕獲個体は受けいれてない）であるため、許可頭数が限られ、シカ肉の安定供給が困難となる恐れがある。



搬入されたオスジカ

処理施設内風景



処理施設へ搬入



剥皮作業

分割・細切



地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道 府県	市町 村	農協	狩猟 者	研究 機関	NPO 法 人等	その 他
	○						
対 象 種	ニホンジカ			分野	利活用		

1. 事業概要

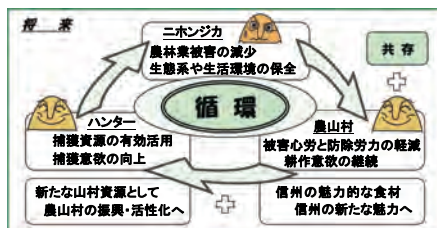
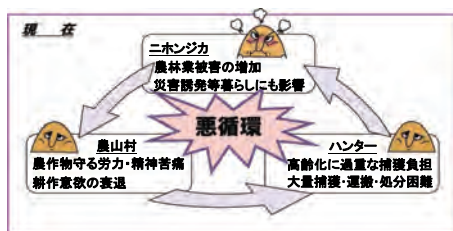
施設場所：長野県全域

実施体制：長野県関係部局

実施時期：平成 17 年度より実施

2. 経緯

長野県では「長野県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画」を策定し、農林業被害の軽減や農山村の活性化を図るためや、鳥獣被害対策の円滑化のために捕獲した野生鳥獣の有効活用を進めるため事業が開始された。



県内各地の取り組み

★大鹿ジビエ

村内の宿、飲食店がジビエを観光の目玉として活用。村を挙げて資源を地域内で循環させる取組みの好事例。



シカ肉ハヤシライス
(村観光協会)

★鹿食免

(かじきめん)

鹿食免を活用した
諏訪ブランドの確立



諏訪大社で販売されている、免罪符(鹿食免)。

★信州の特徴

あるお土産

加工業者による、
レトルトや缶詰等の
商品開発の取組み。



新たに開発された、
信州鹿のレトルトハヤシソース

新たな方策 — ペットフード化の検討 —

1. ペットフード製造技術開発 (H19、林務部)

目的：捕獲したシカ活用促進のための簡易製造技術の開発

内容：乾燥肉(ドライフード)の試作、製造工程・ポイントの取りまとめ

試作：スジ、アバラ、内臓などの試作品完成

2. 試作品の検査・分析・テストの実施 (H19～20 年度、林務部・商工部)

検査分析：製品の細菌検査、成分分析を実施

嗜好性テスト：ブリーダー等にサンプル配布・テストを実施

3. 事業化に向けた検討 (H20 年度、商工労働部)

研究会：販路研究など事業化に必要な要件
を検討

試作品のテスト販売等を計画



地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道 府県	市町 村	農協	狩猟 者	研究 機関	NPO 法 人等	その 他
						○	○
対 象 種	エゾシカ			分野	食肉処理・加工・販売		

1. 事業概要

施設場所：北海道釧路市阿寒町

施設運営：北泉開発株式会社、(有)阿寒グリーンファーム、
(有)阿寒オーストリッチ

実施時期：平成 17 年度より事業開始

2. 経緯

阿寒町は、道東地域最大のエゾシカ越冬地になっており、農林業に対する被害も深刻な状況が続いている。個体数を減らすために、狩猟や有害駆除による捕獲を実施しているが、ハンターの高齢化や捕獲経費が高額になるなど諸問題が起きていた。そこで、シカ肉の利活用対策を確立させ、食肉としての流通システムを整備することで、ハンターのやる気につながり、ハンター人口が増え、個体数の抑制につながると思われた。そこで、阿寒町では、「エゾシカ研究会」を平成 16 年 3 月に発足し、阿寒町商工会青年部、道猟友会釧路支部阿寒 3 部会、シカ肉料理に取り組んでいるホテル関係者、養鹿牧場を開始した民間事業者、森林保護のためエゾシカに給餌している前田一步園財団などが参加している。

3. 阿寒町エゾシカ産業の流れ

(1) 生体捕獲から食肉加工センター

阿寒湖温泉地区（(財)前田一步園）で生体捕獲されたエゾシカは、北泉開発(株)養鹿牧場にて一時養鹿された後、(有)阿寒オーストリッチ運営の地域資源活用センターにおいて、と殺・解体され、

(有)グリーンファーム運営の食肉加工センターで解体処理・販売される。

数ヶ月飼育することによって肉質が向上し、高品質で均一な個体の提供が可能となる。野生シカとの違いが明確になれば、付加価値の高い阿寒産のシカ肉の提供ができる。

(2) 有害鳥獣捕獲から食肉加工センター

有害駆除されたエゾシカは、地域資源活用センターと食肉加工センターに搬入される。

(3) 狩猟による捕獲から食肉加工センター

ハンターにより一般狩猟されたエゾシカは、地域資源活用センターでは扱わないので、食肉加工センターで受け入れることになる。

4 生体捕獲及び処理頭数

生体捕獲及び食肉利用は、平成 17 年度から開始された。平成 20 年度は、全道的に少雪で阿寒湖畔へ季節移動してくる個体数が少なく、捕獲頭数も少なかった。

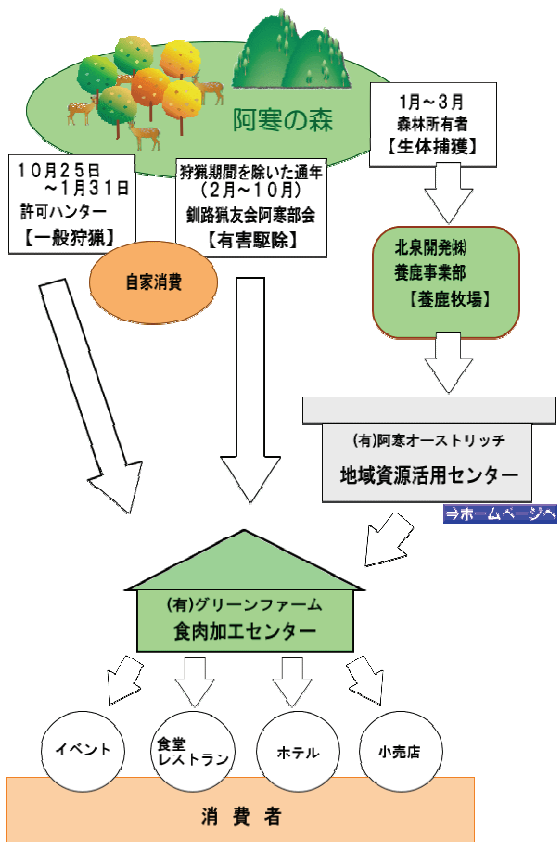
平成 18、19 年度は、狩猟と有害鳥獣捕獲個体を合わせ約 500 頭を処理し、一時養鹿個体と合わせて約 1,000 頭処理した。



屠畜場



部分仕上げ作業



阿寒町におけるエジジカ産業の流れ

5. 衛生管理

(社)エゾシカ協会は、「エジジカ衛生処理マニュアル」に沿って処理を実施している事業者に対し認証制度を設け、「エゾシカ肉の推奨」を行っており、平成19年9月21日に認証された。

6. 販売

一時養鹿肉と野生肉を分けて販売している。モモ・ロース等は、レストラン・飲食店向とデパート等小売店に販売している。裾肉は、ハンバーガー用、レトルト食品（カレー・シチュー）で活用している。



エゾシカバーガー



レトルトカレー・シチュー

7. 課題

エゾシカ肉を新しい産業として確立するためには、需要と供給を結ぶパイプをいかに構築するかが課題である。販路を開拓し、安心して食卓に送るためには、衛生基準が高く安定して生産できる処理施設が必要である。

一部の売れる部分だけを販売するのではなく、人気のない部位を売るためにどのように加工するのか、産業廃棄物となる残滓の処理量を少なくするためには、エゾシカ全体が同じように売れる商品開発が必要である。

8. その他

エゾシカによる林業被害の補填として、植林活動などに対し、エゾシカ森林基金を開設しており、エゾシカ肉販売利益の一部を前田一歩園に寄付している。

地 域	行 政		団 体 等				
事業主体	都道 府県	市町 村	農協	狩猟 者	研究 機関	NPO 法 人等	その 他
							○
対 象 種	エゾシカ			分野	食肉処理・加工		

1. 事業概要

施設場所：北海道日高支庁新冠町

施設運営：(株) 静内食美楽

実施時期：平成 17 年度より事業開始

2. 処理施設



- ・ 面積：160 m²
- ・ 設置費用：2,500 万円
(既存施設、中古器具使用)
- ・ 従業員数：3 名

3. 特徴

- 衛生的な処理を目的に処理場での内臓摘出を行うため捕獲後 2 時間以内搬入という規則を作った。そのため現在は、近隣市町村のみからの受入となっている。
- 一次処理者（内臓摘出限定）の営業許可を受けて、遠方の捕獲地からの受入体制を構築している。
- 枝肉の熟成（1～2 週間）を行っている。
- 開設当初から鹿性別、年齢、捕獲場所・捕獲者等のトレーサビリティ可能な記録を行っている。

- 独自に捕獲者7名を登録し、3名から約90%の個体を買入れしている。着弾位置は、基本的にネック・ヘッドの物に限定している。



一次処理室（エゾシカ枝肉）



熟成（7～10日間）

4. 受入頭数

期 間	区 分	頭
1 期	駆 除	69
2 期	駆 除	277
	狩 猟	249
3 期	駆 除	261
	狩 猟	156
4 期	駆 除	381
	狩 猟	143
5 期	駆 除	63
	狩 猟	18
合 計	平成 17 年 4 月～平成 20 年 11 月まで	1,617

注）決算期間は 10 月 1 日～9 月 30 日

5. 地域への影響

近隣市町村での捕獲頭数は増加している。また、駆除（許可捕獲）時の廃棄物処理費用は低減していると推定される。

■エゾシカ肉の衛生管理の概要

食肉は、食肉処理工程等において、微生物汚染を受けやすく、微生物の増殖に必要な栄養分や水分を適度に含んでいます。

また、その工程上、加熱して微生物を殺すことができません。

そこで、衛生的な食肉を生産するためには、衛生上特段の配慮が必要となります。

エゾシカ肉についても、と畜場などで実施している処理を参考に十分な衛生管理が必要になります。

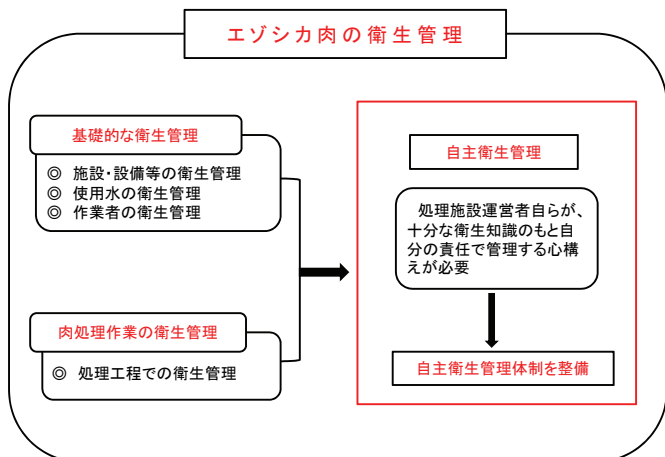
衛生管理は、大きく分けて次の2つを確実に行わなければいけません。

▲ 基礎的な衛生管理

エゾシカ肉を衛生的に処理するために施設・設備等、使用水及び作業者の衛生管理が必要です。

▲ エゾシカ肉処理作業の衛生管理

処理作業の各工程ごとにおける衛生管理が必要です。



▲ 自主衛生管理

安全で衛生的なエゾシカ肉を消費者に提供するためには、処理施設運営者自らが、十分な衛生知識をもって、「製品の安全と衛生は自分の責任で管理する」という積極的な心構えで、適切な衛生管理を行うことが必要です。

衛生管理を円滑にかつ効果的に進めるためには、処理作業にたずさわる人それぞれの責任と役割を明確にする自主衛生管理体制を整備することが必要です。

■エゾシカ処理衛生マニュアルの主な記載項目

- 処理施設での受け入れ
 - ◇ 野生個体（と体）の受け入れ
 - ◇ 生体の受け入れ
 - ◇ 個体記録
- 処理施設での処理
 - ◇ 剥皮
 - ◇ 内臓摘出
 - ◇ エゾシカの異常確認
 - ◇ 枝肉の取扱い及び製品化
- 施設・設備等の衛生管理
- 使用水の衛生管理
- 食肉処理作業者の衛生管理
- 自主衛生管理マニュアルの作成
 - ◇ 処理作業の衛生管理マニュアル
 - ◇ 施設・設備等の衛生管理マニュアル
- エゾシカ肉処理作業の衛生管理モデル
- 施設・設備等の衛生管理モデル
- 点検記録表モデル

北海道HP：

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/sika/ezosikamanual.htm>

■信州ジビエ衛生管理ガイドライン

食肉処理・販売については、食品衛生法や関係条例などで必要事項が定められていますが、ジビエを食肉として活用するうえでは、これに加えて衛生面で配慮しなければならない事項があります。

本ガイドラインでは、食品衛生法等でカバーされない部分を中心に必要な事項を補足します。

■信州ジビエ衛生マニュアルの主な記載項目

(1) 処理作業編

- 関係者の心構え
- 狩猟者等の注意事項・作業手順
 - ◇ 捕獲個体の取り扱い
 - ◇ 放血の手順
 - ◇ 運搬時の取り扱い
 - ◇ 捕獲個体の処理業者への引き渡し
 - ◇ 効果的な捕獲方法
- 処理業者の注意事項・作業手順
 - ◇ 作業に必要な施設
 - ◇ 処理作業の流れと衛生措置
 - ◇ 自主検査
 - ◇ 製品の表示

(2) 調理編

- 加熱調理と食中毒の防止
- 加熱調理の実際
- 加熱調理工程の中心温度測定調査の結果
- 感覚による温度確認

シカ肉の衛生及び品質の確保に関するガイドライン
(山梨県；平成 20 年 9 月) より抜粋

■ガイドライン作成の目的

本ガイドラインは、野生シカの捕獲から解体・流通に至る衛生的な処理方法を体系的にマニュアル化し、狩猟者、食肉処理業者、飲食店営業者、行政担当者関係者に、適切な取り扱いなどについて理解を促すことにより、安全で安心なシカ肉の利用を促進することを目的としています。

■シカ肉の衛生及び品質の確保に関するマニュアルの主な記載項目

- 作業工程別衛生管理
 - ◇ 捕獲
 - ◇ 放血
 - ◇ 運搬
 - ◇ 搬入
 - ◇ 受入
 - ◇ 解体前処理
 - ◇ 解体（皮剥ぎ、内蔵摘出、洗浄・トリミング）
 - ◇ 加工（分割・脱骨・小分け）
 - ◇ 保管
- シカの解体施設に必要な設備器具
- 食品衛生法に基づく営業許可施設の基準
- シカ肉流通を目的とした表示内容
- 点検記録表
- 調理

■ガイドライン作成の目的

イノシシは、と畜場法の対象獣畜とされておらず、猪肉は公的な検査を受けることなく取引されている。そのため、衛生的で安全な猪肉の確保を図ることを目的にこのガイドラインを定めるもので、イノシシ又は猪肉を食肉用として処理・販売する者に適用する。

■ガイドラインの主な記載項目

- 目的
- 定義
- 狩猟者等が遵守すべき事項
- 飼育者が遵守すべき事項
- 処理施設の構造基準
- 猪肉処理責任者の設置
- 衛生的措置基準
- 食肉の製品検査
- 出荷・販売に係る措置

島根県HP；

http://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/anzen/eisei/bse/inosisi_guideline.data/inosisi_guidelin.pdf

第V章 關係資料編

1 野生鳥獣による被害状況

●野生鳥獣による都道府県別農作物被害状況（平成19年度）

		被害金額(万円)						
都道府県		鳥獣計	獣類計	うち イノシシ	サル	シカ	鳥類計	うち カラス
	北海道	356,539	339,500	0	0	319,048	17,039	9,978
東	青森	13,715	8,919	0	5,596	0	4,796	3,122
	岩手	16,019	10,199	0	10	5,102	5,821	3,879
	宮城	11,413	9,378	2,895	2,238	1,665	2,035	1,182
	秋田	5,498	1,542	0	317	0	3,956	2,602
	山形	109,369	48,296	1	14,990	0	61,074	21,132
北	福島	18,404	14,644	6,602	5,902	0	3,760	2,741
	小計	174,418	92,978	9,498	29,052	6,767	81,441	34,658
関	茨城	44,929	4,518	4,137	0	0	40,411	2,611
	栃木	48,648	17,271	12,924	764	859	31,376	13,490
	群馬	45,227	40,141	9,301	4,501	1,185	5,086	1,530
	埼玉	13,810	9,713	2,606	2,715	1,549	4,097	1,280
	千葉	41,548	25,298	15,130	3,460	565	16,250	8,167
	東京	4,952	3,032	455	608	340	1,920	386
	神奈川	11,498	7,097	2,549	1,143	858	4,401	1,962
	山梨	18,996	15,491	5,570	6,665	2,339	3,505	1,799
	長野	100,493	72,452	16,852	12,314	29,558	28,040	12,900
	静岡	45,146	39,698	25,263	10,687	2,381	5,448	1,965
	小計	375,246	234,711	94,787	42,856	39,634	140,535	46,089
北	新潟	31,833	8,495	526	3,996	0	23,338	12,934
	富山	13,589	7,148	937	2,841	0	6,441	3,953
	石川	11,953	2,263	1,191	529	0	9,690	3,131
	福井	9,038	8,464	6,414	811	1,123	574	479
陸	小計	66,412	26,370	9,069	8,177	1,123	40,042	20,497
東	岐阜	38,174	31,613	20,104	4,392	1,970	6,561	4,960
	愛知	41,624	8,566	3,207	1,283	1,734	33,058	14,563
	三重	37,175	35,288	14,567	11,874	8,778	1,887	0
	小計	116,973	75,467	37,878	17,549	12,481	41,506	19,523

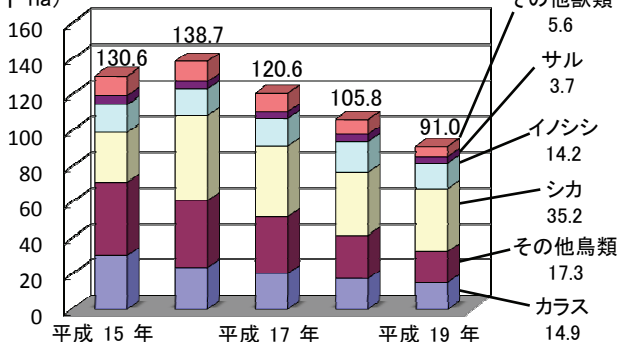
		被害金額(万円)						
都道府県		鳥獣計	獣類計	うち イノシシ	サル	シカ	鳥類計	うち カラス
近畿	滋賀	13,982	13,307	5,840	2,779	4,680	675	368
	京都	55,391	48,286	19,151	6,919	14,875	7,105	3,986
	大阪	9,135	7,090	3,231	0	2,773	2,045	1,193
	兵庫	61,134	52,173	20,357	1,542	18,034	8,961	5,124
	奈良	11,396	10,771	5,585	773	4,372	625	186
	和歌山	29,606	25,466	12,349	6,370	3,627	4,140	2,398
	小計	180,644	157,094	66,513	18,383	48,361	23,550	13,254
中国	鳥取	9,543	5,027	3,461	67	213	4,516	4,484
	島根	5,044	4,080	2,300	430	932	964	263
	岡山	29,420	22,332	15,051	2,097	2,007	7,088	3,896
	広島	70,764	54,929	44,934	2,748	3,579	15,835	8,985
	山口	60,082	43,697	28,278	9,711	1,344	16,385	8,248
	徳島	9,645	8,250	2,363	3,922	1,870	1,395	682
	香川	15,554	11,013	6,816	2,843	305	4,541	3,631
	愛媛	39,587	30,630	20,308	2,218	6,572	8,957	4,464
	高知	15,573	12,771	6,932	2,223	3,029	2,802	2,080
	小計	255,212	192,729	130,443	26,259	19,851	62,483	36,733
九州	福岡	98,445	46,433	38,088	3,521	3,087	52,012	30,838
	佐賀	42,788	31,208	29,650	294	0	11,580	6,889
	長崎	31,393	24,105	20,990	0	1,551	7,289	6,929
	熊本	47,981	34,143	27,853	3,067	2,845	13,838	10,780
	大分	22,350	17,839	12,818	2,335	2,662	4,510	3,461
	宮崎	18,783	15,671	6,744	3,173	5,616	3,112	2,117
	鹿児島	39,361	28,345	15,141	5,639	5,013	11,015	4,967
	小計	301,101	197,745	151,282	18,029	20,774	103,357	65,982
沖縄	沖縄	22,933	4,786	1,715	0	0	18,147	11,583
総計		1,849,478	1,321,379	501,184	160,305	468,039	528,099	258,297

(注) 1. 都道府県の報告による(都道府県は、市町村等からの報告等を基に把握を行っている)。

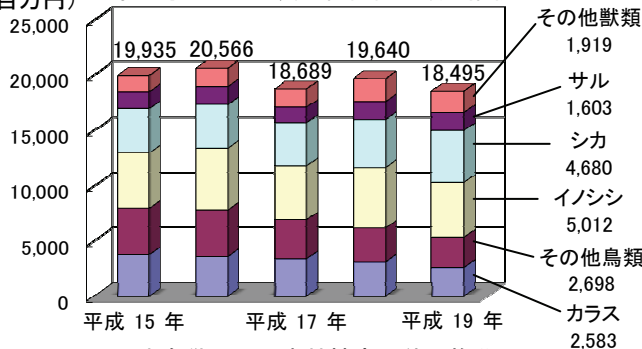
2. 小数点以下を四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。
(農林水産省生産局農業生産支援課資料より)

(1) 被害の概況

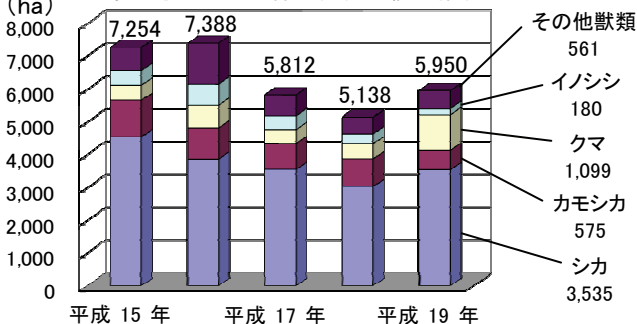
(千 ha) ●野生鳥獣による農作物被害面積の推移



(百万円) ●野生鳥獣による農作物被害金額の推移



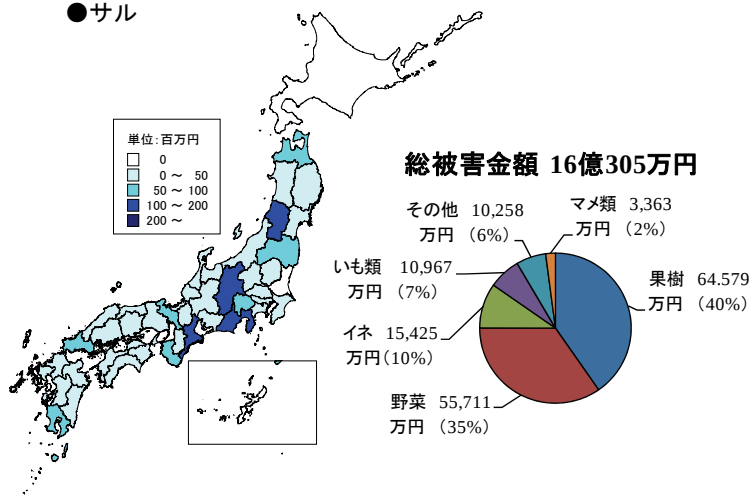
(ha) ●野生鳥獣による森林被害面積の推移



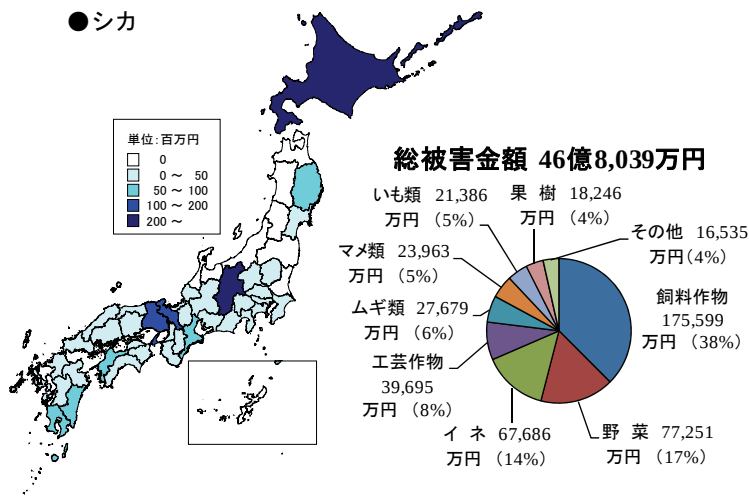
(農林水産省生産局農業生産支援課資料より)

(2) 主要鳥獣種別の被害状況（都道府県別）

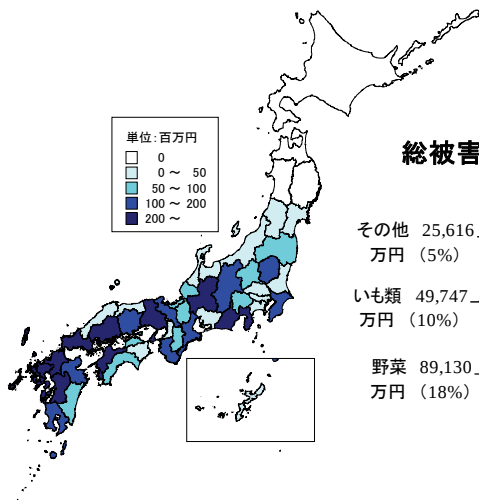
●サル



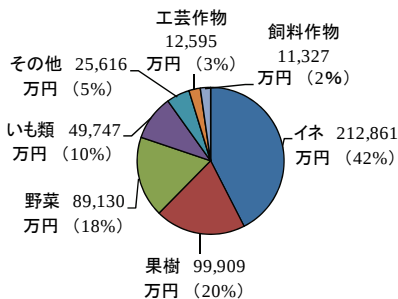
●シカ



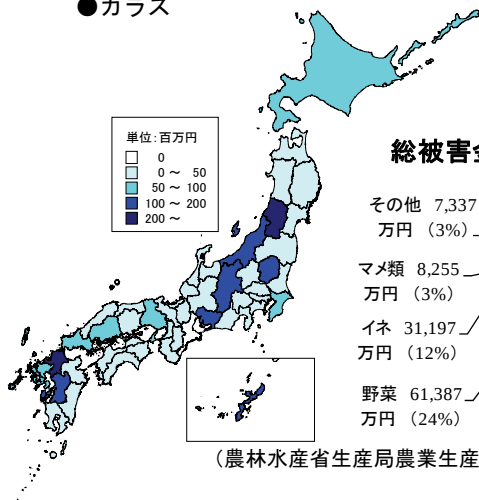
●イノシシ



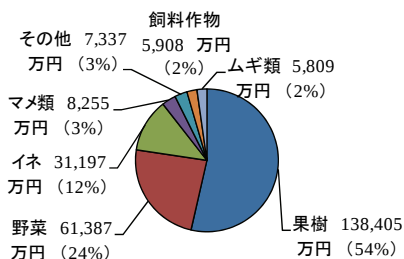
総被害金額 50億1,184万円



●カラス



総被害金額 25億8,297万円



(農林水産省生産局農業生産支援課資料(平成 19 年)より)

2 鳥獣被害防止対策関連事業

● 平成 21 年度 鳥獣害防止対策関連予算一覧

単位：百万円

事業名	20年度 予算額	21年度 概算 決定額	事業内容
鳥獣害防止総合対策事業	2,800	2,800	鳥獣被害防止特別措置法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を総合的に支援 特に、以下の対策を重点的に推進 ・農林水産業団体職員、市町村職員等による狩猟免許の取得 ・安全で効果的な捕獲に役立つ箱ワナなど、捕獲機材の導入 ・捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設の整備 ・広域地域が一体となった侵入防止柵の整備 ・犬を活用した追い払い等被害防除技術の導入・実証 ・緩衝帯の設置（牛の放牧等）による里地里山の整備 ・被害対策や捕獲鳥獣の活用等を指導する人材の育成
農山漁村活性化プロジェクト 支援交付金	30,546 の内数	34,915 の内数	・事業の一メニューとして鳥獣害防止施設の整備
畑地帯総合整備事業〔公共〕	35,994 の内数	27,869 の内数	・事業の一メニューとして鳥獣害防止施設の整備 ※生産基盤整備として、鳥獣侵入防止柵の整備が可能
農村振興総合整備事業 〔公共〕	6,148 の内数	5,533 の内数	・事業の一メニューとして鳥獣害防止施設の整備 ※生産基盤整備として、鳥獣侵入防止柵の整備が可能
村づくり交付金〔公共〕	29,560 の内数	19,535 の内数	・事業の一メニューとして鳥獣害防止施設の整備 ※生産基盤整備として、鳥獣侵入防止柵の整備が可能
中山間地域総合整備事業 〔公共〕	33,014 の内数	24,582 の内数	・事業の一メニューとして鳥獣害防止施設の整備 ※生産基盤整備として、鳥獣侵入防止柵の整備が可能
農地環境整備事業〔公共〕	1,193 の内数	1,245 の内数	・事業の一メニューとして鳥獣害防止施設の整備 （侵入防止柵の整備等のハード対策の実効性・効率性の向上を図るための施策を緊急的に実施） ※生産基盤整備として、鳥獣侵入防止柵の整備が可能
中山間地域総合農地防災事業 〔公共〕	1,624 の内数	1,568 の内数	・事業の一メニューとして鳥獣害防止施設の整備
農地保全整備事業〔公共〕	4,062 の内数	3,759 の内数	・事業の一メニューとして鳥獣害防止施設の整備

単位：百万円

事業名		20年度 予算額	21年度 概算 決定額	事業内容
農業被害対策	耕作放棄地等再生利用緊急対策（新規）	—	23,000 の内数	・事業の一メニューとして鳥獣害防止施設の整備
	草地畜産基盤整備事業（拡充）【公共】 ・都道府県営草地整備事業（拡充） ・畜産担い手育成総合整備事業（拡充） ・草地林地一体的利用総合整備事業	14,390 の内数	12,131 の内数	・事業の一メニューとして鳥獣害防止施設の整備 ※生産基盤整備として、鳥獣侵入防止柵の整備が可能となるよう拡充
森林被害対策	森林環境保全整備事業（調査費除く）【公共】	38,896 の内数	37,406 の内数	・適切な森林の整備を行うために必要な場合に、防護柵の設置や忌避剤の散布等の付帯施設の整備
	森林居住環境整備事業 里山エリア再生交付金【公共】			
	森林・林業・木材産業づくり交付金	9,692 の内数	13,222 の内数	地域の実情に応じて、都道府県等が実施する下記の対策（取組）を総合的に支援 ・防護柵の設置、テープ巻・トタン巻の実施、誘導型捕獲装置の設置 ・森林被害面積や野生鳥獣の生息状況の現地調査、衛星測位システム（GPS）や地理情報データ（GIS）を用いた森林被害マップ等の作成 ・有害鳥獣駆除活動体制の整備や捕獲した鳥獣の有効利用等による駆除活動の促進、被害対策の普及啓発 等
	野生鳥獣被害対策の観点からの生息環境としての森林管理技術開発事業	—	10	・森林被害の軽減に資する野生鳥獣の生息環境としての適切な森林管理技術を開発
	野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業【特別会計】	—	105	・住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取組むため、国と地方公共団体、NPO等とが連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息環境の整備と鳥獣の個体数管理等の総合的な対策をモデル的に実施
水産被害対策	健全な内水面生態系復元等推進事業	315 の内数	337 の内数	・広域的に連携して行うカワウの生息状況調査、追い払い、捕獲対策に加え、ドライアイスを活用したカワウの繁殖抑制など先駆的な手法による駆除対策を集中的に実施するなど取組を強化
	有害生物漁業被害防止総合対策事業	890 の内数	890 の内数	・広域的な観点からのトドの駆除等を支援 ・一斉追い払い等効果的な追い払い手法の実証試験 ・トドに破られにくい強化網、トド忌避手法の開発 ・トドの生態解明、出現頭数把握等のための調査・研究 ・結果取りまとめとより効果的な手法の検討
試験研究	○新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 ・営農管理的アプローチによる鳥獣害防止技術の開発（H19～H21） ・カワウによる漁業被害防除技術の開発（H19～H21）	5,200 の内数	6,516 の内数	・忌避作物栽培等鳥獣害対応型の栽培技術の開発、イノシン捕獲処理法及び生息個体数推定法等を開発 ・カワウ害害防除技術の開発、カワウ被害軽減技術の開発、総合的なカワウ管理技術の開発
	○地球環境保全等試験研究費（公害防止等試験研究費）【環境省一括計上】 ・ツキノワグマの出没メカニズムの解明と出没予測手法の開発（H18～H22）	193 の内数	176 の内数	・ツキノワグマの行動特性、生理・生態学的特性、環境特性等から出没メカニズムを解明し、出没予測法を開発

（農林水産省生産局農業生産支援課資料より）

3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の概要

目 的

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与します。

内 容

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成します。



基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成します。

被害防止計画を定めた市町村に対して、被害防止施策を推進するための必要な措置が講じられます。

具体的な措置



権限 委譲

都道府県に代わって、市町村自ら被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を行使できます。

財政 支援

地方交付税の拡充、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられます。

人材 確保

鳥獣被害対策実施隊を設け、民間の隊員については非常勤の公務員とし、狩猟税の軽減措置等の措置が講じられます。

施行期日 平成 20 年 2 月 21 日

市町村の作成する被害防止計画のイメージ

農林水産大臣が策定する基本指針に即して、市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画を作成します。

市町村の被害防止計画作成の流れ

被害防止計画の作成



都道府県知事に協議

許可権限委譲事項については、都道府県知事の同意が必要



被害防止計画の公表



許可権限委譲事項が記載されている場合は公告

市町村の被害防止計画に記載する事項

1 被害の防止に関する基本的な方針

被害の現状や従来講じてきた被害防止施策、被害の軽減目標や今後の取組方針を記載します。

2 被害防止計画の対象鳥獣

被害防止計画の対象とする鳥獣の種類を記載します。

3 被害防止計画の期間

被害防止計画の期間を記載します。(概ね3年を想定)

4 対象鳥獣の捕獲に関する事項

捕獲の担い手の確保に関する取組、鳥獣の捕獲予定頭数、捕獲許可権限の委譲を希望する鳥獣の種類等を記載します。

5 防護柵の設置等捕獲以外の被害防止施策に関する事項

防護柵の設置、追い払い活動、放任果樹の除去、緩衝帯の設置、被害防止に関する知識の普及など、捕獲以外の被害防止施策に関する取組について記載します。

6 被害防止施策の実施体制に関する事項

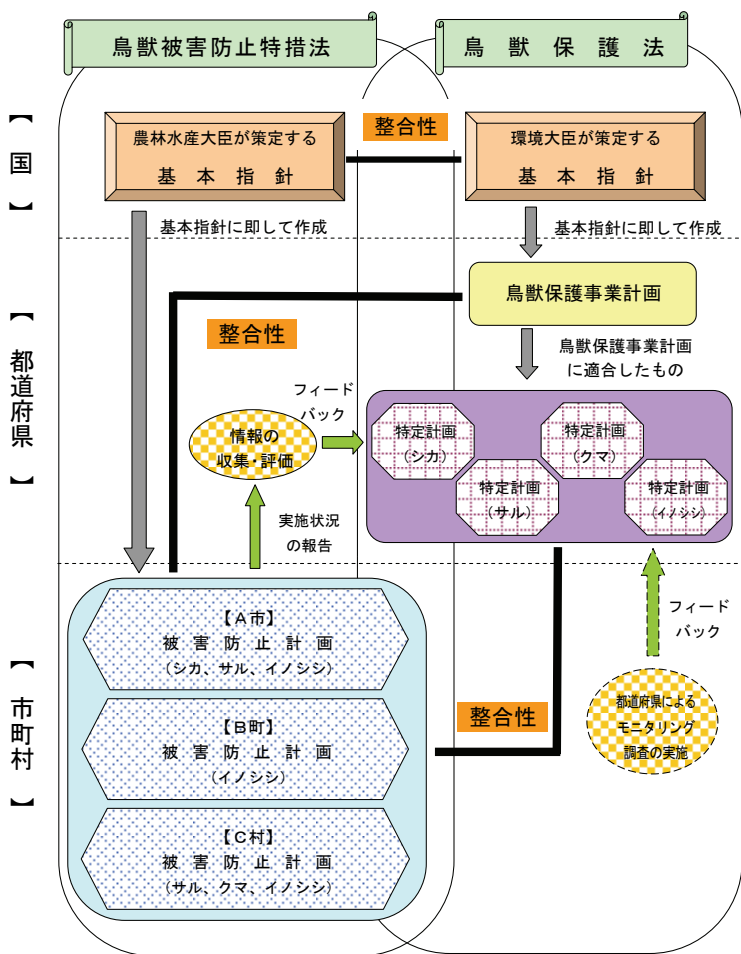
鳥獣被害対策実施隊の設置や、関係機関で構成する対策協議会の設置等について記載します。

7 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場等での埋設処理、一般廃棄物処理施設での焼却、肉等としての利活用等、捕獲した鳥獣の処理方法について記載します。



■特措法と鳥獣保護法との関係図



※点線囲み部分は現在法律上規定されていないもの（基本指針に記載）。

4 鳥獣被害対策に関する特別交付税措置

1. 現行

鳥獣被害対策については、市町村が負担した駆除等経費、広報費、調査・研究費に係る経費に、0.5 を乗じた額が交付税措置されている。

駆除等経費	柵（防護柵、電気柵等）、罠、檻、移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分等
広 報 費	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
調査・研究費	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費

2. 平成 20 年度の拡充内容

市町村が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条に定める被害防止計画を作成し、これに基づいて実施する取組に要する経費のうち、

- ① 従来から対象となっていた防護柵の設置費、わな等の購入費及び鳥獣買い上げ費等の駆除等経費について措置を拡充（0.5→0.8）するとともに
- ② 新たに捕獲鳥獣の処分経費（焼却費、小型焼却施設）及び法に規定する鳥獣被害対策実施隊に要する経費を対象経費に含めることとし、これらの取組に係る経費に 0.8 を乗じた額を措置することとしている。

5 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録制度の概要

1. 趣旨

地域における農作物の被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、野生鳥獣による農作物被害の防除に関する専門的な知識及び経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことができる者を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介する制度を設ける。

2. 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーが行う助言等の内容

1) 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（以下「登録アドバイザー」という。）は、被害防止対策に係る「防護」、「生息地管理」、「捕獲」の3分野のうち、農林水産省が主体となって推進する「防護」分野に関する専門家とする。

2) 登録アドバイザーが行う助言等の内容は以下のとおり。（すべての事項を義務付けるものではなく、具体的な内容は当事者間の調整による。）

- ① 地域における防除体制の整備
- ② 地域における総合的防除計画の策定
- ③ 防護柵等の被害防止施設の整備
- ④ 野生鳥獣の被害を軽減する営農・農林地管理技術
- ⑤ 地域における被害防止対策の担い手の育成
- ⑥ 「広域連携産地競争力強化支援事業」の実施
- ⑦ その他野生鳥獣による農作物被害防止対策の推進

3. 登録制度の概要

(1) 登録手続

- ① 生産局長は、地方農政局、地方公共団体、公的試験研究機関、大学その他これに準ずる公的機関から、アドバイザーの候補者の推薦を受ける。
- ② 生産局長は、地方農政局等から推薦のあった者に対して、アドバイザーの登録を依頼する。

- ③ アドバイザーの登録を承諾する者は、承諾書とアドバイザー登録票を提出する。
- ④ 生産局長は、登録アドバイザーに対して、登録証を発行する。
- ⑤ 登録期間は3年とする。ただし、登録アドバイザーとしての適正を損なうと認められる場合は、登録を取り消すことができる。

(2) 登録情報の公表

- ① 登録アドバイザーに係る氏名、連絡先（住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）、専門分野、派遣可能地域等の情報は、登録簿に記載し、生産局農業生産支援課鳥獣被害対策推進班で管理する。
- ② 登録簿に記載された情報（連絡先を除く。）は、本人の同意の上、農林水産省のホームページ等で広く一般に公表するとともに、地方農政局等において閲覧を可能とする。

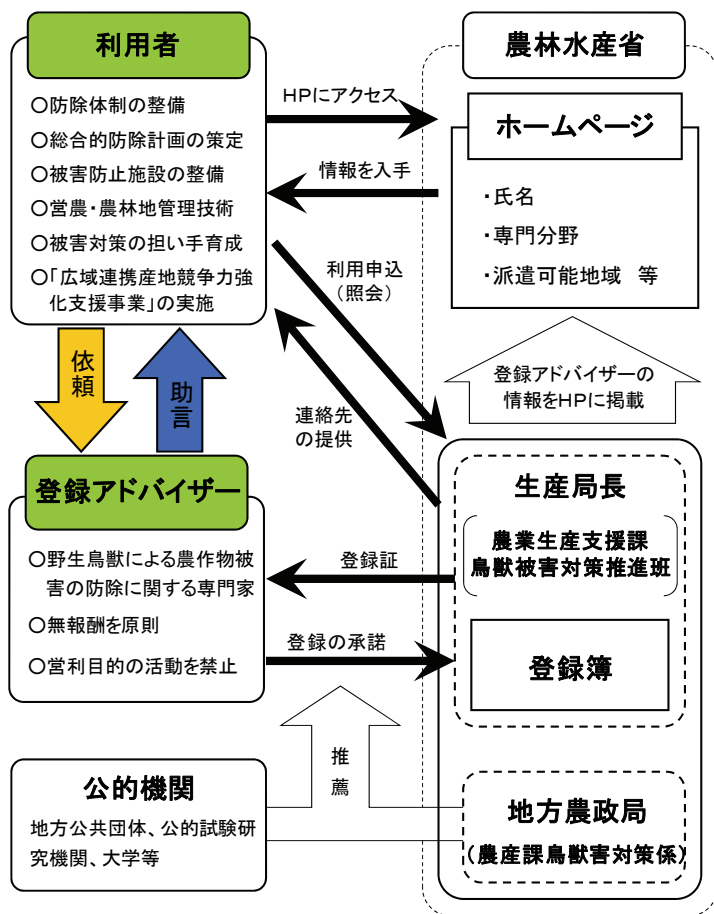
(3) 利用手続

- ① 登録アドバイザーに助言等を依頼しようとする者（以下「利用者」という。）は、農林水産省のホームページ等において公表された情報から、自らの活動に有用と思われる者を選択し、連絡先を生産局農業生産支援課鳥獣被害対策推進班又は地方農政局農産課鳥獣害対策係に照会する。
- ② 連絡先の提供を受けた利用者は、直接、登録アドバイザーに連絡をし、依頼する助言等の内容や経費負担について調整する。
- ③ 依頼者から登録アドバイザーに対して支払われる経費については、交通費、滞在費等に係る実費相当額を基本とし、あらかじめ双方が合意した額とする。
- ④ 依頼した助言等の活動に関連して、データ収集等の調査が必要な場合には、利用者は当該調査の実施に当たり積極的に協力する。

(4) 資格・権利

本制度は、専門家の情報を提供するものであって、登録によって、公的な資格や権利が付与されるものではない。

■農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの概要(イメージ)



(農林水産省生産局農業生産支援課資料より)

■農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録者一覧

平成 21 年 2 月 5 日現在 (118 名登録)

登録 番号	氏 名	専 門 分 野	対応可能地域
----------	-----	---------	--------

(独立行政法人試験研究機関)

101	井上 雅央	作物保護 (イノシシ、シカ、サル、鳥類)	本州 四国 九州
102	竹内 正彦	獣害対策 (イノシシ、タヌキ、アライグマ)	全国
103	上田 弘則	生態学 鳥獣害対策 (イノシシ、シカ、サル)	近畿 中国 四国
104	百瀬 浩	鳥類生態学 景観生態学 (鳥類)	全国
105	仲谷 淳	野生動物管理学 動物生態学 (イノシシ、シカ、サル)	全国
106	山口 恭弘	鳥類生態学 (鳥類)	関東
107	吉田 保志子	鳥類生態学 (鳥類)	全国
108	SPRAGUE, David Shigeru	動物生態学 (サル)	本州 四国 九州
109	岩崎 亘典	農村計画学 地理情報システム (GIS)	関東甲信越 中部
110	小泉 透	シカの被害対策	全国
111	岡 輝樹	行動生態学 保全生物学 (シカ、カモシカ、クマ)	東北 関東甲信越
112	大井 徹	動物生態学 野生動物保護管理学 (シカ、サル、クマ)	全国
113	平川 浩文	野生生物の保全と管理 (シカ、ウサギ)	北海道
114	堀野 眞一	ニホンジカの生態と管理 (シカ)	東北 関東 中部
115	鈴木 祥悟	水稲直播におけるカルガモ害回避 (カルガモ)	東北
116	奥村 栄朗	森林棲哺乳類の生態と保護管理 被害防除 (シカ、カモシカ)	四国
117	矢部 恒晶	ニホンジカの生態と管理 (シカ)	九州
213	江口 祐輔	動物行動学 家畜管理学 被害管理 (イノシシ、サル、タイワンリス、ハクビシ、アライグマ、タヌキ)	全国

(大学関係)

201	池田 透	保全生態学 野生生物管理学 外来種対策 (アライグマ)	北海道 (他の地域については応相談)
202	立澤 史郎	哺乳類個体群生態学 (シカ、ヌートリア、ミンク)	全国

登録 番号	氏 名	専 門 分 野	対応可能地域
203	土屋 剛	生態学 畜産学 シカの被害対策 (シカ、カモシカ、クマ)	東北 新潟県
204	田口 洋美	環境学 民俗学 文化人類学 (サル、クマ)	東日本
205	小金澤 正昭	野生鳥獣管理学 (シカ、サル、クマ)	栃木県 群馬県
206	樋口 広芳	保全生態学 鳥類学 (カラス)	南関東
207	古林 賢恒	森林生物保全学 ワイルドライフマネージメント (シカ、カモシカ、クマ)	東北 関東 北陸 東海 近畿
208	安藤 元一	哺乳類生態学 水環境管理 (アライグマ)	神奈川県 (他の地域については応相談)
209	石井 信夫	哺乳類生態学 野生生物管理学 (アライグマ、マンガース)	全国
210	羽山 伸一	野生生物の個体群管理 住民参加型被害対策 (シカ、サル、ハクビシン、アライグマ)	全国
211	丸橋 珠樹	霊長類生態学 (サル)	東京都 神奈川県 (他の地域については応相談)
212	松田 裕之	数理生態学 (シカ)	全国
214	三浦 慎悟	野生動物生態学 (シカ、カモシカ、クマ)	新潟県
215	箕口 秀夫	森林生態学 森林保護学 (ネズミ、ノウサギ、クマ)	東北 北陸
216	関島 恒夫	動物生態学 (サル、鳥類)	新潟県 その近隣県
217	中村 雅彦	鳥類生態学 (カラス、その他鳥類)	新潟県 その近隣県
218	横畑 泰志	モグラ類の形態学・生態学・行動学	全国
219	伊澤 紘生	霊長類学 動物生態学 保全動物学 (サル、カモシカ)	青森県 宮城県 東京都 山梨県 石川県
220	竹田 謙一	応用動物行動学 (シカ)	長野県 (他の地域については応相談)
221	泉山 茂之	野生動物生態・管理学 (イノシシ、シカ、サル、クマ)	長野県
222	上原 貴夫	動物生態学 生息と分布 (イノシシ、シカ、サル)	長野県、群馬県
223	石黒 直隆	分子遺伝学 イノシシ属、イヌ属のDNA分析 (イノシシ)	全国
224	内藤 俊彦	生態学 (シカ、カモシカ)	静岡県
225	渡邊 邦夫	霊長類生態学 (サル)	全国
226	川本 芳	遺伝学 (サル)	全国

登録 番号	氏 名	専 門 分 野	対応可能地域
227	室山 泰之	野生動物管理学 被害管理 (サル)	全国
228	坂田 宏志	生態学 ワイルドライフ・マネージメント (イノシシ、シカ、サル、アライグマ、ヌートリア)	兵庫県
229	鳥居 春巳	哺乳類学 (シカ、サル、ハクビシン)	関西
230	作野 広和	人文地理学(農業・農村地理学) 被害管理 (イノシシ)	全国
231	江口 和洋	動物生態学 (鳥類)	九州
232	石若 礼子	哺乳類学 草地学 (イノシシ、ネズミ)	大分県竹田市、久住町 福岡市
233	岡本 智伸	草地生態学 (シカ)	中九州
234	西脇 亜也	応用生態学 地域農学 (イノシシ)	宮崎県
235	森田 哲夫	哺乳類学 畜産学 (ネズミ、モグラ)	宮崎県
236	岩本 俊孝	動物生態学 (シカ、サル)	大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県
237	曾根 晃一	森林保護学 (シカ)	鹿児島県
238	鈴木 正嗣	野生動物管理学 狩猟学 (シカ)	北海道
239	城田 安幸	進化生態学 (サル、カラス、カルガモ、ハト)	東北
240	藤田 均	林学 環境教育学 野生生物の保護方策 (シカ、サル)	青森県
241	斉藤 千映美	保全生態学 (サル)	全国
242	梶 光一	野生動物保護管理学 (シカ)	関東
243	佐藤 喜和	保全生態学 野生動物管理学 (イノシシ、シカ、ヒグマ)	北海道 神奈川県
244	高橋 春成	生物地理学 (イノシシ、ヌートリア)	イノシシ(北陸 近畿 中国 四国 九州 沖縄) ヌートリア(近畿)
245	高柳 敦	野生動物保全学 (シカ、サル、クマ、カモシカ)	福井県 滋賀県 京都府 兵庫県
246	守田 秀則	農村計画学 農業土木学 空間情報工学 (イノシシ)	中国 四国
247	谷田 創	動物行動学 人間動物関係学 (イノシシ)	瀬戸内圏
248	田中 俊明	動物行動学 ニホンザルの保護と管理 (サル)	中国 四国 九州
249	遠藤 晃	生態学 (シカ、カモシカ)	長崎県 沖縄県 大分県

登録 番号	氏 名	専 門 分 野	対応可能地域
250	中村 和雄	応用鳥学 (ヒヨドリ、キジバト、ムクドリ、鳥類)	沖縄県
251	金城 和三	動物生態学 コウモリ学 (オオコウモリ)	沖縄県
252	伊澤 雅子	動物生態学 (シカ、オオコウモリ)	沖縄県
253	浅野 玄	生態学、野生動物医学、個体群管理 (アライグマ)	全国
254	木場 有紀	動物行動学、人間動物関係学 (イノシシ)	瀬戸内圏
255	細井 栄嗣	動物生態学 (イノシシ、シカ)	西日本

(都道府県・市町村・公益法人関係)

301	齊藤 正一	サル、クマの被害対策	山形県
302	青木 豊	営農・農林地管理技術 担い手の育成	全国
303	古谷 益朗	サル、ハクビシン、アライグマの被害対策	全国
304	岸元 良輔	哺乳類生態学 (シカ、サル、カモシカ、クマ)	長野県
305	陸 斉	哺乳類生態学 環境教育 (シカ、サル、カモシカ、クマ)	長野県
306	金森 弘樹	イノシシ、シカの被害対策	中国
307	澤田 誠吾	サル、クマの被害対策	中国
308	田戸 裕之	野生鳥獣保護管理 イノシシ、シカの被害対策	山口県
309	殿河内 寿子	サルの被害対策	山口県
310	青柳 正英	森林保護 アライグマ、ネズミの被害対策	北海道(道央地域)
311	塩谷 克典	動物生態学 動物行動学 (イノシシ、シカ、サル)	鹿児島県 宮崎県南 熊本県南
312	本田 剛	獣害対策 (イノシシ)	山梨県
313	吉田 洋	野生動物被害管理 森林防疫 (サル、クマ、カモシカ)	山梨県
314	林 哲	哺乳類生態学 鳥類生態学 (サル、クマ、カモシカ、鳥類)	北陸
315	西垣 正男	哺乳類生態学 動物社会学 (イノシシ、シカ、クマ、カモシカ、ハクビシン、アライグマ)	福井県
316	水谷 瑞希	GISを活用した鳥獣害情報の分析 (イノシシ、シカ、クマ)	福井県

登録 番号	氏 名	専 門 分 野	対応可能地域
317	中田 都	被害防除対策 (イノシシ)	福井県
318	大槻 晃太	動物生態学、被害管理 (サル、カモシカ)	福島県
319	岡田 充弘	サル、シカの被害対策 (サル、シカ)	長野県
320	松村 俊幸	動物生態学 (クマ、サル、鳥類)	福井県
321	松井 一貴	被害防止対策 (イノシシ)	福井県
322	照屋 秀雄	森林生態 (鳥類)	沖縄県(北部、中南部地域)
323	米田 政明	野生動物保護管理 (クマ、シカ、マングース)	全国
324	常田 邦彦	野生動物保護管理 (イノシシ、シカ、サル、カモシカ、アライグマ)	全国
325	黒崎 敏文	野生動物保護管理 (シカ、クマ、カモシカ)	全国
326	安斉 友巳	野生動物保護管理 (シカ、カモシカ)	関東
327	中島 朋成	野生動物保護管理 (シカ、カモシカ)	関東
328	荒木 良太	野生動物保護管理 (イノシシ、シカ)	関東以西
(一般機関)			
401	赤松 里香	エゾシカ、アライグマの生態調査、被害対策、 普及啓発	北海道(道央、道東地域)
402	鈴木 透	エゾシカ、アライグマの生態調査、哺乳類の分布 拡散モデル・シミュレーション・解析、被害対策	北海道
403	早稲田 宏一	エゾシカ、ヒグマの生態調査、被害対策、普及啓発	北海道(道央、道南地域)
404	小山 克	クマの保護管理	長野県(浅間山、 佐久地方事務所管内)
405	後藤 光章	イノシシ、クマ、ハクビシンの被害対策 クマの生態	長野県 その近隣県
406	福田 裕	有毒菌類、樹木、水棲爬虫類 (アライグマ、タヌキ)	大阪府羽曳野市
407	松岡 史朗	ニホンザルの生態調査 (サル、カモシカ)	青森県下北半島
408	小笠原 高	動物生態学 (サル、クマ、カモシカ、ハクビシン)	東北
409	今井 康仁	実践的獣害対策 獣害対策の担い手育成 (サル、クマ)	東北 関東
410	南 正人	ニホンジカの行動 社会生態学 (シカ)	長野県

登録 番号	氏 名	専 門 分 野	対応可能地域
411	田中 純平	動物生態学 クマ対策犬の育成 (シカ、クマ)	関東 甲信越
412	玉谷 宏夫	林学 森林動物の行動と被害防除 (クマ)	長野県
413	青木 克己	イノシシの生態や行動 檻による管理捕獲 (イノシシ)	福井県
414	須永 重夫	有害捕獲に関する技術指導 (イノシシ、シカ、サル)	全国
415	野紫木 洋	哺乳類生態学、生物貴重種保存対策、被害対策 (イノシシ、サル、クマ、カモシカ、ハクビシン、カラス)	新潟県上越地域
416	鈴木 義久	ニホンザル被害対策、普及啓発 (サル)	本州
417	中田 彩子	ニホンザル被害対策、普及啓発 (サル)	近畿、北陸
418	金城 道男	森林生態 (イノシシ、カラス、ヒヨドリ)	沖縄県

合 計 118名

(農林水産省生産局農業生産支援課資料より)

6 国の鳥獣被害対策の窓口、独立行政法人試験研究機関

●お問い合わせ先(農林水産省)

農林水産省生産局農業生産支援課鳥獣被害対策室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号

TEL : 03-3502-8111(代表) FAX : 03-6744-2523

担当: 鳥獣被害対策推進班 (4772) ホームページ: <http://www.maff.go.jp/>

農政局名	郵便番号	住所	電話	FAX	ホームページ	担当
東北農政局	980-0014	仙台市青葉区本町3丁目3番1号	(代)022-263-1111 (内線)4096	022-217-4180	http://www.tohoku.maff.go.jp/	農産課鳥獣被害対策係
関東農政局	330-9722	さいたま市中央区新都心2番地1	(代)048-600-0600 (内線)3318	048-601-0533	http://www.kanto.maff.go.jp/	農産課鳥獣被害対策係
北陸農政局	920-8566	金沢市広坂2丁目2番60号	(代)076-263-2161 (内線)3318	076-232-5824	http://www.hokuriku.maff.go.jp/	農産課鳥獣被害対策係
東海農政局	460-8516	名古屋市中区三の丸1丁目2番2号	(代)052-201-7271 (内線)2471	052-218-2793	http://www.toikai.maff.go.jp/	農産課鳥獣被害対策係
近畿農政局	602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町	(代)075-451-9161 (内線)2319	075-414-9030	http://www.kinki.maff.go.jp/	農産課鳥獣被害対策係
中国四国農政局	700-8532	岡山市下石井1丁目4番1号	(代)086-224-4511 (内線)2429	086-232-7225	http://www.chushu.maff.go.jp/	農産課鳥獣被害対策係
九州農政局	860-8527	熊本市二の丸1番2号	(代)096-353-3561 (内線)4218	096-324-1439	http://www.kyushu.maff.go.jp/	農産課鳥獣被害対策係

●お問い合わせ先(独立行政法人)

(独)農業・食品産業技術総合研究機構

○中央農業総合研究センター鳥獣害研究サブチーム

〒305-8666 茨城県つくば市観音台 3-1-1

TEL: 029-838-8925 FAX: 029-838-8837

ホームページ: <http://narc.naro.affrc.go.jp/>

○近畿中国四国農業研究センター鳥獣害研究チーム

〒694-0013 島根県太田市川合町吉永 60

TEL: 0854-82-0144(代表)

FAX: 0854-82-2280

ホームページ: <http://wenarc.naro.affrc.go.jp/>

(独)森林総合研究所 野生動物研究領域

〒305-8687 茨城県つくば市松の里 1 番地

TEL: 029-873-3211(代表) FAX: 029-874-3720

ホームページ: <http://ss.ffpri.affrc.go.jp/index-j.html>

<引用文献>

本田剛・林雄一・佐藤喜和(2008) 林縁周辺で捕獲されたイノシシの環境選択.
哺乳類科学 48(1):11-16.

島根県中山間地域研究センター・島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室(2006)
有害鳥獣(イノシシ)行動特性実態調査事業報告書

<参考文献・図書・資料>

「あがしし君工房」衛生管理マニュアル; 群馬県中之条

「あがしし君工房」清掃マニュアル; 群馬県中之条

「あがしし君工房」解体・カットマニュアル; 群馬県中之条

エゾシカ衛生処理マニュアル; 北海道 平成18年10月

エゾシカ有効活用ガイドライン; 北海道 平成18年10月

猪肉に係る衛生管理ガイドライン; 島根県健康福祉部薬事衛生課平成18年9月

自治体担当者のためのカラス対策マニュアル; 環境省自然環境局 平成13年

県水稲直播研究会プロジェクト 鳥害対策の取り組みについて; 石川県農林総合事
務所 津幡農林事務所 平成17年

日本鳥学会 2004 年度大会発表資料 銃で撃つべきか、ワナでとるべきかー岩手県
のカラスー; 藤岡正博 平成16年

シカ肉の衛生及び品質の確保に関するガイドライン; 山梨県 平成20年9月

信州ジビエ衛生管理ガイドライン; 長野県 平成19年9月

信州ジビエ衛生ガイドライン; 長野県 平成19年9月

ニホンジカ捕獲ハンドブック; 北海道環境科学研究センター・(独)森林総合研究所
北海道支所 平成18年3月

狩猟読本; 社団法人日本猟友会 平成20年4月

鳥獣の保護及び狩猟関係法令集; 社団法人日本猟友会 平成19年7月

野生鳥獣保護管理ハンドブック; 日本林業調査会 平成13年

おわりに

野生鳥獣による農作物への被害軽減を図るためには、被害を受けている地域の住民が当事者としての自覚を持ち、個々の取組みでなく地域ぐるみの被害防止対策に取り組むことが大切です。

本マニュアルでは、鳥獣の生態など基礎的な情報を盛り込みつつ、捕獲技術等について実践的知識を提供しています。地域の実情等に即し、マニュアルを参考にされ効果的な被害防止対策に取り組まれることを願います。

野生鳥獣被害防止マニュアルー捕獲編ー作成委員

井田宏之	社団法人エゾシカ協会 事務局長
小寺祐二	長崎県農林部農政課鳥獣対策班
鈴木正嗣	岐阜大学応用生物科学部獣医学講座野生動物医学研究室 教授
高木憲太郎	特定非営利活動法人 バードリサーチ 研究員
高橋春成	奈良大学文学部地理学教室 教授
竹内正彦	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター鳥獣害研究サブチーム 主任研究員
◎ 羽山伸一	日本獣医生命科学大学野生動物教育研究機構 機構長
安田亮	島根県美郷町役場産業振興課
横山真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所/兵庫県森林動物研究センター 准教授
吉田保志子	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター鳥獣害研究サブチーム 主任研究員
渡邊邦夫	京都大学霊長類研究所社会生態研究部門生態保全分野 教授

(50 音順 ◎は委員長)

※記載記事、イラスト、写真等の無断掲載はご遠慮願います。

野生鳥獣被害防止マニュアルシリーズ

- ◆「野生鳥獣被害防止マニュアルー生態と被害防止対策（基礎編）ー」平成 18 年 3 月発行
- ◆「野生鳥獣被害防止マニュアルーイノシシ、シカ、サル（実践編）ー」平成 19 年 3 月発行
- ◆「野生鳥獣被害防止マニュアルー鳥類編ー」平成 20 年 3 月発行
- ◆「野生鳥獣被害防止マニュアルーハクビシンー」平成 20 年 3 月発行

●イラスト 村石健一（表紙）、井上祐子

●写真提供 小寺祐二、高橋春成、澤邦之、美郷町産業振興課、島根県中山間地域研究センター、和歌山県環境生活部、奥多摩町観光産業課、長野県林務部、桐生市経済産業部、朝倉市、松任市農業協同組合、（財）自然環境研究センター

野生鳥獣被害防止マニュアルー捕獲編ー

平成 21 年 3 月発行

発行 農林水産省生産局農業生産支援課鳥獣被害対策室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号
TEL : 03-3502-8111 (代表) FAX : 03-6744-2523